大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル
資料編

平成２５年３月

関西広域連合広域防災局

目　次

○　第１章　関西広域連合構成府県、政令市及び連携県の物資に関する状況
第１　備蓄物資品目、数量
(1) 構成府県 被災者用主要品目の備蓄数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 構成市　被災者用主要品目の備蓄数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(3) 連携県　被災者用主要品目の備蓄数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第２　災害救助物資備蓄拠点位置図
(1)滋賀県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(2)京都府・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(3)大阪府・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(4) 兵庫県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(5) 和歌山県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(6) 徳島県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(7) 京都市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(8) 大阪市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(9) 堺市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(10)神戸市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
(11)福井県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(12)三重県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(13)奈良県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(14)鳥取県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第３　企業等との協定
(1)滋賀県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(2)京都府・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
(3)大阪府・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(4)兵庫県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
(5)和歌山県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
(6)徳島県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
(7)京都市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
(8)大阪市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
(9)堺市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
(10)神戸市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(11)福井県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
(12)三重県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
(13)奈良県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
(14)鳥取県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

○　第２章　東南海・南海地震等の想定地域における民間施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会資料
第１　民間拠点一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
○　第３章　物資関係参考データ
第１　和歌山県における移動県庁システム概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
第２　佐賀県とヤマト運輸の災害時応援協定（平成 24 年２月）・・・・・・・・・・・・ 59
第３　ＩＴＳ　Ｊａｐａｎについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
第４　主な備蓄物資の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第５　救援物資関係法令（抜粋）
災害対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
災害対策基本法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83
道路交通法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
道路法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
水道法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
港湾法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
災害救助法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
第６　救援物資集積・配送の関連サイトＵＲＬ一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
第７　救援物資に係る用語一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
第８　関西広域連合として物資手配に関する災害時応援協定締結を検討する団体・企業一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
第９　トラックのサイズと積載量（参考目安）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
第 10　内閣府　物資調達シート資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
第 11　全国物流ネットワーク協議会資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
別添　近畿府県防災・危機管理協議会防災部会　近畿圏広域防災地図

第１章　関西広域連合構成府県、政令市及び連携県の物資に関する状況

第１　備蓄物資品目、数量

（１）構成府県　被災者用主要品目の備蓄数量

H25.3.31現在

府県名	備蓄品目		数量	単位
滋賀県	災害救助物資	ビスケット	139,320	食
		乾パン	37,888	食
		アルファ化米	31,000	食
		アルファ化米(ｱﾚﾙｷﾞｰ対応)	5,000	食
		長期保存食	36,000	食
		飲料水	10,344	ﾘｯﾄﾙ
		毛布	27,000	枚
		紙おむつ	48,868	枚
京都府	食料等	乾パン	85,952	食
		アルファ化米（五目ごはん）	13,300	食
		アルファ化米（梅がゆ）	900	食
		缶入りパン	6,200	缶
		袋入りパン	3,100	袋
		ビスケット	3,500	個
		離乳食	4,500	食
		粉ミルク	1,500	食分
	日用品等	ほ乳瓶	1,500	個
		毛布	550	枚
		毛布	11,481	枚
		簡易トイレ	1,400	セット
		防水シート	3,500	枚
		大人用おむつ	2,500	枚
		子ども用おむつ	18,000	枚
		哺乳瓶消毒液（3,000ml）	50	本
		哺乳瓶消毒ケース	1,000	ケース
		生理用品	24,000	枚
大阪府	被災者用物資	アルファ化米等	816,800	食
		高齢者用	17,200	食
		アレルギー食	12,500	食
		缶入りパン	27,500	缶
		粉ミルク	6,072	缶
		粉ﾐﾙｸ　アレルギー対応	192	缶
		ペットボトル水（500mｌ）	164,000	本
		哺乳瓶	3,900	本
		毛布	578,900	枚
		紙おむつ	128,260	枚
		生理用品	1,410,544	枚
		簡易トイレ	1,700	基
		肌着	42,500	枚
		タオル	34,353	枚
		ティッシュ	35,600	個
		飲料水袋	101,900	袋
		作業着	584	着
		マスク	1,025,000	枚
		仮設風呂	3	基

H25.3.31現在

府県名	備蓄品目		数量	単位
兵庫県	被災者用物資	アルファ化米(アレルギー対応品含む)	100,000	食
		毛布	100,000	枚
		ブルーシート	6,666	枚
		仮設トイレ	916	基
		仮設風呂	24	基
		紙おむつ（子ども用）	81,120	枚
	救助資材	人名救助システム	40	ｾｯﾄ
		災害対策用ボート	22	艇
和歌山県	食料等	長期保存食品	47,100	食
		アルファ化米飯	14,300	食
		アルファ化「粥」	15,550	食
		缶詰パン	23,976	食
		アルミ袋パン	14,000	食
		5年保存水	40,008	ﾘｯﾄﾙ
		粉ミルク	304	缶
	日用品等	毛布	10,000	枚
		ブルーシート	1,000	枚
		紙コップ	100,000	個
		簡易トイレ	60,000	パック
		大人用紙おむつ	22,656	枚
		子ども用紙おむつ	20,986	枚
		お尻ふき（子ども用）	120	袋
		生理用品	16,308	枚
		ほ乳瓶	100	個
徳島県	被災者用物資	毛布	10,000	枚
		日用品セット	9,790	セット
		紙おむつ（子ども用）	38,640	枚

(2) 構成市　被災者用主要品目の備蓄数量

H25.3.31現在

市名	備蓄品目		数量	単位
京都市	被災者用物資	アルファ化米	232,000	食
		乾パン	61,952	食
		粉ミルク	2,246	缶
		粉ミルク（ｱﾚﾙｷﾞ対応）	70	缶
		仮設トイレ	1,314	基
		毛布	61,778	枚
		ブルーシート	7,835	枚
		非常用発電機	233	台
		照明器具	466	台
		屋内用間仕切りテント	436	張
		屋内用パーテーション	140	張
		ＬＥＤランタン	233	個
		避難所開設セット（簡易トイレ等）	233	セット
		紙おむつ（こども用）	29,328	枚
大阪市	被災者用物資	アルファ化米等	657,000	食
		粉ミルク	2,400	缶
		水缶詰・ペットボトル	1,822,500	本
		毛　布	332,000	枚
		防水シート	116,000	枚
		日用品セット	119,000	セット
		大人用紙おむつ	15,000	枚
		幼児用紙おむつ	40,000	枚
		生理用品	51,000	個
		肌　着	96,000	セット
		ラ　ジ　オ	5,600	台
		懐中電灯	12,400	台
		トイレットペーパー	60,540	巻
		簡易トイレ・ポータブルトイレ（及び消耗品）	3,500	基
		救急薬品	545	個
		救急資器材セット	1,095	セット
堺市	被災者用物資（食糧）	アルファ化米	58,240	食
		サバイバルフーズ	62,820	食
		乾パン	17,954	食
		おかゆ	2,832	食
		粉ミルク	7,542	食
	救助用資器材	哺乳ビン	1,500	本
		毛布	48,870	枚
		簡易トイレ	1,366	個
		仮設トイレ	341	基
		ハロゲンライト	163	台
		発電機	148	基
		災害時飲料水袋	2,880	袋
		紙おむつ（子ども用）	29,328	枚
神戸市	被災者用物資	毛布	139,910	枚
		サバイバルシート	150,230	枚
		飲料水	148,572	本
		アルファ化米	72,800	食
		クラッカー	89,390	食
		缶詰（ツナカン）	146,736	食
		粉ミルク	3,788	食
		生理用品	233,024	枚
		紙おむつ（幼児用）	261,958	枚
		紙おむつ（大人用）	20,675	枚
		仮設トイレ	800	基

(3) 連携県　被災者用主要品目の備蓄数量

H25.3.31現在

県名	備蓄品目		数量	単位
福井県	被災者用物資	食糧	34,920	食
		アルファ化米（アレルギー対応）	24,000	食
		粉ミルク（新生児用）	450	食
		粉ミルク（9ヶ月以上用）	450	食
		粉ミルク（アレルギー対応）	300	食
		食器セット	58,300	枚
		哺乳瓶	400	本
		毛布	19,480	枚
		簡易トイレ	237	台
		テント	75	張
		ブルーシート	6,250	枚
		仮眠用マット	75	枚
		幼児用紙おむつ	3,351	枚
		大人用紙おむつ	3,400	枚
		生理用品	750	個
		浄水器	10	台
		飲料水用ポリ袋	6,000	袋
三重県	被災者用物資	毛布	1,890	枚
		毛布	4,130	枚
		発電機 定格出力 交流0.9KVA以上	1,047	台
		投光機 500W×1灯	939	台
		投光機 500W×2灯	77	台
		担架	2,080	台
		防水ｼｰﾄ3.6m×5.4m	5,340	枚
		防水ｼｰﾄ5.4m×5.4m	98	枚
		簡易(組立式)ﾄｲﾚ	169	台
		簡易ﾄｲﾚ(薬剤ｾｯﾄ)汚物ﾊﾟｯｸ100袋 薬剤100袋/ｾｯﾄ	2,304	ｾｯﾄ
		簡易(箱型)ﾄｲﾚ	2,207	ｾｯﾄ
	救助資材	救助用ｺﾞﾑﾎﾞｰﾄ	11	艇
		救助工具用ｾｯﾄ	10	ｾｯﾄ
奈良県	被災者用物資	フリーズドライ食品	93,656	食
		缶詰	7,080	個
		毛布	31,958	枚
		防水シート	638	枚
		飲料水	34,002	本
		アルファ化米	15,000	食
		紙オムツ	2,360	枚
		生理用品	1,896	枚
鳥取県	被災者用物資	毛布	4,000	枚
		毛布	2,671	枚
		仮設トイレ	30	台
		ストーブ	30	台
		発動発電機	30	台
		投光器	30	台
		マスク	300,000	枚

第２　災害救助物資備蓄拠点位置図

（１）滋賀県

災害救助物資　広域輸送拠点･備蓄場所 位置図

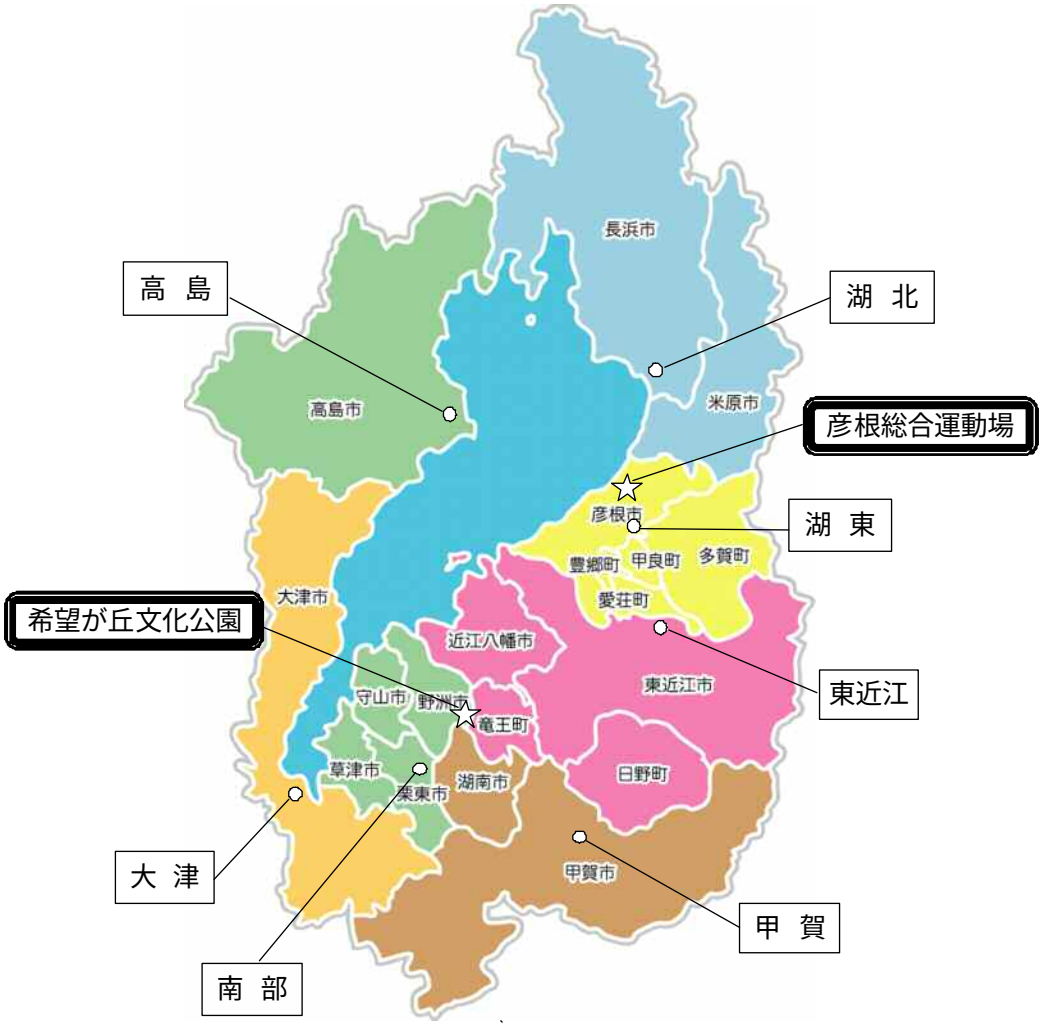

【広域輸送拠点】

施設名	住　所
彦根総合運動場	彦根市松原3028
希望が丘文化公園	蒲生郡竜王町薬師1178

【備蓄場所】

地域名	保管委託倉庫	住　所
大津	日本通運㈱大津支店	大津市中庄2丁目1-73
南部	滋賀県陸上輸送協同組合	栗東市手原8-1-5
甲賀	辻運輸(有)	甲賀市水口町北脇1750-1
東近江	アヤハ運輸倉庫㈱	東近江市小田苅町2004
湖東	キリン物流㈱滋賀出張所	彦根市高宮町上流7-1
湖北	日本通運㈱長浜支店	長浜市山階町253-1
高島	滋賀貨物運輸㈱湖西営業所	高島市新旭町太田2780-1

（2）京都府

一次集積	拠点名	住所
○	京都舞鶴港	舞鶴市字浜（浜緑地）
○	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曽根崩下代110-7
○	山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷1
	京都倉庫	京都倉庫（京都市上京区中立売通小川東入三丁町445）
	亀岡倉庫	亀岡倉庫（亀岡市荒塚町　府亀岡総合庁舎内）
	福知山倉庫	福知山倉庫（福知山市字篠尾　府福知山総合庁舎内）
	田辺倉庫	田辺倉庫（京田辺市興戸）
	宮津倉庫	宮津倉庫（宮津市字吉原　府宮津総合庁舎内）

（３）大阪府

一次集積	拠点名	住所
○	北部広域防災拠点	吹田市千里万博公園78－4
○	中部広域防災拠点	八尾市空港1丁目209－7
○	南部広域防災拠点	泉南市りんくう南浜2

（4）兵庫県

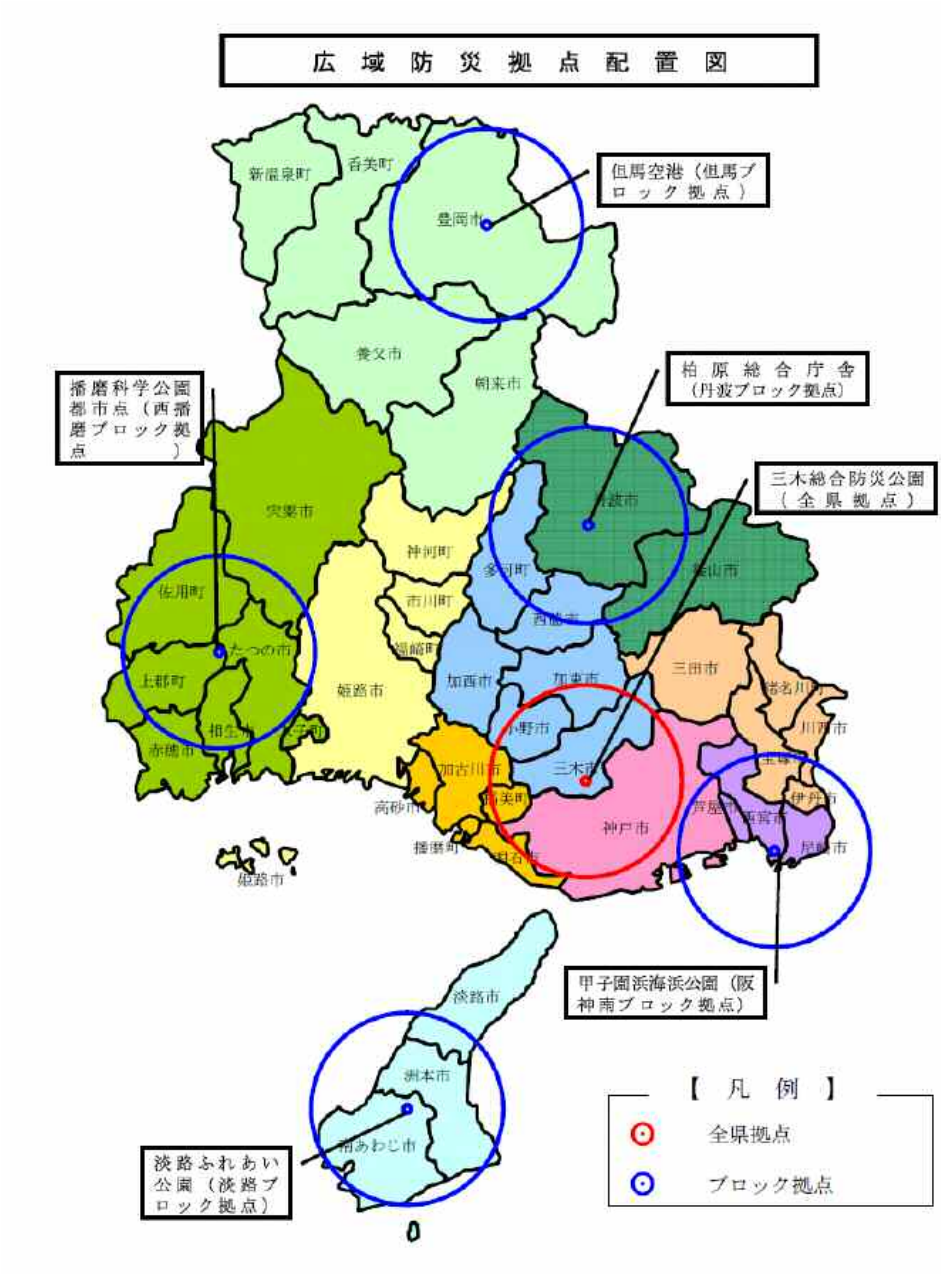

一次集積	拠点名	住所
○	三木広域防災拠点	三木市志染町御坂1-19
－	西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都3-9-2
－	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井字湯舟1492-3
－	淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田1473-12
－	阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜(今津浜公園内)
－	丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原688

（5）和歌山県

広域防災拠点配置図

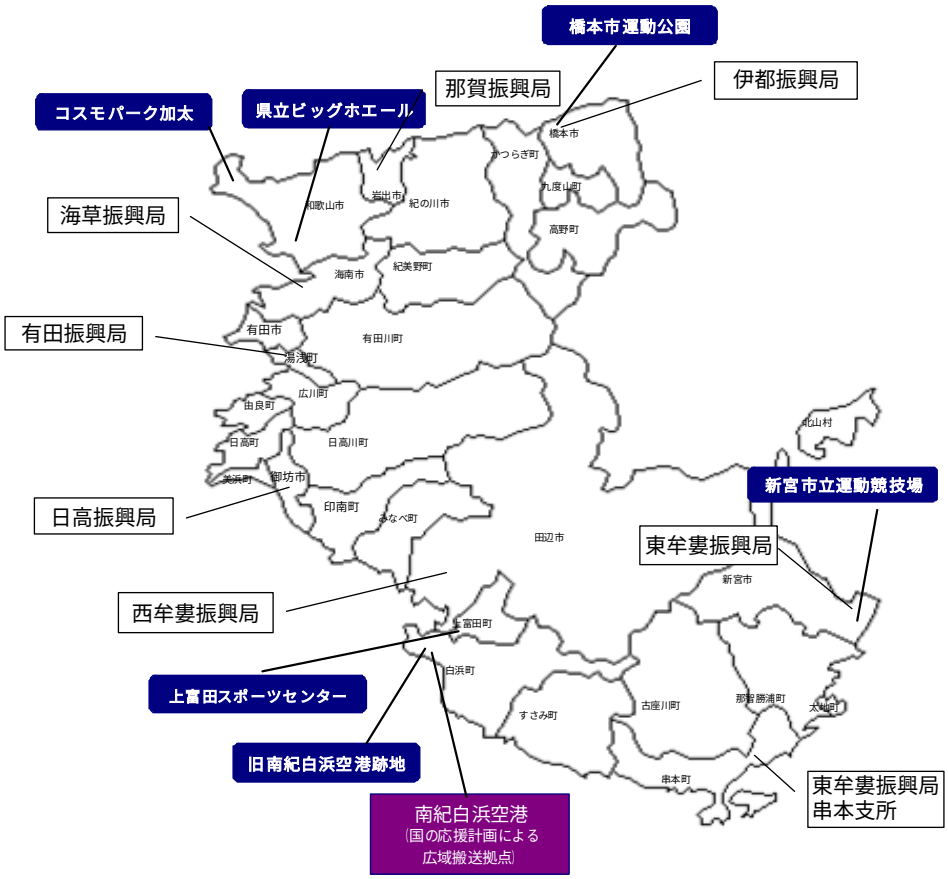

【広域防災拠点】

	施設名	住所	主な機能
第1拠点	コスモパーク加太	和歌山市加太2362番地の1	・応援要員の一時集結、ベースキャンプ ・ヘリポート ・災害医療活動の支援機能
	県立ビッグホエール	和歌山市手平二丁目1番地の1	・救援救助資機材、物資等の集積・仕分け機能 ・災害対策本部等との連絡調整機能
第2拠点	南紀白浜空港	西牟婁郡白浜町2926番地	・広域医療搬送拠点【国】
	旧南紀白浜空港跡地		・応援要員の一時集結、ベースキャンプ ・ヘリポート ・災害医療活動の支援機能
	上富田スポーツセンター	西牟婁郡上富田町朝来3871番地	・救援救助資機材、物資等の集積・仕分け機能 ・災害対策本部等との連絡調整機能
第3拠点	新宮市民運動競技場 三重県東紀州防災拠点 （紀南拠点）	新宮市佐野1501番地	・応援要員の一時集結、ベースキャンプ ・ヘリポート ・災害医療活動の支援機能 ・救援救助資機材、物資等の集積・仕分け機能 ・災害対策本部等との連絡調整機能
第4拠点	橋本市運動公園	橋本市北馬場455番地	・応援要員の一時集結、ベースキャンプ ・ヘリポート ・災害医療活動の支援機能 ・救援救助資機材、物資等の集積・仕分け機能 ・災害対策本部等との連絡調整機能

【備蓄保管場所】

施設名	住所
海草振興局	海南市大野中939
那賀振興局	岩出市高塚209
伊都振興局	橋本市市脇4丁目5番8号
有田振興局	有田郡湯浅町湯浅2355-1
日高振興局	御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局	田辺市朝日ヶ丘23-1
東牟婁振興局	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8
東牟婁振興局 串本支所	東牟婁郡串本町西向193

（6）徳島県

一次集積	拠点名	住所
○	徳島県立防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165番地
－	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43番地
－	南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1
－	西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
－	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市領家町野神319
－	西部総合県民局三好庁舎	三好市池田町マチ2415

（７）京都市

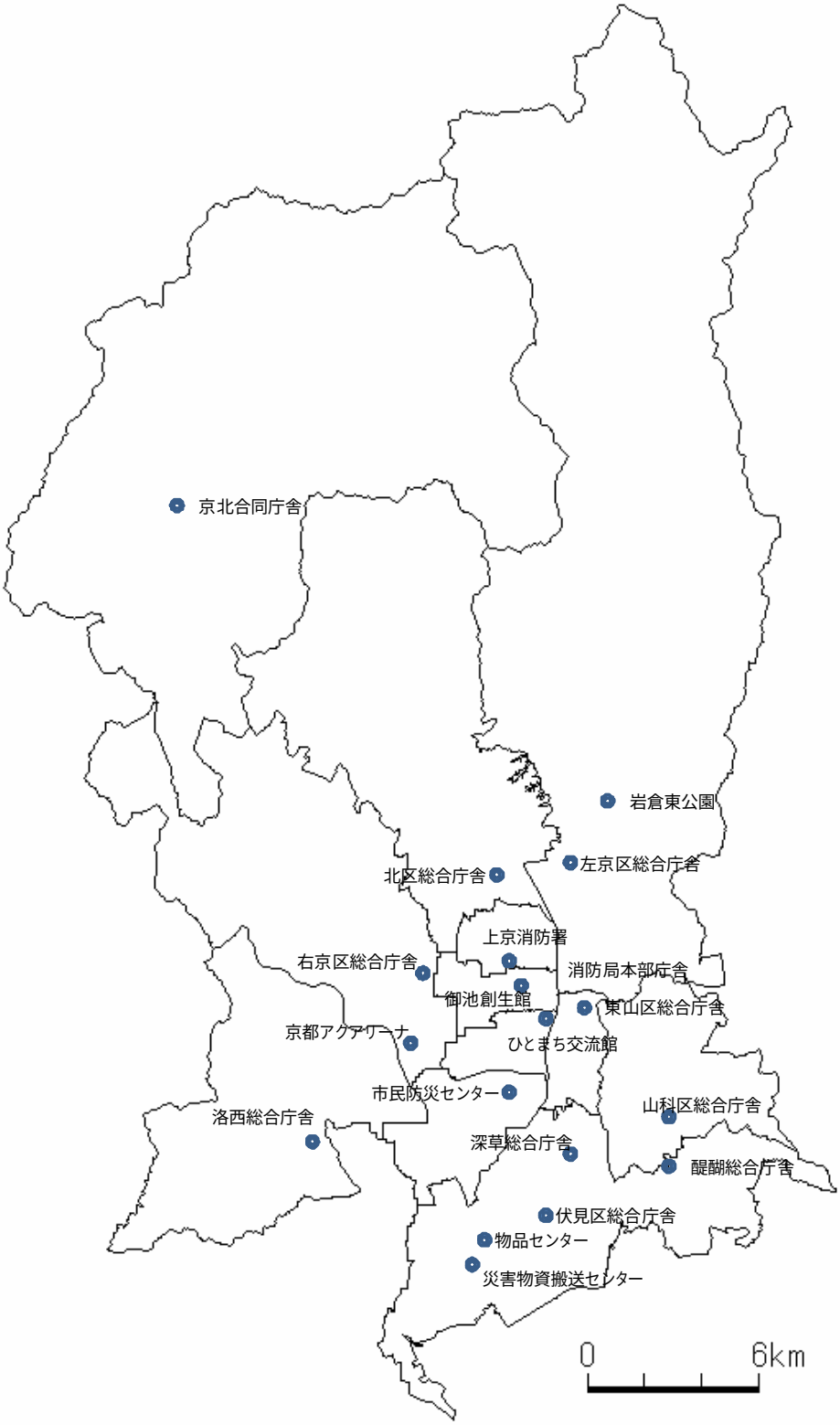
京北合同庁舎
岩倉東公園
左京区総合庁舎
北区総合庁舎
上京消防署
右京区総合庁舎
消防局本部庁舎
御池創生館
東山区総合庁舎
京都アクアリーナ
ひとまち交流館
市民防災センター
山科区総合庁舎
洛西総合庁舎
深草総合庁舎
醍醐総合庁舎
伏見区総合庁舎
物品センター
災害物資搬送センター
0
6km

備蓄倉庫別備蓄物資現況

平成24年3月31日現在

	備蓄倉庫名称	所在地	食　料			毛布等		仮設トイレ	
			乾パン	アルファ化米	粉ミルク	毛布	応急シート	組立式トイレ	マンホール利用
北区 (4)	北区総合庁舎	北区紫野東御所田町33-1		2,000					
	待鳳小学校備蓄倉庫	紫竹西北町1-3				1,000	50	4	10
	紫明小学校備蓄倉庫	小山東大野町55				1,000	50	4	5
	衣笠中学校備蓄倉庫	平野宮本町19-6				1,000	50	4	5
上京区 (5)	上京消防署備蓄倉庫	釜座通下立売下る東裏辻町398		21,500		1,000	200	4	10
	正親小学校備蓄倉庫	浄福寺通中立売下る菱丸町170				1,000	50	4	5
	翔鸞小学校備蓄倉庫	五辻通御前東入鳥居前町				500	50	4	5
	上京中学校備蓄倉庫	一条通室町西入東日野殿町395				500	50	2	7
	北総合支援学校	堀川通寺之内上る2丁目下天神町650－1				500	50	4	7
左京区 (8)	左京区総合庁舎	松ケ崎堂ノ上町7－2					500	10	10
	岩倉東公園備蓄倉庫	岩倉忠在地町		19,350		500	200	10	18
	岡崎中学校備蓄倉庫	岡崎東天王町1				1,000	50	4	5
	養徳小学校備蓄倉庫	田中西大久保町24				500	50	4	5
	岩倉北小学校備蓄倉庫	岩倉忠在地町1				500	50	4	5
	葵小学校備蓄倉庫	下鴨東梅ノ木8				500	50	4	5
	近衛中学校備蓄倉庫	吉田近衛町26-53				500	50	4	5
	修学院小学校	修学院沖殿町1				500	50	2	7
中京区 (6)	消防局本部庁舎備蓄倉庫	押小路通河原町西入榎木町450－2			2,316	0	20	2	4
	京都御池創生館	御池通柳馬場東入東八幡町579	13,952	2,050		2,000	250	18	30
	朱雀中学校備蓄倉庫	壬生中川町20－1				1,000	50	4	5
	北野中学校備蓄倉庫	西ノ京中保町1-4				1,000	50	4	5
	中京中学校備蓄倉庫	西ノ京北聖町62				500	50	2	7
	朱雀第六小学校備蓄倉庫	西ノ京車坂町15-5				500	50	4	5
東山区 (4)	東山区総合庁舎備蓄倉庫	清水五丁目130－8	24,960	6,500		500	360	4	4
	新道小学校備蓄倉庫	大和大路四条下る四丁目小松町130				1,000	50	4	5
	月輪小学校備蓄倉庫	本町通三ノ橋上る本町十七丁目358				500	50	4	5
	弥栄中学校	祇園町南側551				500	50	2	7
山科区 (4)	山科区総合庁舎	山科区椥辻池尻町14-2		2,000					
	山階小学校備蓄倉庫	西野大手先町21				1,000	50	4	5
	勧修小学校備蓄倉庫	勧修寺東栗栖野町42				500	50	2	7
	音羽小学校備蓄倉庫	音羽森廻町32				1,000	50	4	5
下京区 (5)	ひと・まち交流館　京都	西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1		25,000		1,500	550		50
	洛友中学校備蓄倉庫	大宮通綾小路下る綾大宮町51-2				1,000	50	4	5
	醒泉小学校備蓄倉庫	醒ケ井通松原下る町59				500	50	4	5
	西大路小学校備蓄倉庫	七条御所の内西町71-1				500	50	4	5
	下京中学校備蓄倉庫	楊梅通新町東入蛭子町120－1				500	50	4	6
南区 (3)	京都市市民防災センター	南区西九条菅田町7		2,000					
	九条弘道小学校備蓄倉庫	西九条春日町13				1,000	50	4	5
	祥栄小学校備蓄倉庫	吉祥院蔀絵町14				1,000	50	4	5

	備蓄倉庫名称	所在地	食　料			毛布等		仮設トイレ	
			乾パン	アルファ化米	粉ミルク	毛布	応急シート	組立式トイレ	マンホール利用
右京区（10）	京都アクアリーナ	西京極徳大寺団子田町		41,500		500	300	20	81
	京北合同庁舎	京北周山町上寺田1－1	1,024	500		1,000	200	10	10
	右京区総合庁舎	太秦下刑部町12				1,000	200	21	15
	西京極中学校備蓄倉庫	西京極宮ノ東町1				500	50	2	7
	西院小学校備蓄倉庫	西院春日町3－1				1,000	50	4	5
	御室小学校備蓄倉庫	御室堅町19				500	50	4	5
	太秦小学校備蓄倉庫	太秦奥殿町1-1				500	50	4	5
	嵯峨小学校備蓄倉庫	嵯峨釈迦堂大門町35-1				500	50	4	5
	梅津北小学校備蓄倉庫	梅津開キ町16				500	50	2	7
	嵯峨野小学校備蓄倉庫	嵯峨野千代ノ道町53				500	50	2	7
西京区（5）	洛西総合庁舎備蓄倉庫	大原野東境谷町二丁目1－2	26,752	8,000		978	100		
	嵐山東小学校備蓄倉庫	嵐山東海道町46				500	50	4	5
	竹の里小学校備蓄倉庫	大原野東竹の里町四丁目1				1,000	50	4	5
	新林小学校備蓄倉庫	大枝西新林町4－4				500	50	4	5
	川岡小学校備蓄倉庫	川島滑樋町14				500	50	2	7
伏見区（17）	物品センター備蓄倉庫	下鳥羽広長町37－1		29,350			300		40
	災害物資搬送センター	横大路千両松町				11,800	1,455	70	288
	深草総合庁舎備蓄倉庫	深草向畑町93－1	29,568	10,800		2,500	250		
	醍醐総合庁舎備蓄倉庫	醍醐大溝町28	12,800	5,800		1,000	150	4	5
	伏見区総合庁舎備蓄倉庫	鷹匠町39-2	6,400	2,000		1,000	200	9	15
	砂川小学校備蓄倉庫	深草ケナサ町25-5				1,000	50	4	5
	向島二の丸小学校備蓄倉庫	向島二ノ丸町151				1,000	50	4	5
	池田小学校備蓄倉庫	醍醐鍵尾町17				1,000	50	4	10
	小栗栖小学校備蓄倉庫	小栗栖森本町47-4				1,000	50	4	5
	向島藤の木小学校備蓄倉庫	向島藤ノ木町82-5				1,000	50	4	5
	伏見住吉小学校備蓄倉庫	住吉町455				500	50		
	納所小学校備蓄倉庫	納所妙徳寺1				1,000	50	4	5
	桃山南小学校備蓄倉庫	桃山大島38-109				500	50	4	5
	春日野小学校備蓄倉庫	日野田中町31番地				500	50	4	5
	美豆小学校備蓄倉庫	淀美豆1244				500	50	4	5
	深草小学校備蓄倉庫	深草西伊達町82－3（直違橋三丁目）				500	50	2	7
	桃陵中学校備蓄倉庫	桃陵町1				500	50	2	7
小計	71箇所		115,456	178,350	2,316	61,778	7,835	364	870

（８）大阪市

拠点名	住所
阿倍野備蓄拠点	阿倍野区阿倍野筋3-13-23
生野備蓄拠点	生野区勝山南4-7-11
西淀川備蓄拠点	西淀川区御幣島1-2-10
西備蓄拠点	西区新町4-5-14
旭備蓄拠点	旭区中宮1-11-14
中央備蓄拠点	中央区大阪城3-1

（9）堺市

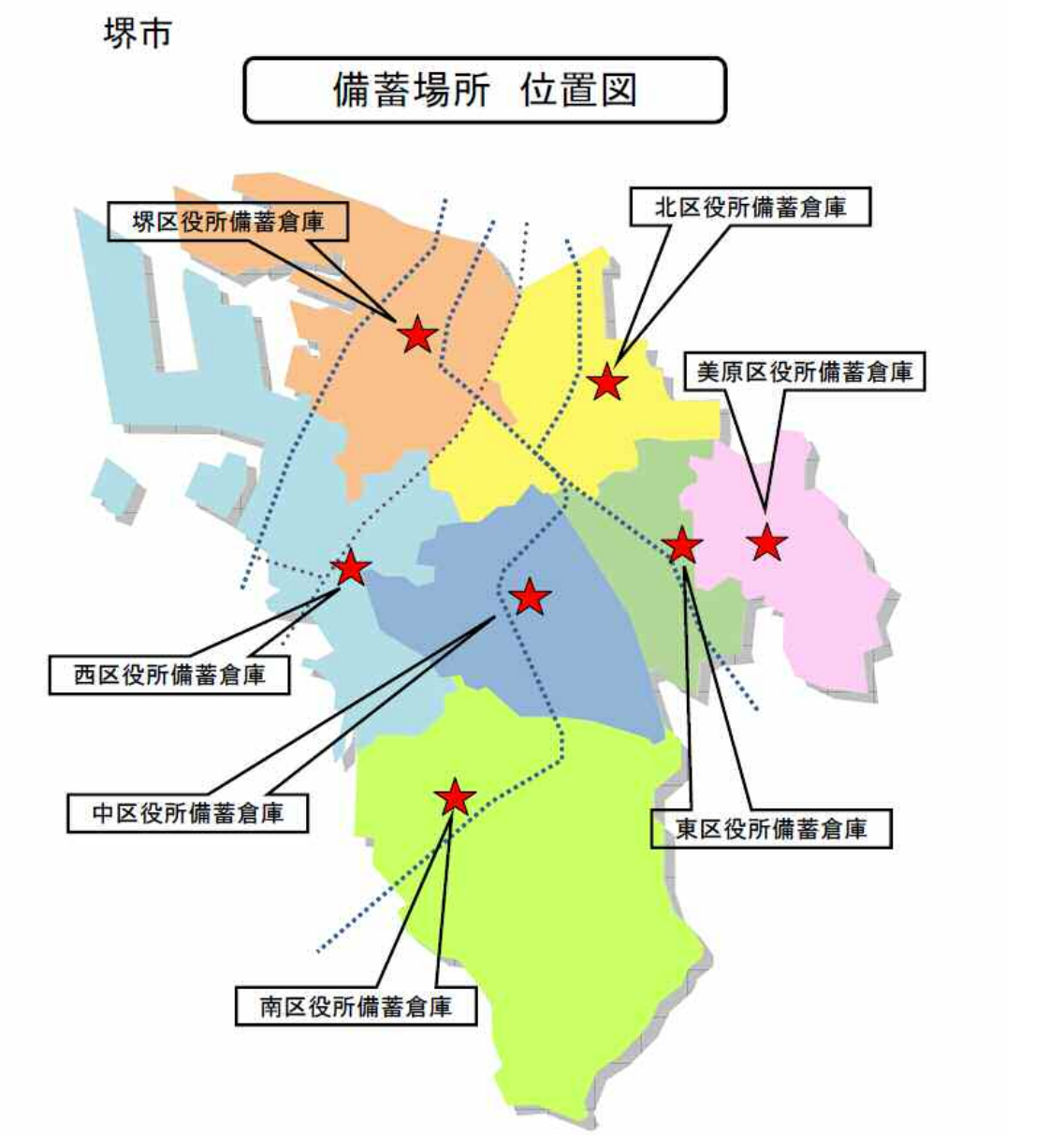

拠点名	住所
堺区役所（本庁舎）備蓄倉庫	堺市堺区南瓦町3番1号
中区役所備蓄倉庫	堺市中区深井沢町2470番地7
東区役所備蓄倉庫	堺市東区日置荘原寺町195番地1
西区役所備蓄倉庫	堺市西区鳳東町6丁600番地
南区役所備蓄倉庫	堺市南区桃山台1丁1番1号
北区役所備蓄倉庫	堺市北区新金岡町5丁1番4号
美原区役所備蓄倉庫	堺市美原区黒山167番地1

（１０）神戸市

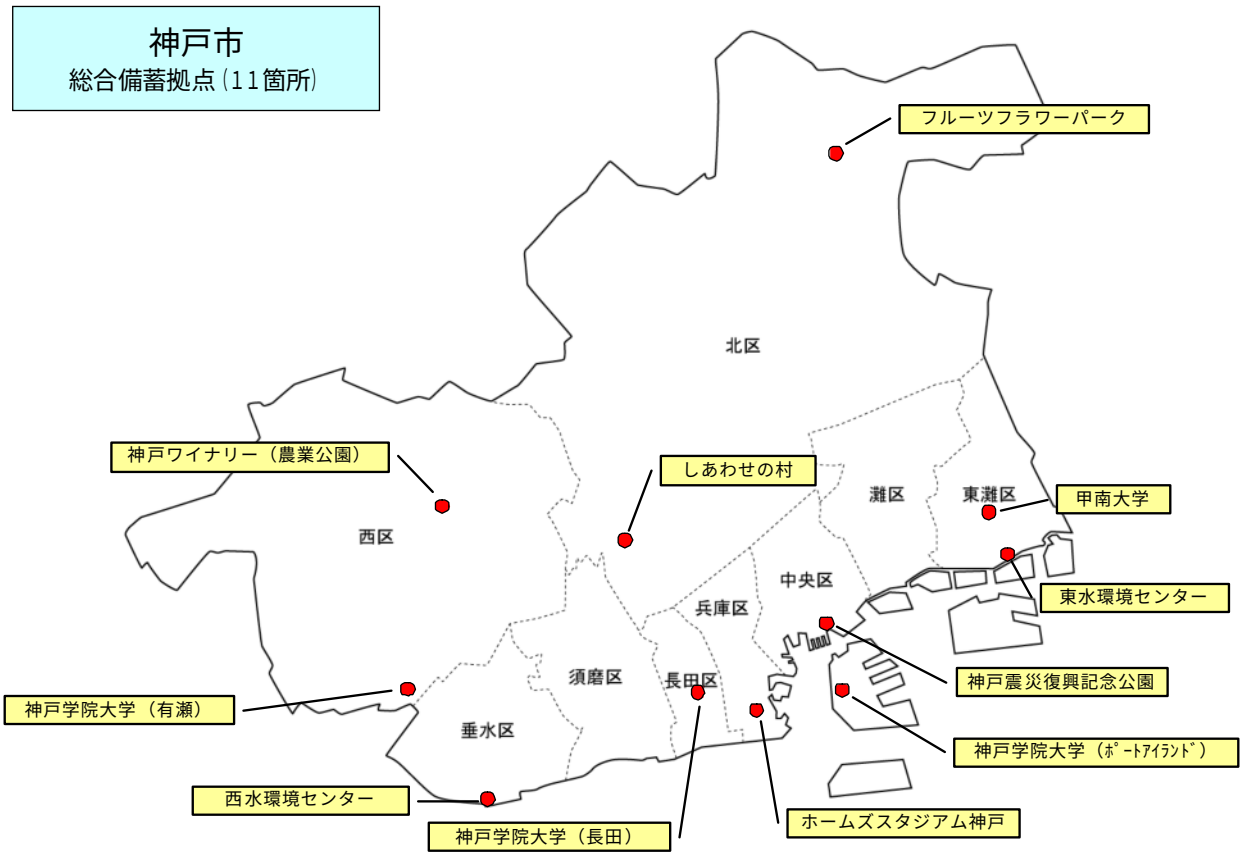

拠点名	住所
神戸市東水環境センター	神戸市東灘区魚崎南町2-1-23
甲南大学	神戸市東灘区岡本8-9-1
神戸震災復興記念公園	神戸市中央区小野浜町
神戸学院大学･ポートアイランドキャンパス	神戸市中央区港島1-1-3
ホームズスタジアム神戸	神戸市兵庫区御崎町1-2-2
フルーツ･フラワーパーク	神戸市北区大沢町上大沢2150
しあわせの村	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14-1
神戸学院大学･長田キャンパス	神戸市長田区西山町2-3-3
神戸学院大学･有瀬キャンパス	神戸市西区伊川谷町有瀬518
神戸ワイナリー（農業公園）	神戸市西区押部谷町高和1557-1
神戸市西水環境センター	神戸市垂水区平磯1-1-65

（１１）福井県

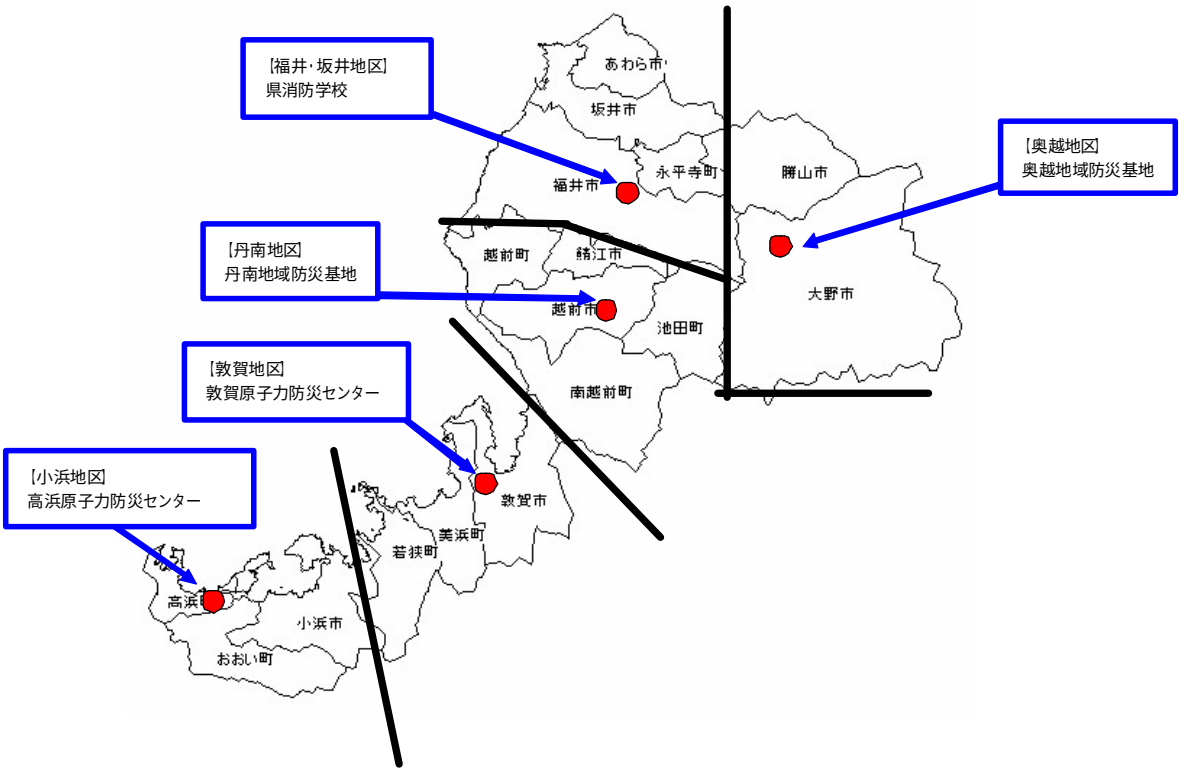

一次集積	拠点名	住所
○	福井県消防学校（福井･坂井地区）	福井市大畑町97-21-3
	奥越地域防災基地（奥越地区）	大野市横枕30-15
	丹南地域防災基地（丹南地区）	越前市宮谷町35-82-1
	敦賀原子力防災センター（敦賀地区）	敦賀市金山99-11-47
	高浜原子力防災センター（小浜地区）	大飯郡高浜町薗部35字一ツ橋14

（１２）三重県

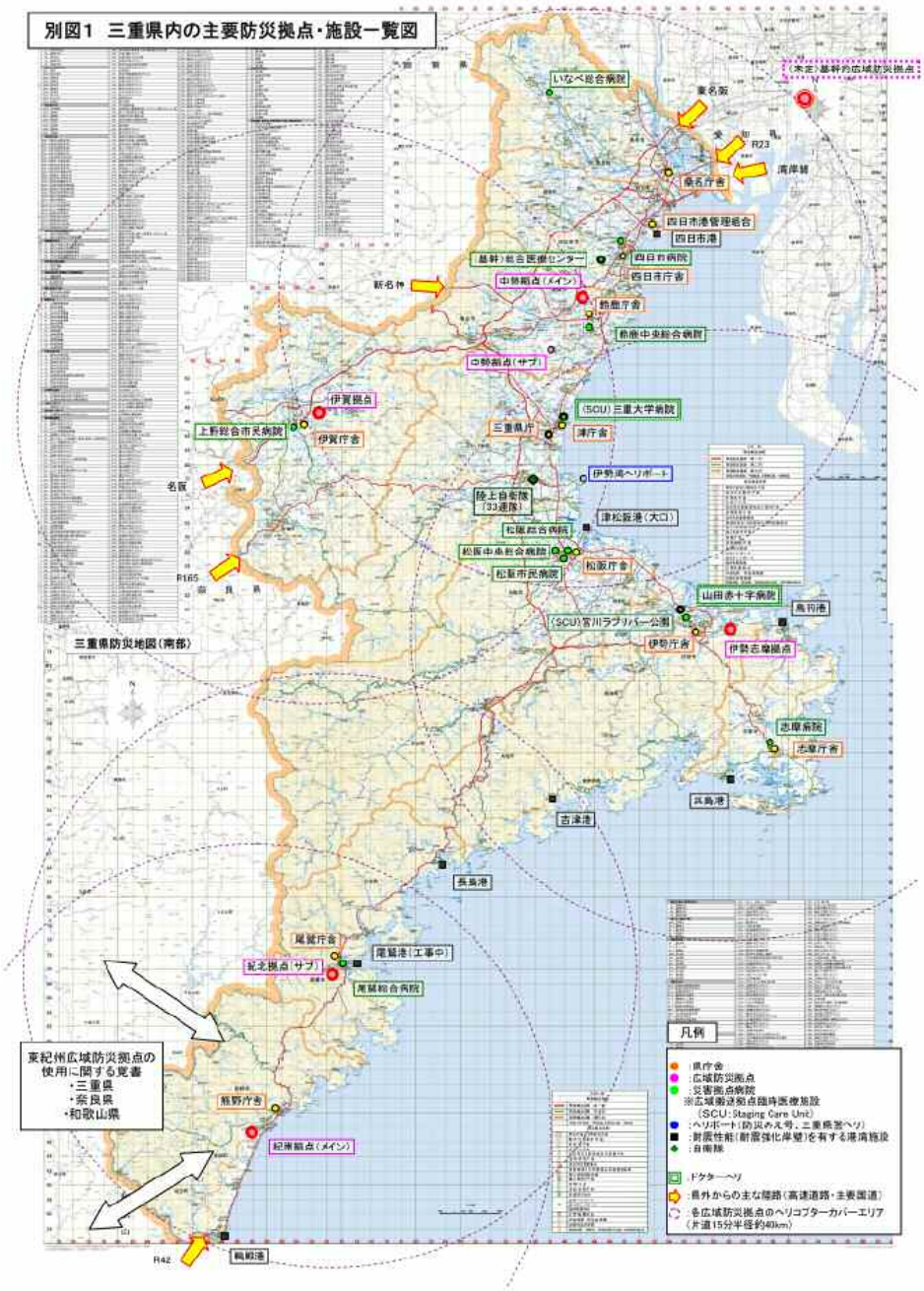

拠点名	住所
三重県広域防災拠点（中勢拠点）	鈴鹿市石薬師町452
三重県伊賀庁舎	伊賀市四十九町2802
名張市防災センター	名張市鴻之台1-2
三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）	伊勢市朝熊町3477-15
三重県志摩庁舎	志摩市阿児町鵜方3098-9
三重県広域防災拠点（東紀州（紀北）拠点）	尾鷲市光が丘29
三重県広域防災拠点（東紀州（紀南）拠点）	熊野市久生屋町地内

（１３）奈良県

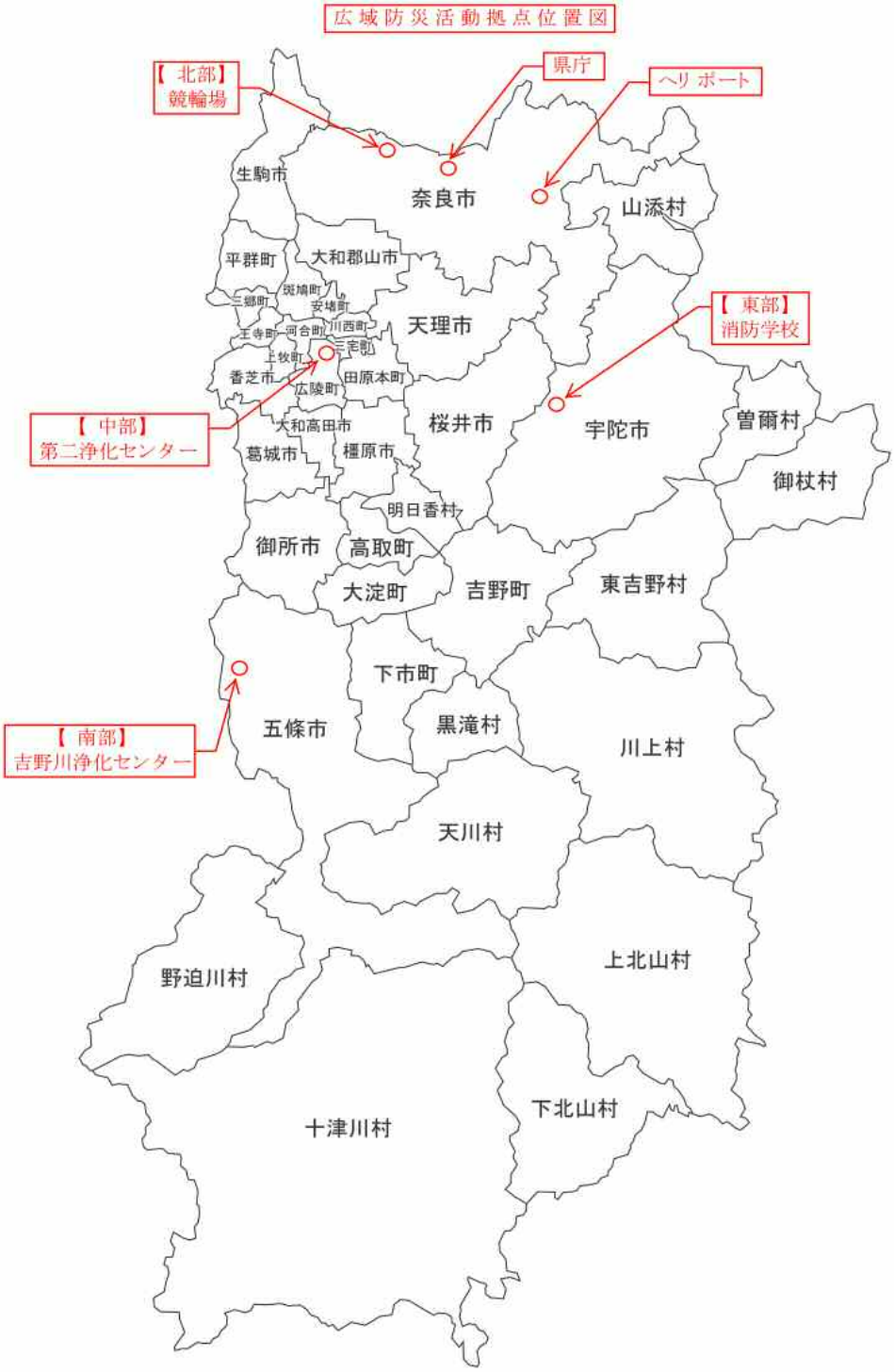

一次集積	拠点名	住所
	北部　県営競輪場	奈良市秋篠町98
	南部　吉野川浄化センター	五條市二見5丁目1314
	東部　消防学校	宇陀市榛原区下井足17-2
	中部　第二浄化センター	北葛城郡広陵町萱野100-1

（１４）鳥取県

広 域 防 災 拠 点 配 置 図

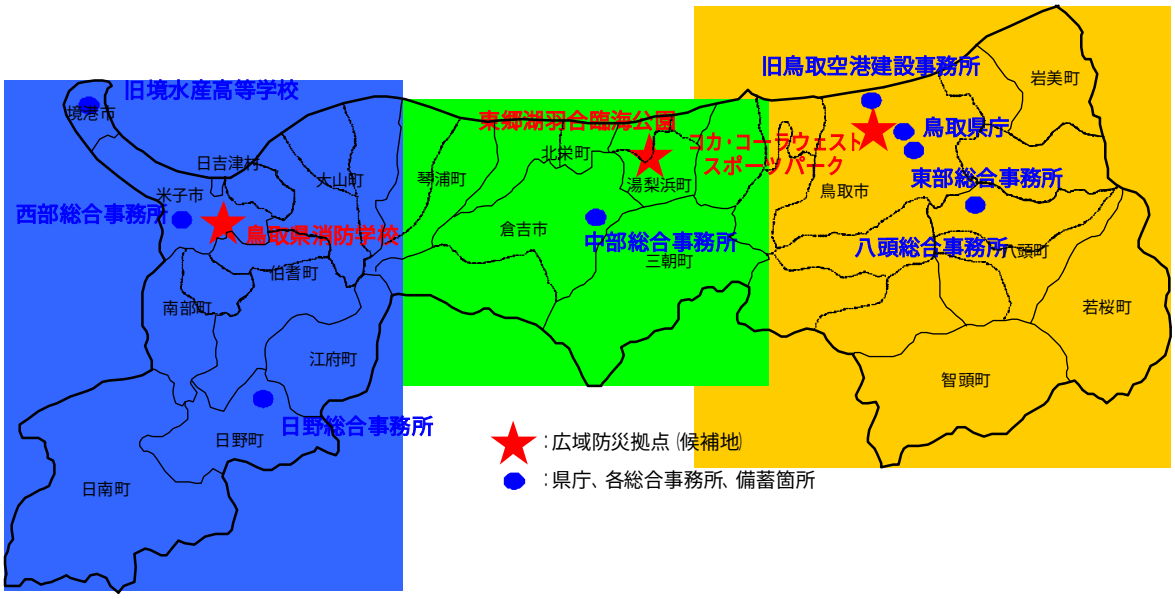

一次集積	拠点名	住所
	コカコーラウエストスポーツパーク	鳥取市布勢146-1
	東郷湖羽合臨海公園	東伯郡湯梨浜町南谷
	鳥取県消防学校	米子市流通町1350
	防災資機材倉庫（旧鳥取空港建設事務所）	鳥取市湖山町北4
	防災資機材倉庫（旧米子警察署車庫）	米子市桝町1
	旧境水産高等学校	境港市中野町2000
	鳥取県庁	鳥取市東町1丁目220
	東部総合事務所	鳥取市立川町六丁目１７６番地
	八頭総合事務所	八頭郡八頭町郡家１００
	中部総合事務所	倉吉市東巌城町2
	西部総合事務所	米子市糀町1丁目160
	日野総合事務所	日野郡日野町根雨140-1

第３　企業等との協定

（１）滋賀県

滋賀県が締結する災害時応援協定一覧　（平成24年3月31日時点）

分類	協定締結先	協定名称	現在の企業・団体等の名称
輸送	(社)滋賀県トラック協会	災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定書	(社)滋賀県トラック協会
	琵琶湖汽船(株)	災害時における人員や物資等の輸送に必要な船舶等の応援に関する協定書	琵琶湖汽船(株)
	(株)オーミマリン	災害時における人員や物資等の輸送に必要な船舶等の応援に関する協定書	(株)近江トラベル
	(株)ノエビア	災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定書	(株)ノエビア
	滋賀県漁業協同組合連合会	災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定書	滋賀県漁業協同組合連合会
	朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定書	朝日航洋(株) 中日本航空(株) 四国航空(株)
医薬品・医療物資	滋賀県医薬品卸協会	災害時における医薬品等の供給に関する協定	滋賀県医薬品卸協会
	(社) 滋賀県薬剤師会	災害時の医療救護活動に関する協定書	(社)滋賀県薬剤師会
	京都医療機器協会	災害時における医療機器等の供給に関する協定書	京都医療機器協会
	有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部滋賀県支部	災害時における医療ガス等の供給に関する協定書	有限責任中間法人日本産業・医療ガス協会　近畿地域本部滋賀県支部
物資調達	(株)西友	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	合同会社西友
	(株)平和堂	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)平和堂
	(株)ニチイ近江八幡サティ	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	イオンリテール(株)イオン近江八幡店
	ジャスコ(株)近畿カンパニー	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	イオンリテール(株)東近畿カンパニー
	(株)草津近鉄百貨店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)近鉄百貨店草津店
	(株)ユーストア	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	ユニー(株)
	(株)ファミリーマート	災害時における応急生活物資の供給および備蓄困難者への支援に関する協定書	(株)ファミリーマート
	滋賀県生活協同組合連合会	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	滋賀県生活協同組合連合会
	三笠コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	コカ・コーラウエスト(株)
	(株)ローソン	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ローソン
	NPO法人コメリ災害対策センター	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ
	富士産業(株)	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	富士産業(株)
	(株)セブンーイレブン・ジャパン	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)ｾﾌﾞﾝｰｲﾚﾌﾞﾝ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ
住宅・生活支援	(社)プレハブ建築協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	(社)プレハブ建築協会
	(社)全日本不動産協会滋賀県本部	災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書	(社)全日本不動産協会滋賀県本部
	(社)滋賀県宅地建物取引業協会	災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書	(社)滋賀県宅地建物取引業協会
	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	災害時における被災者に対する旅館・ホテルの入浴施設の提供に関する協定書	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
	滋賀県理容生活衛生同業組合	災害時におけるサービス業務の提供に関する協定書	滋賀県理容生活衛生同業組合
	滋賀県美容業生活衛生同業組合	災害時におけるサービス業務の提供に関する協定書	滋賀県美容業生活衛生同業組合

分類	協定締結先	協定名称	現在の企業・団体等の名称
帰宅困難者対策	(株)エーエム・ピーエム・近鉄、国分グローサーズチェーン(株)、(株)ココストア、(株)サークルKサンクス、(株)セブンーイレブン・ジャパン、(株)チコマート、(株)デイリーヤマザキ、(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、ミニストップ(株)、(株)吉野家ディー・アンド・シー	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)ファミリーマート
			国分グローサーズ・チェーン
			(株)ココストア
			(株)サークルKサンクス
			(株)ｾﾌﾞﾝｰｲﾚﾌﾞﾝ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ
			(株)チコマート
			(株)デイリーヤマザキ
			(株)ポプラ
			ミニストップ(株)
			(株)吉野家
	(株)ローソン	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)ローソン
	(株)ジャパン、(株)イデア・リンク、(株)ストロベリーコーンズ	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)ジャパン
			(株)イデア・リンク
			(株)ストロベリーコーンズ
	(株)壱番屋	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)壱番屋
	(株)スギ薬局	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)スギ薬局
	(株)ダスキン	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)ダスキン
	(株)ユタカファーマシー	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)ユタカファーマシー
	(株)モスフードサービス	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)モスフードサービス
	(株)セブン＆アイ・フードシステムズ	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)ｾﾌﾞﾝ＆ｱｲ・ﾌｰﾄﾞｼｽﾃﾑｽﾞ
	ロイヤル関西(株)	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	ロイヤルホスト(株)
	サトレストランシステムズ(株)	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	ｻﾄﾚｽﾄﾗﾝｼｽﾃﾑｽﾞ(株)
	株式会社九九プラス	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)九九プラス
	ワタミ(株)	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	ワタミ(株)
	(株)第一興商	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	(株)第一興商
	チムニー(株)	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	チムニー(株)

（2）京都府

企業等との協定状況

京都府

協　定　名	協定等の相手
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	日本放送協会京都放送局、㈱京都放送㈱エフエム京都
緊急警報放送の要請に関する覚書	日本放送協会京都放送局
緊急時における放送実施に関する協定	㈱京都リビングエフエム、(N)京都コミュニティ放送、エフエム宇治放送㈱、㈱エフエムあやべ (N)京丹後コミュニティ放送 福知山ＦＭ放送㈱ ㈱ＦＭ８０２
災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	西日本旅客鉄道㈱
災害時等における日本アマチュア無線連盟京都府支部の協力に関する協定	(社)日本アマチュア無線連盟京都府支部
災害時の医療救護活動に関する協定書	(社)京都府医師会
災害時における医薬品等の取扱いに関する協定書	(社)京都府薬剤師会
災害時における医薬品の供給に関する協定書	(社)京都府薬剤師会、(社)京都府薬種商協会
災害時における医療用品等の供給に関する協定書	京都ｶﾞｰｾﾞ・脱脂綿製造部会、京都府医療品卸商組合（現大阪医療品卸商組合）、京都医療機器協会
災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書	有限責任中間法人日本医療ｶﾞｽ協会近畿地域本部京都府支部
災害用医薬品備蓄及び供給等に関する委託契約	京都府医薬品卸協会(旧:京都府医薬品卸協同組合)
災害時等における京都府助産師会の協力に関する協定	(社)京都府助産師会
災害時等における京都府看護協会の協力に関する協定	(社)京都府看護協会
京都府緊急災害医療チームの派遣に関する協定書	(社)恩賜財団済生会京都府病院
災害時等における京都府柔道整復師会の協力に関する協定	(社)京都府柔道整復師会
災害時等における一般社団法人日本希少難病患者災害支援対策機構の協力に関する協定	(社)日本希少難病患者災害支援対策機構
災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	(社)ｼﾞｬﾊﾟﾝｹﾈﾙｸﾗﾌﾞ、(N)日本ﾚｽｷｭｰ協会、(N)全国災害救助犬協会 (N)災害救助犬ネットワーク
緊急事態における隊友会の協力に関する協定	(社)隊友会京都府隊友会
災害時等における遺体の搬送に関する協定	(社)全国霊柩自動車協会
災害時等における京都中央葬祭業協同組合の協力に関する協定	京都中央葬祭業協同組合
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	(社)プレハブ建築協会
災害時における応急対策物資供給等に関する協定書	府ＪＡ中央会、府生協連、イズミヤ、イオンリテール、西友、ダイエー
災害時における物資の供給の応援に関する協定書	大丸京都店、高島屋京都店、藤井大丸 ＪＲ伊勢丹、近鉄桃山店
災害時等における応急対策物資供給等に関する協定書	北京都ｽｰﾊﾟｰﾏｰｹｯﾄ協会加盟５社（㈱さとう、㈱三ツ丸ｽﾄｱ、西山寛商事㈱、㈱フクヤ、㈱にしがき） NPO法人コメリ災害対策センター ㈱ローソン ㈱ファミリーマート ㈱サークルＫサンクス
災害時における飲料の提供協力に関する協定書	コカ・コーラウエスト㈱ ダイドードリンコ㈱西日本営業部 サントリーフーズ㈱近畿支社
災害時等における物資の供給に関する協定	京都パン協同組合、全日本パン協同組合連合会近畿東海北陸ブロック
災害時における交通誘導業務及び警戒業務等の支援に関する協定	(社)京都府警備業協会
災害時における車両等の排除活動に関する覚書	(一社)日本自動車連盟関西本部京都支部

無償団体救援協定書(災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬)	京都府環境整備事業協同組合
災害時等における京都府食品衛生協会の協力に関する協定	(社)京都府食品衛生協会
災害時等における京都府栄養士会の協力に関する協定	(社)京都府栄養士会
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	(社)京都府産業廃棄物協会
災害時における応急対策業務に関する協定書	(一社)京都府建物解体協会 (一社)京都府解体工事業協会
災害時等における京都府獣医師会の協力に関する協定	(社)京都府獣医師会
災害時等における京都市獣医師会の協力に関する協定	(社)京都市獣医師会
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方支部
京都府営水道及び長田野工業用水道の導水配水管路修復工事に関する覚書	㈱クボタ、㈱栗本鐵工所
災害時等における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書	京都府管工事業協同組合連合会
災害等緊急時における貨物自動車輸送の応援に関する協定書	(社)京都府トラック協会
災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書	(社)京都府バス協会
災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	(財)全国福祉輸送サービス協会近畿支局京都支部
災害時等における輸送車両提供の協力に関する協定	Ｆレンタリース（株）
災害時等における京都府漁業協同組合連合会の協力に関する協定	京都府漁業協同組合連合会
大規模災害発生時における緊急対応に関する協定	(社)京都府建設業協会 (社)京都府測量設計業協会
災害時の応援業務に関する協定	(社)京都電業協会
災害時の応援業務に関する協定書	京都府電気工事工業組合
災害時等における相互協力に関する協定	西日本高速道路㈱関西支社
災害時等における京都府砕石協同組合の協力に関する協定	京都府砕石協同組合
災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	住宅金融公庫大阪支店
災害時等における京都府建築士会の協力に関する協定	(社)京都府建築士会
災害時等における京都府建築設計事務所協会の協力に関する協定	(社)京都府建築士事務所協会
緊急時における西日本電信電話株式会社施設の使用に関する協定書	西日本電信電話㈱京都支店
災害時の支援活動等における相互協力に関する協定	京都府石油商業組合
災害時等における警友会の協力に関する協定	京都府警友会
災害時等における協力に関する協定	(公社)日本青年会議所近畿地区京都ブロック協議会 全京都建設協同組合
災害発生時における災害応急活動に関する協定書	(社)京都府自動車整備振興会
災害時等における協力に関する協定	京都瓦工事組合連合会
災害時等における電気自動車及び給電装置に関する協力協定	三菱自動車工業(株)、京都三菱自動車(株)、ニチコン(株)、(株)GSユアサ
地域活性化包括連携協定	㈱セブン-イレブン・ジャパン ㈱ファミリーマート ㈱サークルＫサンクス 西日本高速道路㈱関西支社 イオン㈱
「東日本大震災」被災地の復興支援に係る京都府と国立大学法人京都大学との包括連携協定書	国立大学法人京都大学

（３）大阪府

	防災協定等の名称	協定先	締結日	担当部局
1	り災者用食糧確保を依頼（乾パンの確保）	三立製菓㈱	昭和45年10月30日	政策企画部
2	り災者用食糧確保を依頼（ﾋﾞｽｹｯﾄの確保）	明治製菓㈱	昭和45年10月30日	
3	災害時における放送要請に関する協定	日本放送協会(NHK)	昭和49年5月24日	
		朝日放送㈱ ㈱毎日放送 読売テレビ放送㈱ 関西テレビ㈱ 大阪放送㈱ ㈱エフエム大阪	昭和53年12月15日	
		テレビ大阪放送㈱	昭和57年3月1日	
		㈱エフエムはちまるに 関西インターメディア㈱	平成10年5月22日	
4	災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約	日本赤十字社大阪府支部	昭和56年4月1日	
5	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	西日本旅客鉄道㈱	昭和62年4月1日	
6	り災者用食糧確保を依頼（即席麺の確保）	日清食品ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ㈱ 明星食品㈱ ハウス食品㈱ サンヨー食品㈱ エースコック㈱	平成6年2月25日	
7	近畿２府７県危機発生時の相互応援に関する基本協定	近畿2府7県	平成8年2月20日	
			平成18年4月26日	
8	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定	（社）大阪府トラック協会 赤帽大阪府軽自動車運送（協）	平成8年5月20日	
9	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全都道府県	平成6年2月25日	
			平成19年7月12日	
10	災害時における交通の確保等の業務に関する協定	(社)大阪府警備業協会	平成8年7月18日	
11	防災活動への協力及び災害救助用物資の提供に関する協定（災害救助用物資の確保）	㈱サーブ【旧㈱サボイ】	平成9年2月5日	
12	災害時におけるﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動支援に関する協定	大阪府社会福祉協議会	平成9年3月31日	
13	災害時における報道要請に関する協定	朝日新聞大阪本社 毎日新聞大阪本社 読売新聞大阪本社 産経新聞大阪本社 日本経済新聞大阪本社 共同通信社大阪支社 時事通信社大阪支社 新日本海新聞社【旧大阪日日新聞社大阪本社】 夕刊フジ関西総局 中日新聞社大阪支社 神戸新聞社大阪支社 日刊工業新聞社大阪本社 日本工業新聞社大阪本社 京都新聞社大阪支社 奈良新聞社大阪支社 ｼﾞｬﾊﾟﾝﾀｲﾑｽﾞ大阪支社	平成9年6月10日	
14	地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	大阪府石油商業組合	平成15年1月17日	
15	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	㈱ローソン ㈱セブン－イレブン・ジャパン ㈱ファミリーマート ㈱デイリーヤマザキ ㈱ココストア ㈱エーエム・ピーエム・近鉄 ミニストップ㈱ 国分グローサーズチェーン㈱ ㈱サークルＫサンクス ㈱ポプラ	平成17年2月17日	

		㈱吉野家ﾃﾞｨｰ･ｱﾝﾄﾞ･ｼｰ ㈱ジャパン ㈱イデアプラス ㈱ストロベリーコーンズ		政策企画部
		㈱壱番屋 ㈱スギ薬局	平成19年8月23日	
		㈱ダスキン	平成20年2月6日	
		㈱ユタカファーマシー	平成20年3月3日	
		㈱モスフードサービス	平成20年8月1日	
		㈱ｾﾌﾞﾝ&ｱｲ・ﾌｰﾄﾞｼｽﾃﾑｽﾞ	平成20年8月11日	
		ロイヤル関西㈱	平成20年8月22日	
		ｻﾄﾚｽﾄﾗﾝｼｽﾃﾑｽﾞ㈱	平成21年8月6日	
		㈱九九プラス	平成21年9月10日	
16	災害時における応急避難所用天幕等資機材の供給協力に関する協定	ＴＳＰ太陽㈱大阪支店 ㈱セレスポ	平成17年6月6日	
17	災害発生時の大阪府広域防災拠点等における物資の物流管理業務に関する協定	日本通運㈱	平成17年9月5日	
18	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	泉南市 イオンモール㈱イオンりんくう泉南ショッピングセン イオンリテール㈱	平成17年9月20日	
19	船舶による災害時の輸送等に関する協定	近畿旅客船協会	平成17年12月14日	
20	災害時における飲料の提供協力に関する協定	ｺｶ･ｺｰﾗｳｴｽﾄ㈱	平成18年1月12日	
		ﾀﾞｲﾄﾞｰﾄﾞﾘﾝｺ㈱近畿支店	平成18年7月3日	
		アサヒ飲料㈱	平成19年5月18日	
		㈱ジャパンビバレッジ 西日本支社	平成19年9月1日	
21	災害時における応急救助用資機材等の供給協力に関する協定	大阪建設機械リース （協）	平成18年1月12日	
22	災害発生時の水利確保に係る防災活動協力に関する協定	大阪広域生コンクリート（協）	平成18年7月27日	
23	災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	イオンリテール㈱ イズミヤ㈱ ㈱イトーヨーカ堂 ㈱オークワ ㈱関西スーパーマーケット ㈱近商ストア ㈱スーパーナショナル ㈱ダイエー ㈱ピーコックストア ㈱阪食 ㈱平和堂 ㈱ライフコーポレーション ㈱マイカル イオンマルシェ㈱	平成18年9月1日	
		㈱万　代	平成18年11月10日	
		コーナン商事㈱	平成19年3月23日	
		国分グローサーズチェーン㈱ ㈱サークルＫサンクス ㈱セブン－イレブン・ジャパン ㈱デイリーヤマザキ ㈱ファミリーマート ㈱ポプラ ㈱ローソン	平成19年12月21日	
		NPO法人ｺﾒﾘ災害対策ｾﾝﾀｰ	平成22年8月27日	
24	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	（社）大阪バス協会	平成19年2月15日	
25	災害時における支援に関する覚書	三井化学㈱ＣＳＲ・広報部	平成19年9月20日	
26	災害時における母子等の支援に関する協定	（社）大阪府助産師会	平成20年4月17日	
27	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人日本レスキュー協会	平成20年9月11日	
28	災害時における被災建築物の解体撤去及び緊急時の協力等に関する協定	大阪建物解体工事業協同組合	平成22年8月27日	
29	本庁舎の災害復旧支援に関する協定書	（社）大阪電業協会 （社）大阪空気調和衛星工業協会	平成19年12月28日	総務部
30	本庁舎の災害復旧支援に関する協定書(変更協定	（社）大阪電業協会 （社）大阪空気調和衛星工業協会	平成23年3月18日	
31	災害時における応急物資供給等に関する協定	大阪府生活協同組合連合会	平成9年4月1日	府民文化部

32	災害時における医療救護についての協定	（社）大阪府医師会	昭和58年2月28日	健康医療部
33	非常災害乳幼児救護用調製粉乳の一定量確保委託（粉乳の確保）	ﾋﾞｰﾝｽﾀｰｸ・ｽﾉｰ㈱ 森永乳業㈱ 明治乳業㈱	平成8年4月1日	
34	災害用医薬品等の供給に関する協定	(社)大阪府薬剤師会 大阪府医薬品卸(協) 大阪府医薬品協会 大阪家庭薬協会 大阪衛生材料(協) 日本医療ガス協会大阪府支部 近畿歯科用品商組合 大阪医療機器協会	平成9年4月1日	
35	大阪府災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定	大阪府立急性期・総合医療ｾﾝﾀｰ 大阪市立総合医療ｾﾝﾀｰ 国立病院機構大阪医療ｾﾝﾀｰ 大阪赤十字病院 大阪市立大学医学部付属病院 大阪大学医学部付属病院 大阪府済生会千里病院 三島救命救急ｾﾝﾀｰ 大阪医科大学附属病院 関西医科大学附属滝井病院 関西医科大学附属枚方病院 東大阪市立総合病院 府立中河内救命救急ｾﾝﾀｰ 近畿大学医学部附属病院 市立堺病院 市立泉佐野病院 府立泉州救命救急ｾﾝﾀｰ	平成14年4月1日	
36	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する災害時団体救援協定	大阪府衛生管理協同組合	平成16年8月30日	
37	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	平成18年3月3日	
38	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	全日本葬祭業協同組合連合会 （社）全国霊柩車自動車協会	平成20年3月3日	
39	災害時協力井戸に係る設備機器の貸与等の災害時団体救援協定	(社)全国鑿井協会近畿支部	平成18年8月25日	
40	健康危機発生時における近畿２府7県地方衛生研究所の協力に関する協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、 京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市	平成18年8月18日	
41	災害時における瓦等の供給協力に関する協定	大阪府瓦商工業協同組合	平成20年10月1日	商工労働部
42	災害時における畳等の供給協力に関する協定	大阪畳商工業協同組合	平成20年10月1日	
43	災害時におけるタオルの供給協力に関する協定	大阪タオル工業組合	平成20年10月1日	
44	災害時における歯ブラシの供給協力に関する協定	全日本ブラシ工業協同組合	平成20年10月1日	
45	災害時における毛布の供給協力に関する協定	日本毛布工業組合	平成20年10月1日	
46	災害時における建築資材等の供給協力に関する協定	大阪建築金物卸商協同組	平成21年12月16日	
47	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定（生鮮食料品の確保） ※全国中央卸売市場協議会近畿支部所属の大阪府中央卸売市場を含む８中央卸売市場間で締結 ※尼崎市中央卸売市場はＨ１９年４月１日に地方卸売市場に転換のため協定見直し作業中	京都市中央卸売市場 大阪市中央卸売市場 神戸市中央卸売市場 姫路市中央卸売市場 尼崎市公設地方卸売市場 奈良県中央卸売市場 和歌山市中央卸売市場	平成8年5月28日	環境農林水産部
48	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定（精米の確保）	幸南食糧㈱、幸福米穀㈱	平成15年5月28日	
		㈱丸三、中山物産㈱	平成18年10月2日	
49	災害救助用漬物の保管に関する協定（漬物の確保）	大阪府漬物事業(協)	平成8年8月8日	
50	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	(社)大阪産業廃棄物協会	平成18年3月27日	

51	下水道事業災害時近畿ﾌﾞﾛｯｸ支援に関する申し合わせ	国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(社)日本下水道協会、(社)全国上下水道コンサルタント協会、(社)日本下水道施設業協会、(社)日本下水道管路管理業協会、(社)日本下水道処理施設管理業教会、全国管工事	平成20年9月11日	都市整備部
52	地震災害時における大阪府管理橋梁の応急対策業務に関する協定	(社)日本橋梁建設業協会 関西支部 (社)ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ建設業協会関西支部	平成9年10月1日	
53	地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定	(社)日本土木工業協会 関西支部 (社)大阪建築業協会	平成11年3月31日	
54	地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定	(社)日本道路建設業協会 関西支部	平成13年3月28日	
55	災害時における測量作業の応援協力に関する協定	(社)大阪府測量設計業協会	平成14年3月25日	
56	土砂災害防止のための活動に関する協定	特殊非営利活動法人 大阪府砂防ボランティア協	平成17年6月13日	
57	災害時の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局 福井県土木部 滋賀県土木交通部 京都府土木建築部 兵庫県県土整備部 奈良県土木部 和歌山県県土整備部	平成17年6月14日	
58	災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定	有限責任中間法人 大阪造園業協会	平成18年4月28日	
59	地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定	(社)大阪府中小建設業協会	平成18年4月28日	
60	地震・台風災害時における河川・海岸・港湾施設の応急対策業務に関する協定	(社)浚渫業協会	平成19年7月30日	
61	災害時の道路啓開に関する協定書	(社)日本自動車連盟 関西本部大阪支部	平成21年5月26日	
62	災害時の道路啓開に関する協定書	(社)全国ﾛｰﾄﾞｻｰﾋﾞｽ協会	平成21年9月1日	
63	災害時における応急仮設住宅についての協定（仮設住宅の確保）	(社)ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ 建築協会	平成7年5月16日	住宅まちづくり部
64	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書	(社)全日本不動産協会大阪府本部 (社)大阪府宅地建物取引業協会	平成21年11月20日	
65	災害時における応援協力に関する協定 (住宅の応急修理)	(社)大阪建設業協会 (社)大阪府中小建設業協会 (社)大阪府建団連	平成23年3月23日	
66	災害時における住宅復興に向けた協力にかかる基本協定（住宅相談）	住宅金融支援機構近畿支店	平成16年1月16日	
67	大阪府水道震災対策相互応援協定	43市町村　泉北水道企業団	平成9年3月31日	健康医療部

（４）兵庫県

協　定　等　名	相手方
災害救助に必要な米穀の調達に関する協定	・（株）ヒョウベイ ・淡路米穀（株） ・（株）トウバン ・西播米穀（株） ・（株）神明 ・全農パールライス西日本（株） ・阪神米穀（株） ・伊丹産業（株） ・但馬米穀（株） ・尼崎米穀（株）
災害救助に必要な食料の調達に関する協定	（弁当給食業者） ・㈱いだかフードサービス ・㈱あまきゅう ・㈱淡路屋 ・コーベフーズ㈱ ・㈱本陣 ・三木給食協同組合 ・㈱中央食品 ・まねき食品㈱ ・山陽給食㈱ ・㈱神崎フード ・しおや給食㈱ ・ブンセン㈱ ・健食ライフサービス ・荒木拓也（割烹　うお清） ・パナソニックグループ労働組合事業本部ユニトピアささやま
災害救助に必要な食料の調達に関する協定	（コンビニ） ・㈱サークルＫサンクス ・㈱セブンイレブン・ジャパン ・㈱デイリーヤマザキ
災害時における応急生活物資の供給等の支援に関する協定	（コンビニ） ・㈱ファミリーマート
災害時における物資の調達に関する協定	（コンビニ） ・㈱ローソン
災害時における飲料の提供・調達に関する協定	（飲料） ・近畿コカ・コーラボトリング㈱
災害救助に必要な食料の調達に関する協定	（主食、副食の調達） 育児用調製粉乳 ・明治乳業（株）関西支社 ・ﾋﾞｰﾝｽﾀｰｸ･ｽﾉｰ（株）関西総括支店 ・森永乳業（株）関西支店 醤　　油 ・ヒガシマル醤油（株） ・日本丸天醤油（株）

	・矢木醤油（株） ・ジャパン・フード＆リカー・アライアンス食品販売（株） 味　　噌 ・（有）六甲味噌製造所 ・高瀬味噌（株） 漬物・調理食品類 ・東海漬物（株）大阪支店 ・フジッコ（株） 即 席 め ん ・イトメン（株） ・日清食品ホールディングス（株） ・エースコック（株） ・東洋水産（株）関西事業部 レトルト食品 ・ハインツ日本（株） ・エスビー食品（株） ・大塚食品（株）大阪支店 ・(株)マルハニチロ食品 調 理 缶 詰 類 ・エム・シーシー食品（株） ・キューピー（株）大阪支店 ・日本水産（株）大阪支社 ・(株)マルハニチロ食品 ビスケット類 ・明治製菓（株） ・江崎グリコ（株） ・森永製菓（株）関西支店 前田クラッカー（株） パ　　ン ・山崎製パン（株） ・敷島製パン（株） ・フジパン（株） ・（株）神戸屋 ・第一屋製パン（株） ・岡野食品産業（株） ハム　・ソーセージ類 ・伊藤ハム（株） ・日本ハム（株） ・(株)マルハニチロ食品 飲　　料 ・アサヒ飲料（株） ・キンキサイン（株） ・コカ・コーラウエスト（株） ・ダイドードリンコ（株）西日本営業部
災害時における生活必要物資の供給に関する協定	（生理用品、大人用おむつ、紙おむつ、哺乳瓶） ・兵庫県医薬品卸協同組合
災害時における生活必需物資の供給に関する	（毛布）

協定	・日本毛布工業協同組合連合会
災害時における生活必需物資の供給に関する協定	（ポリタンク） ・（社）西日本ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品工業協会
災害時における応急対策用物資の供給等に関する協定	（応急対策用物資） ・コーナン商事（株） ・（株）コメリ ・（株）ジュンテンドー ・ダイキ（株） ・（株）ナフコ ・（株）ホームセンターアグロ
災害時の支援活動等における相互協力に関する協定	（給油等） ・兵庫県石油商業組合
災害における物資等の輸送に関する協定	（陸上輸送等） ・（社）兵庫県トラック協会
災害等緊急時におけるヘリコプターの運行に関する協定	（ヘリ運行） ・民間航空事業者三者 朝日航洋㈱、中日本航空㈱、四国航空㈱
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	（海上輸送等） ・（社）日本マリーナ・ビーチ協会兵庫県支部
災害時等における相互協力に関する協定	（高速道路等） ・西日本高速道路㈱ ・本州四国連絡高速道路㈱ ・阪神高速道路㈱
災害時における救援物資の保管等に関する協定	（物資の保管等） ・兵庫県倉庫協会

（5）和歌山県

協定内容	団体名	提携年月日	担当課	協定名称
防災広報・共同訓練・物資調達・帰宅困難者支援	㈱ローソン	H16.2.20	総合防災課	防災関係の協働事業に関する協定
	㈱セブン-イレブン・ジャパン	H17.3.26	総合防災課	防災関係の協働事業に関する協定
	㈱ファミリーマート	H22.6.25	総合防災課	防災関係の協働事業に関する協定
	ＪＡグループ和歌山・和歌山県農業協同組合中央会	H19.1.23	経営支援課	防災関係の協働事業に関する協定
災害時の情報発信	ヤフー株式会社	H24.4.2	総合防災課	災害発生時等における情報発信等に関する協定
帰宅困難者支援・優先給油	和歌山県石油商業組合	H21.2.16	総合防災課	大規模災害等発生時における支援等に関する協定
災害救援物資調達	㈱オークワ	H14.1.4	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定
	㈱松源	H14.1.4	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定
	わかやま市民生活協同組合	H14.1.4	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定
	コカ・コーラウェスト㈱	H18.8.7	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定
	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	H18.8.10	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定
	コーナン商事㈱	H18.8.30	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定
	サントリーフーズ㈱	H19.7.1	福祉保健総務課	災害救助物資の調達に関する協定
	和歌山県製薬協会	H20.3.17	薬務課	災害救助物資の調達に関する協定
	トーヨーライス㈱	H23.11.15	果樹園芸課	災害救助用精米の供給等の協力に関する協定
	和歌山米穀㈱	H23.11.15	果樹園芸課	災害救助用精米の供給等の協力に関する協定
	和歌山県農業協同組合連合会	H23.12.1	果樹園芸課	災害救助用精米の供給等の協力に関する協定
	和歌山県医薬品卸組合	H20.3.25	薬務課	災害時医薬品等の供給に関する協定
	有限責任中間法人　日本産業・医療ガス協会近畿地域本部和歌山県支部	H20.3.25	薬務課	災害時医薬品等の供給に関する協定
	大阪医療機器協会	H20.3.17	薬務課	災害時医療機器等の供給に関する協定
	和歌山県医薬品卸組合	H21.4.1	薬務課	大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定
在庫備蓄（ところてん式）	（社）和歌山県福祉事業団	H24.10.18	福祉保健総務課	社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定
	（社）和歌山つくし会	H24.11.14	福祉保健総務課	社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定
駐車場・施設等のスペース利用	県遊技業（パチンコ）組合	H17.4.27	総合防災課	災害支援等の協力に関する協定
	ＮＴＴ西日本和歌山支店	H20.6.30	総合防災課	大規模災害発生時等における協力に関する協定
災害時し尿処理	和歌山県清掃連合会	H24.12.5	下水道課	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定
救援物資・人員等の輸送	（社）和歌山県トラック協会	H14.1.4	福祉保健総務課	緊急・救援輸送に関する協定
	南海フェリー㈱	H16.9.27	総合交通政策課	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定
	（社）和歌山県バス協会	H23.11.28	総合交通政策課	緊急・救援輸送に関する協定
	和歌山県漁業協同組合連合会	H17.12.16	資源管理課	漁船による大規模災害時の緊急輸送活動の協力に関する協定
救援物資の保管	和歌山県倉庫協会	H22.3.25	福祉保健総務課	災害時における救援物資の保管等に関する協定
応急仮設住宅建設	プレハブ建築協会	H8.11.1	建築住宅課	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

障害物除去・公共施設応急復旧	（社）和歌山県建設業協会	H24.3.19	技術調査課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定
	（社）和歌山県測量設計業協会	H17.4.25	技術調査課	大規模災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定
	（社）和歌山県空調衛生工業協会	H19.12.25	公共建築課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定
	（社）和歌山電業協会	H19.12.25	公共建築課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定
	（社）和歌山県塗装協会	H20.12.25	公共建築課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定
	（社）和歌山県建築士事務所協会	H24.2.20	公共建築課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定関する協定
	（社）和歌山県警備業協会	H11.11.2	県警本部生活安全企画課	災害時における緊急輸送路及び地域安全確保等の業務に関する協定
	（社）和歌山県自動車整備振興会	H22.1.13	道路保全課	大規模災害発生時における災害応急対策業務に関する協定
	（社）日本橋梁建設協会	H24.7.18	道路保全課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定
	（社）ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ建設業協会関西支部	H24.8.7	道路保全課	大規模災害時における応急対策業務に関する協定
災害時放送要請	マスコミ関係１６社	H9.3.5等	広報課	災害時等における報道要請に関する協定（等）
災害時捜索活動	NPO法人和歌山災害救助犬協会	H21.1.15	総合防災課	大規模災害等発生時における災害救助犬に関する協定
災害時医療救護	日本赤十字社県支部	S59.4.1	福祉保健総務課	災害救助に関する業務委託契約
	（社）和歌山県医師会	H23.3.18	医務課	災害時の医療救護についての協定
	労働福祉事業団	H10.3.31	医務課	災害時の医療救護活動に関する協定
	県内災害拠点病院、支援病院　計17病院	H23.3.18	医務課	災害時の医療救護についての協定
	（社）和歌山県薬剤師会	H20.3.14	薬務課	災害時の医療救護活動に関する協定
	和歌山DMAT指定病院　計９病院	H22.2.26等	医務課	和歌山DMATの派遣に関する協定
	公益社団法人和歌山県看護協会	H24.4.1	医務課	災害時の医療救護班の派遣に関する協定
	県内災害拠点病院　計８病院	H24.4.1	薬務課	災害対策用医薬品の備蓄（保管管理）に関する協定
被災者住宅確保支援	（社）和歌山県宅地建物取引業協会	H17.11.18	公共建築課	災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定
	（社）全日本不動産協会和歌山県本部	H18.3.27	公共建築課	災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定
災害廃棄物の処理	（社）和歌山県産業廃棄物協会	H18.7.26	循環型社会推進課	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
災害時地域の安心確保（要援護者受入）	和歌山県老人福祉施設協議会	H22.10.25	長寿社会推進課	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定
	和歌山県知的障害者施設協会	H24.12.21	障害福祉課	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定
	和歌山県療護施設連絡協議会	H24.12.21	障害福祉課	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定
	和歌山県児童福祉施設連絡協議会	H24.12.21	子ども未来課	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定
災害時等における相互協力	西日本高速道路株式会社　関西支社	H23.7.5	道路保全課	災害時等における相互協力に関する協定
災害時等の住民等相談	和歌山県専門士業団体連絡協議会	H24.3.28	県民生活課	大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定
災害時の水道施設復旧作業	和歌山県管工事協同組合連合会	H24.8.1	食品・生活衛生課	災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定
災害時の通信・情報利用	（独）宇宙航空研究開発機構(JAXA)	H24.7.30	総合防災課	JAXA超高速インターネット衛星「きずな」を用いた防災利用実証実験協定
	国土交通省国土地理院	H24.12.4	情報政策課、県土整備総務課	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定
洪水被害の低減	関西電力株式会社	H24.5.29	河川課	緊急時におけるダム利水容量の有効活用に関する協定（県営ダム）
	関西電力株式会社	H24.5.29	河川課	緊急時における殿山ダムの有効活用に関する協定

（6）徳島県

企業等との協定状況　　徳島県

協　定　名	協　定　の　相　手
災害時における飲料水の調達に関する協定書	大塚食品株式会社（平成22年1月1日社名変更）
災害時における飲料水の調達に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング株式会社
災害時における飲料水の調達に関する協定書	サントリーフーズ株式会社
大規模災害時等における調理飲食物等の支援に関する協定	株式会社ふくなが
大規模災害時等における調理飲食物等の支援に関する協定	有限会社いこい
災害時における物資の供給に関する協定書	アクサス株式会社 ＡＣデコール株式会社
災害時における物資の供給に関する協定書	コーナン商事株式会社
災害時における物資の供給に関する協定書	特定非営利活動法人コメリ災害対策センター
災害時における物資の供給に関する協定書	ダイキ株式会社
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般社団法人徳島県エルピーガス協会
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	徳島県生活協同組合連合会
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社キョーエイ
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社セブン
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社フジ
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社ローソン
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社ファミリーマート
災害時における物資の調達に関する協定書	イオンリテール株式会社
災害時における応急食糧の調達に関する協定書	全国農業協同組合徳島県本部 （徳島パールライス株式会社）
災害時における応急食糧の調達に関する協定書	徳島県食糧卸協同組合
災害時における副食調味料の調達に関する協定書	徳島県漬物加工販売協同組合
災害時における副食調味料の調達に関する協定書	徳島塩元売株式会社
災害時における副食調味料の調達に関する協定書	徳島県蒲鉾水産加工業協同組合
災害時における副食調味料の調達に関する協定書	徳島県漁業協同組合連合会

（７）京都市

災害時における協定一覧

分野	名　　称	相　手　先　等	年 月 日
行政等	２０大都市災害時相互応援に関する協定	政令市，東京都	－
	地震等災害時の相互応援に関する協定	別府市，伊東市，熱海市，奈良市，松江市，芦屋市，松江市，軽井沢町，日光市，鳥羽市，長崎市	H9. 8.24
	１８大都市水道局災害相互応援に関する覚書	関係市	－
	１９大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	関係市	－
	１９大都市災害時相互応援に関する確認書（衛生主管部局）	関係市	－
	四都市消防相互応援協定	名古屋市，大阪市，神戸市	H8. 4. 1
	京都府広域消防相互応援協定書	関係市町村	－
	大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定	京都府	H16. 1.11
	近畿２府７県危機発生時の相互応援に関する基本協定	関係府県	H18.4.26
	災害発生時における応急対策活動に関する協定書	国立京都国際会館	H23.11.25
物資の供給	災害時における物資の供給の応援に関する協定書	㈱大丸松坂屋百貨店大丸京都店	S57.3.30
		㈱高島屋京都店	S57.3.30
		㈱藤井大丸	H9. 4.18
		㈱近鉄百貨店桃山店	H9. 4.30
		㈱ジェイアール西日本伊勢丹	H9.11.28
	災害時における物資の供給に関する協定	コーナン商事㈱	H20.4.25
	災害時におけるエルピーガスの調達に関する協定	(社)京都府エルピーガス協会	H17.2. 3
	災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	大阪市，豊中市，舞鶴市，川西市	H9.7.10
	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	関係市町村	H6.10.1
	災害時における水の供給に関する覚書	伏見酒造組合	H12.7.13
	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	コカ・コーラウエスト㈱	H18.2. 1
		ダイドードリンコ㈱西日本営業部	H18.7.24
		サントリーフーズ㈱近畿支社	H20.6.18
		樋口鉱泉㈱	H21.8.28
	災害時の支援活動における相互協力に関する協定	京都府石油商業組合	H16.7.27
	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定	関係中央卸売市場	H8. 5.28

分野	名　　称	相　手　先　等	年 月 日
	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	関係市	H20. 9. 1
	京都市と社団法人京都青年会議所との災害時における協力に関する協定書	社団法人京都青年会議所	H23. 6. 30
放送	災害時の放送に関する協定書	日本放送協会京都放送局	S61. 3. 31
		㈱京都放送	S61. 3. 31
		㈱エフエム京都	H6. 11. 30
		㈱京都ケーブルコミュニケーションズ	H9. 12. 25
		㈱京都リビングエフエム	H10. 3. 19
		関西インターメディア	H11. 3. 19
		ＮＰＯ京都コミュニティ放送	H15. 10. 7
医療救護	災害医療救護活動に関する協定	(社)京都府医師会	H8. 1. 26
	集団救急事故に伴う医師等の協力に関する協定		
物資輸送	災害時における貨物自動車輸送の応援に関する協定書	(社)京都府トラック協会	S56. 3. 25
災害復旧	災害発生時における応急対策活動に関する協定書	(社)京都府建設業協会	H17. 9. 1
		京都土木協会	H18. 3. 27
		京都部落建設業者協同組合	H18. 9. 12
		(社)京都府測量設計業協会	H19. 3. 14
		京都市造園建設業協会	H19. 3. 14
		(社)京都電業協会	H21. 4. 27
		(社)京都道路建設業協会	H22. 7. 9
		西日本高速道路株式会社関西支社	H23. 3. 23
		(社)京都府解体工事業協会	H23. 4. 28
		(社)京都府建物解体協会	H23. 4. 28
		(社)京都府産業廃棄物協会	H23. 4. 28
		(社)京都環境事業協同組合	H23. 4. 28
		京都府石材業協同組合	H23. 11. 18
	災害時における京都市と京都市内郵便局との相互協力に関する覚書	京都市内郵便局	H15. 6. 20
	葬祭業務の委託に関する覚書	京都中央葬祭業協同組合	S52. 2. 1
	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	(社)全国霊柩自動車協会	H22. 1. 7
	災害時における観光客等への支援に関する協定	京都商店連盟中京東支部	H22. 3. 23
		清水寺警備団	H23. 10. 24
		清水寺門前会	H23. 10. 24
		茶わん坂繁栄会	H23. 10. 24
		祇園商店街振興組合	H23. 10. 24
		京都タクシー業務センター	H23. 11. 1
	「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」にかかる覚書	関西広域連合	H23. 6. 30

（８）大阪市

	協定名	締結日	締結先
1	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書	H14.2.15	日本赤十字社大阪府支部
		H18.7.24	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会
2	地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	H15.1.17	大阪府、大阪府石油商業組合
3	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	H23.6.30	㈱壱番屋、㈱イデアプラス、㈱九九プラス、国分グローサーズチェーン㈱、㈱ココストア、㈱サークルKサンクス、サトレストランシステムズ㈱、㈱ジャパン、㈱スギ薬局、㈱ストロベリーコーンズ、㈱セブン－イレブン・ジャパン、㈱セブン＆アイ・フードシステム、㈱第一興商、㈱ダスキン、チムニー㈱、㈱デイリーヤマザキ、㈱ファミリーマート、㈱ポプラ、ミニストップ㈱、㈱モスフードサービス、㈱ユタカファーマシー、㈱吉野家、ロイヤルホスト㈱、㈱ローソン、ワタミ㈱
4	災害時における放送要請に関する協定書	S50.4.10	日本放送協会
		S59.6.1	朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪
		H1.8.1	株式会社エフエムはちまるに
		H11.12.1	関西インターメディア株式会社
		H12.8.1	大阪セントラルケーブルネットワーク株式会社、株式会社ジェイコム関西、株式会社シティウェーブおおさか
5	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書	H10.4.1	社団法人　大阪府トラック協会
6	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	H18.1.12	近畿コカ・コーラボトリング株式会社
		H18.7.3	ダイドードリンコ株式会社近畿支店
		H19.9.1	株式会社ジャパンビバレッジ西日本支社
7	災害時の葬祭業務の委託に関する協定書	H19.12.10	大阪市規格葬儀取扱指定店組合
8	災害発生時の際の小型漁船による人命救助及び物資等の緊急輸送に関する協定	H21.4.1	大阪市漁業協同組合
9	災害時における物資(福祉用具)の供給等の協力に関する協定	H23.12.9	社団法人日本福祉用具供給協会
10	災害時における物資の供給等の協力に関する協定	S60.5.1	㈱大丸、㈱阪急百貨店、㈱阪神百貨店、㈱高島屋、㈱三越、㈱そごう、㈱近鉄百貨店、㈱松坂屋、大阪牛乳処理協会、明治乳業㈱、森永乳業㈱、大阪共同食品㈱(旧　大阪共同漬物(株))、大阪市中央卸売市場漬物（卸協組）、大阪市中央卸売市場乾物（卸組）、㈱三和、大阪市東部市場漬物（卸協組）、㈱東乾、大阪利器工匠具（卸協組）、大阪履物（卸連協組）、大阪畳（商工協組）、大阪府石けん洗剤日用品（卸組）、大阪家庭用品（卸組）、日本毛布（商組）、大阪ニット（卸商組）、大阪タオル（卸商組）、大阪府被服（工組）、大阪府陶磁器（商協組）、大阪府家庭金物(卸協組)、大阪府エルピーガス協会、日本チェーンストア協会関西支部
11	関係民間団体等と応援協力についての協定	平成元年度	大阪市米穀連絡協議会連合会
12	災害時における医療救護についての協定書	S58.9.1	社団法人大阪府医師会
13	災害時用医薬品等の供給に関する協定書	H20.10.1	社団法人大阪府薬剤師会
14	災害時用医薬品等の供給に関する協定書	H20.10.1	大阪府医薬品卸協同組合
15	大規模地震発生時における建築物の応急危険度判定活動に必要となる資機材等の提供協力等に関する協定書	H21.3.9	【複写機等】㈱中ﾃﾞｰﾀ、ｷﾔﾉﾝﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱、京ｾﾗﾐﾀ㈱、ｺﾆｶﾐﾉﾙﾀﾋﾞｼﾞﾈｽｴｷｽﾊﾟｰﾄ㈱、東芝ﾃｯｸ㈱、ﾊﾟﾅｿﾆｯｸCCｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ㈱、富士ｾﾞﾛｯｸｽ㈱、ﾌﾞﾗｻﾞｰ販売㈱、ﾘｺｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱ 【粘着テープ】日本粘着テープ工業会
		H21.4.13	【判定ステッカー等の印刷物の提供】大阪府印刷工業組合
		H22.3.12	【筆記具・バインダーの提供】大阪文具工業連盟
16	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	H16.1.16	住宅金融公庫大阪支店
17	大規模地震発生時における建築物の応急危険度判定活動に必要な相談員の派遣協力に関する協定書	H23.8.17	(社)大阪府建築士会、(社)大阪府建築士事務所協会、(社)日本建築家協会、(社)日本建築協会
18	災害時における協力に関する協定	H23.10.11	独立行政法人都市再生機構西日本支社
19	震災時における大阪市管理橋梁の応急対策業務に関する協定書	H9.3.31	社団法人日本橋梁建設協会
20	仮設トイレ汚水受入れ施設に関する協定	H12.2.25	社団法人日本土木工業協会
21	下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ	H17.4.1	国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、社団法人日本下水道協会、社団法人全国上下水道コンサルタント協会、社団法人日本下水道施設業協会、社団法人日本下水道管路管理業協会、社団法人日本下水道処理施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会
22	災害時における応援復旧対策の協力に関する協定	H18.11.6	日本建設業連合会関西支部
		H18.10.31	（社）大阪建設業協会
		H18.10.31	（社）日本下水道管路管理業協会
23	住吉川防潮鉄扉及び樋門の操作に関する協定	S51.7.20	大阪府、大和川右岸水防事務組合、㈱栗本鉄工所住吉工場、国光製鋼㈱、ヒロコー産業㈱、㈱栗本鉄工所加賀屋工場
24	道頓堀川及び常吉町防潮鉄扉の操作に関する協定	S52.1.25	淀川左岸水防事務組合、汐見木材㈱、秦町木材㈱、浪速製作所、大ト櫨材工業㈱、㈱大和木材工業所、大阪瓦斯㈱酉島製作所
25	大阪市港湾局管轄区域における災害時の応急対策業務に関する協定書	H22.4.7	（社）日本埋立浚渫協会　近畿支部
26	災害時における大阪市港湾局所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書	H22.4.1	（社）日本橋梁建設協会
27	震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書	H8.8.29	大阪市患者等搬送事業者協会
28	災害時における消防活動への協力に関する覚書	H21.8.19	社団法人全国クレーン建設業協会
		H23.8.1	大阪建物解体工事業協同組合
29	災害救助犬の出動に関する協定	H17.12.15	特定非営利活動法人日本レスキュー協会
30	西名阪自動車道における消防および救急業務等の取扱いについての覚書	S58.6.23	西名阪自動車道消防協議会、柏原羽曳野藤井寺消防組合、
31	JR東西線の防災対策に関する覚書	H9.3.7	西日本旅客鉄道株式会社
32	阪神高速道路上において消防機関が使用する保安機器に関する覚書	H10.6.9	阪神高速道路公団（阪神高速道路株式会社再締結）

（9）堺市

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成14年4月1日	災害時救急医薬品等の供給に関する協定書	社団法人堺市薬剤師会	災害発生時に必要となる救急医薬品の備蓄及び提供
平成18年9月12日	防災活動への協力に関する協定書	(1)イオンモール株式会社 イオンモール堺北花田プラウ (2)イオン株式会社 ジャスコ堺北花田店	(1)生活物資（食料品及び日用品等）の在庫確保 (2)生活物資の安定供給及び価格安定 (3)緊急避難場所として駐車場を提供 (4)生活物資に関する情報の収集・提供 (5)防災訓練等啓発事業への参加・協力
平成18年12月26日	災害時における物資供給等の協力に関する協定	コーナン商事株式会社	(1)物資等（資機材、日用品及び食料品等）の在庫確保 (2)物資等の安定供給及び価格安定 (3)物資等に関する情報の収集・提供
平成20年9月19日	災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	(1)生活物資（食料品及び日用品等）の在庫確保 (2)生活物資の安定供給及び価格安定 (3)緊急避難場所として駐車場を提供 (4)生活物資に関する情報の収集・提供 (5)防災訓練等啓発事業への参加・協力
平成21年3月30日	災害時の応急対策業務に関する協定	社団法人大阪府タグ事業協会	(1)応急対策要員等の人員輸送業務 (2)建設資機材、日用品及び食料品等の貨物輸送業務 (3)消防活動に関する業務 (4)その他堺市が必要とする輸送業務
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)コカ・コーラウエスト株式会社ベンディング大阪南第一支店	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	同上	(1)堺障害者団体連合会 (2)関西キリンビバレッジサービス株式会社堺営業所	同上
平成21年4月1日	同上	(1)堺障害者団体連合会 (2)株式会社ジャパンビバレッジ西日本	同上
平成21年4月1日	同上	(1)堺障害者団体連合会 (2)株式会社トムズ	同上
平成22年4月1日	災害時における避難所の指定等に関する協定	学校法人関西大学	(1)関西大学堺キャンパスの避難所指定 (2)関西大学が保有する災害用備蓄物資等の提供
平成22年9月1日	災害時及び災害に備えた施設の使用に関する協定	西日本電信電話株式会社大阪南支店	災害対策業務を実施するための使用場所の提供 (1)災害復旧ボランティア活動又は災害医療活動の支援場所としての一時的使用 (2)被災住民の避難場所又は相談窓口場所としての一時的使用 (3)災害用物資の保管場所としての使用 (4)災害による倒壊家屋の廃材等の保管場所としての一時的使用 (5)防災訓練による使用
平成22年10月26日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)ネオス株式会社	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供

平成２３年1月１７日	災害対策への協力に関する協定書	財団法人堺市産業振興センター	１　施設の提供に関する協力 （１）地域に居住する住民などの避難場所 （２）帰宅困難者への支援場所 （３）遺体の安置場所 （４）災害用物資の集配場所 （５）その他甲が必要とする災害対策の実施場所 ２　提供施設における災害対策への人的支援
平成２４年3月３０日	災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	災害時においての物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供
平成２４年8月３１日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	Ｊパックス株式会社 セッツカートン株式会社	ダンボール製ベッドの調達及び搬送 (1)段ボール製簡易ベッド (2)段ボール製シート (3) 段ボール製間仕切り　など
平成２４年8月３１日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社　アクティオ	応急対応に必要なレンタル資機材の提供
平成２４年8月３１日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	奥村機械株式会社	応急対応に必要なレンタル資機材の提供

※消防局締結分

平成8年3月5日	食糧調達に係る申合せ	株式会社　キンレイ	地震等広域、大規模災害発生時に、調達可能な範囲において冷凍麺類の供給
平成8年5月10日	消防車両等の燃料調達の協力に関する申合せ	大阪府石油商業組合	地震等の大規模災害発生時に、可能な範囲においてガソリン、軽油等の燃料を供給

（10）神戸市

		応援協定締結団体
1	大規模災害時における救急医薬品および救護所等での医療で必要となる医薬品の調達に関する協定書	神戸市、兵庫県医薬品卸協同組合
2	大規模災害時における救急資機材等および救護所等での医療で必要となる資機材等の調達に関する協定書	神戸市、兵庫県医理化機器協会
3	大規模災害時における医療用酸素の調達に関する協定書	神戸市、日本医療ガス協会兵庫県支部
4	大規模災害時における医療用衛生材料の調達に関する協定書	神戸市、大阪衛生材料協同組合
5	災害時における情報の提供に関する覚書	神戸市、近畿自動車無線協会神戸分会
6	災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定	神戸市、日本通運㈱神戸支店
7	災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定	神戸市、赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合
8	災害時における神戸市と神戸市内郵便局との相互協力に関する覚書	神戸市、神戸市内郵便局（代表者　神戸中央郵便局）
9	災害時等における応急対策の協力に関する協定	神戸市、㈱あかつき
10	大規模災害発生時における医師派遣業務に関する協定書	神戸市、（社）神戸市医師会
11	大災害時協力ガソリンスタンド登録制度実施要綱	神戸市、神戸市内の登録営業用ガソリンスタンド
12	災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定	神戸市、兵庫県中央生コンクリート協同組合連合会
13	緊急時における生活物資確保の為の関係団体」等との協力に関する要綱	緊急時における生活物資確保の為、関係団体等との協力に関し必要な事項を定めたもの
14	緊急時における生活物資確保に関する協定	神戸市、生活協同組合コープこうべ
15	災害時における食糧･物資の安定供給等に」関する協定書	神戸市、市内商店街連合会、市内百貨店、市内チーンストア協会関西支部会員
16	災害時における飲料の提供･調達に関する協定書	神戸市、近畿コカ･コーラボトリング」㈱
17	災害時における飲料の提供･調達に関する協定書	神戸市、ダイドードリンコ㈱神戸西営業所、
18	災害時における飲料の提供･調達に関する協定書	神戸市、㈱伊藤園
19	災害時における精米等の供給に関する協定書	神戸市、兵庫六甲農業協同組合
20	災害時等における相互協力に関する協定書	神戸市、西日本高速道路㈱
21	災害時等における相互協力に関する協定書	神戸市、神戸市道路公社
22	災害時等における船舶による輸送等に関する協定	神戸市、神戸旅客船協会
23	災害時等における船舶による輸送等に関する協定	神戸市、（社）日本外航客船協会
24	災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定	兵庫県トラック協会
25	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動相互応援協力に関する協定	兵庫県、兵庫県自治体病院開設者協議会兵庫県内15市、5町、公立豊岡病院組合、公立八鹿病院組合
26	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定	神戸市、京都市、大阪府、大阪市、姫路市、尼崎市、奈良県、和歌山県の卸売り市場
27	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全国の1府、2県、21市

（11）福井県

区分	協定概要	協定相手方	協定名
仮設住宅	仮設住宅	(社)プレハブ建築協会	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
交通対策	交通警備	（社）福井県警備業協会	災害時における交通誘導警備業務等に関する協定
交通対策	高速道路施設の提供	中日本高速道路株式会社	災害時等における相互協力に関する協定
交通対策	高速道路施設の提供	西日本高速道路株式会社	災害時等における相互協力に関する協定
交通対策	道路障害物の除去	全日本高速道路レッカー協会	災害時における障害物除去等に関する協定書
工事	応急対策工事	(社)建設業連合会	災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定
工事	応急対策工事	(社)建築工業会	災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定
工事	応急対策工事	（社）福井県電業協会	災害時における県有電気設備の応急対策業務に関する協定
生活物資	米	福井県米穀株式会社	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	食糧品、日用品等	福井県生活協同組合連合会	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
生活物資	食糧品、日用品等	福井県経済農業協同組合連合会	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	野菜、食料品等	福井県地方卸売市場協議会	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	野菜、食料品等	福井市中央卸売市場協会	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	食料品、日用品等	株式会社ユース	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	食料品、日用品等	株式会社ローソン	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	食料品、日用品等	株式会社ファミリーマート	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	飲料水	有限会社南部酒造場	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	飲料水	株式会社ハイピース	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	飲料水	株式会社若狭瓜割	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	飲料水	株式会社おおい	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	飲料水	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	飲料水	サントリーフーズ株式会社	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
生活物資	飲料水	キリンビバレッジ株式会社北陸支社	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書
その他	廃棄物処理	（社）福井県産業廃棄物協会	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書
通信	鉄道通信	西日本旅客鉄道株式会社	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定
通信	鉄道通信	えちぜん鉄道株式会社	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定
通信	鉄道通信	福井鉄道株式会社	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定
通信	アマチュア無線	ＪＡＲＬ福井県支部	アマチュア無線による災害情報の提供（連絡）に関する協定
燃料	LPガス	（社）福井県エルピーガス協会	災害時等における緊急用LPガス供給に関する協定書
放送	放送要請	日本放送協会福井放送局	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	福井放送株式会社	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	福井テレビジョン放送株式会社	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	福井エフエム放送株式会社	災害時における放送要請に関する協定
放送	緊急警報放送要請	日本放送協会福井放送局	緊急警報放送要請に関する覚書
放送	緊急警報放送要請	福井放送株式会社	緊急警報放送要請に関する覚書
放送	緊急警報放送要請	福井テレビジョン放送株式会社	緊急警報放送要請に関する覚書
放送	放送要請	ＮＰＯ法人　たんなん夢レディオ	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	敦賀ＦＭ放送株式会社	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	福井ケーブルテレビ株式会社	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	嶺南ケーブルネットワーク	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	丹南ケーブルテレビ株式会社	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	嶺ケーブルテレビ若狭小浜	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	美方ケーブルネットワーク株式会社	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	さかいケーブルテレビ株式会社	災害時における放送要請に関する協定
放送	放送要請	こしの国広域事務組合	災害時における放送要請に関する協定
報道	報道要請	朝日新聞社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定
報道	報道要請	産経新聞社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定
報道	報道要請	共同通信社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定
報道	報道要請	日本経済新聞社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定
報道	報道要請	毎日新聞社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定
報道	報道要請	読売新聞社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定
報道	報道要請	中日新聞社福井支社	災害時等における報道要請に関する協定
報道	報道要請	時事通信社福井支局	災害時等における報道要請に関する協定
輸送	ヘリコプター	セントラルヘリコプターサービス(株)	災害航空応援協力協定
輸送	物資・資機材輸送	（社）福井県トラック協会	災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書
輸送	被災者・人員輸送	（社）福井県バス協会	災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書
輸送	物資・資機材、人員輸送	福井県港業協同組合連合会	災害時等における緊急輸送活動に関する協定書
救急救助	医師、看護士派遣	（社）福井県医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
救急救助	医療、助産、死体処理	日本赤十字社福井県支部	災害救助法等による救助又はその応援の実施に関する委託協定書
救急救助	薬剤師派遣	（社）福井県薬剤師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
救急救助	医療材料等	福井県医科器械商組合	災害時における医療材料等の供給等に関する協定書
救急救助	医薬品	福井県医薬品卸業協会	災害時における医薬品の供給等に関する協定書
救急救助	災害救助犬	日本レスキュー協会	災害救助犬の出動に関する協定書

（12）三重県

平成24年12月31日現在

分　野	協定名	協定締結者	協　定　内　容
医薬品等	災害時における医薬品等の調達に関する協定	（社）三重県薬剤師会、三重県	医薬品等の調達
	同上	（社）三重県医薬品登録販売者協会、三重県	医薬品等の調達
	同上	東海歯科用品商共同組合三重県支部、三重県	医薬品等の調達
	同上	三重県薬事工業会、三重県	医薬品等の調達
	同上	三重県医薬品配置協議会、三重県	医薬品等の調達
	同上	三重県医薬品卸業協会、三重県	医薬品等の調達
	同上	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域 本部、三重県	医薬品等の調達
	災害時における衛生材料等の調達に関する協定	三重県医療機器販売業協会、三重県	衛生材料等の調達
生活必需品、食料	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定	三重県生活協同組合連合会、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	イオンリテール㈱東海カンパニー、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	㈱一号舘、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	スーパーサンシ㈱、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	マックスバリュ中部㈱、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	㈱ぎゅーとら、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	㈱オークワ、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	㈱ヤマナカ、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	ユニー㈱、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	㈱ローソン、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	㈱サークルKサンクス、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	㈱ファミリーマート、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	㈱セブン-イレブン・ジャパン、三重県	食料・生活必需物資等の調達
	同上	NPO法人コメリ災害対策センター、三重県	生活必需物資等の調達

	災害時における警察活動に必要な物資等の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター、三重県警察本部	災害時における警察活動に必要な物資等の供給
	災害時における飲料調達に関する協定	サントリーフーズ㈱、三重県	ミネラルウォーター等飲料の調達
	同上	大塚食品㈱名古屋支店、三重県	ミネラルウォーター等飲料の調達
食料	災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定	県内市町、三重県	災害救助用米穀等（政府米）の緊急引渡し
	救助用副食等の調達に関する協定	三重県漬物協同組合、三重県	副食等の調達
	生活必需物資等の調達に関する協定	三重県パン協同組合、三重県	パン、米飯の調達
燃料	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	三重県石油商業組合、三重県	石油類燃料の優先供給及び運搬
	災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定	（社）三重県エルピーガス協会、三重県	ＬＰガスの優先供給及び運搬
緊急輸送	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	（社）三重県トラック協会、三重県	物資等の緊急輸送に関し必要な車両等の確保
	同上	赤帽三重県軽自動車運送協同組合、三重県	物資等の緊急輸送に関し必要な車両等の確保
	船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合、東海内航海運組合、全国内航タンカー海運組合東海支部、三重県	海上における緊急輸送の確保 ・災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務 ・災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
	旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会、三重県	大規模地震発生時における、人員、物資等の輸送業務
	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会、三重県	海上における緊急輸送の確保 ・災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務 ・災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
	航空機チャーターに関する協定	中日本航空㈱、三重県	県幹部の国内遠隔地からの緊急帰県のための航空機の確保
	災害等緊急時におけるヘリコプター運航に関する協定	中日本航空㈱、朝日航洋㈱、四国航空㈱、近畿府県防災・危機管理協議会（構成府県：福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）	災害緊急時に、いずれかの運航会社所有のヘリコプターを使用して応急対策に必要な物資または人員の輸送等の業務に関する協力
	船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定	（社）中部小型船安全協会、三重県	大規模地震等が発生した場合また発生するおそれのある場合における、海上における船舶による輸送等の業務にかかる協力

（13）奈良県

区分	業者等名称	取扱物資等
流通業者	イズミヤ㈱	食料品　衣料　生活用品
	㈱赤ちゃん本舗	赤ちゃん用品
	㈱いそかわ	食料品　生活用品
	㈱近商ストア	食料品
	㈱ゴトーキン	生活用品
	㈱ジュンテンドー	生活用品
	㈱スーパーおくやま	食料品　生活用品
	㈱西友	食料品　衣料　生活用品
	㈱ダイエー	食料品　衣料　生活用品
	㈱チェーンストア　オークワ	食料品　衣料　生活用品
	㈱長崎屋	食料品　衣料　生活用品
	ダイキ㈱ 旧：(株)ベターライフ旧：㈱オージョイフル	生活用品
	㈱マイカル（イオングループ）	食料品　衣料　生活用品
	イオンリテール㈱西日本カンパニー 旧：ジャスコ株近畿カンパニー	食料品　衣料　生活用品
	上新電気㈱	乾電池　電気製品　生活用品
	トステムビバ㈱	生活用品
	市民生活協同組合ならコープ 奈良県生活協同組合	食料品　生活用品
	山勝総合食品㈱	食料品
	㈱ サークルＫサンクス	食料品　生活用品
	㈱ セブンーイレブン・ジャパン	食料品　生活用品
	㈱ デイリーヤマザキ	食料品　生活用品
	㈱ ファミリーマート	食料品　生活用品
	㈱ ローソン	食料品　生活用品
	奈良県農業協同組合	食料品　生活用品
生産業者等	㈱柿の葉すし本舗　たなか	柿の葉ずし
	敷島製パン㈱	菓子パン
	太平食品工業㈱	乾麺
	ハウス食品㈱奈良工場	水
	コカコーラウエスト㈱ 旧：三笠コカコーラボトリング㈱	飲み物類
	小山㈱	布団　寝具類
生産業者 (協同組合)	奈良県靴下工業組合	靴下
	奈良県製薬協同組合	家庭常備薬
	奈良県パン工業組合	菓子パン
	奈良県米菓製造協同組合	米菓子
	奈良県麺類製造協同組合	簡易食麺類
	吉野葛製造事業協同組合	葛製品

（14）鳥取県

鳥取県が締結する災害時応援協定一覧

平成24年10月1日現在

番号	種類	名称	相手先	締結年月日
1	民間	災害時における放送要請に関する協定	NHK鳥取放送局	昭和52年4月1日
2	民間	災害時における放送の要請に関する協定	日本海テレビ、山陰放送、山陰中央テレビ	昭和52年4月1日
3	自治体	鳥取空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	鳥取県東部広域行政管理組合	昭和60年7月2日
4	民間	災害時における放送の要請に関する協定	エフエム山陰	昭和62年6月15日
5	自治体	鳥取空港医療救護活動に関する協定	鳥取県東部医師会	平成7年11月1日
6	自治体	災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成8年3月29日
7	自治体	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成8年5月31日
8	民間	緊急・救援輸送に関する協定	鳥取県トラック協会	平成9年1月10日
9	民間	災害時等における報道要請に関する協定	テレビ朝日、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日経新聞、中国新聞、共同通信、時事通信	平成9年4月28日
10	民間	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	プレハブ建築協会	平成9年5月8日
11	民間	災害時における交通誘導及び安全確保等の業務に関する協定	鳥取県警備業協会	平成10年5月1日
12	自治体	大規模災害時の救護に関する覚書	中国地方建設局、島根県、岡山県、広島県、山口県	平成11年3月18日
13	民間	防災体制及び県政情報の提供等に関する鳥取県内郵便局と鳥取県の協力に係る協定	鳥取県内郵便局鳥取県県本部	平成11年10月22日
14	自治体	鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定	島根県	平成12年10月24日
15	民間	緊急用LPガスの調達に関する協定	鳥取県エルピーガス協会	平成13年1月24日
16	民間	災害時における応急対策業務に関する基本協定	鳥取県建設業協会、(社)鳥取県測量設計業協会	平成13年2月2日 平成21年1月20日
17	自治体	災害映像情報の交換に関する協定	鳥取県警察本部	平成13年3月16日
18	自治体	災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定	西部地区市町村、鳥取県管工事業協会西部支部 東部地区市町村、鳥取県管工事業協会東部支部	平成13年11月19日 平成16年3月25日
19	民間	災害時における生活関連物資及び自動車燃料の調達に関する協定	鳥取県石油商業組合	平成13年12月4日
20	民間	地震被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定	鳥取県建築士会	平成14年3月15日
21	民間	ヘリテレ映像情報の提供に関する協定	NHK鳥取放送局、日本海テレビ、山陰放送	平成14年5月22日
22	民間	災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定	鳥取いなば農協、鳥取中央農協、東伯町農協、鳥取西部農協	平成15年8月21日
23	自治体	鳥取県航空消防支援協定	鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取県西部広域行政管理組合	平成16年3月15日
24	民間	災害時における応急対策業務等の実施に関する基本協定	鳥取県造園建設業協会	平成16年10月1日
25	民間	災害時における水道施設等復旧に係る応急対策への協力に関する協定	鳥取県管工事業協会	平成16年10月1日
26	民間	防災の連携に関する協定	鳥取大学	平成17年3月1日
27	両方	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	市町村、日本自動車連盟中国本部鳥取支部	平成17年6月13日
28	両方	緊急事態における隊友会の協力に関する協定	市町村、隊友会鳥取県隊友会	平成18年3月28日
29	民間	災害時における埋葬に必要な物資の調達等に関する協定	鳥取県葬祭業協同組合、(協)ケンユー	平成13年12月4日 平成18年3月30日
30	民間	災害時における医薬品等の確保に関する協定	鳥取県医薬品卸業協会	平成18年8月14日
31	民間	防災活動における鳥取県と鳥取県技術士会との相互協力に関する協定	鳥取県技術士会	平成18年8月19日
32	民間	災害時における医療機器等の確保に関する協定	山陰医科器械組合	平成18年8月24日
33	民間	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	鳥取県産業廃棄物協会	平成18年10月27日
34	民間	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等の協力に関する協定	鳥取県解体工事業協同組合	平成18年10月27日
35	民間	地震等大規模災害時における災害生活ごみの収集運搬の協力に関する協定	鳥取県清掃事業協同組合	平成18年10月27日
36	民間	地震等大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	鳥取県環境整備事業協同組合	平成18年10月27日
37	民間	緊急事態における警友会の協力に関する協定	鳥取県警友会連合会	平成18年11月15日
38	民間	災害時における飲料供給に関する協定	サントリーフーズ(株)	平成19年7月5日
39	民間	災害時における災害救助犬等の出動に関する協定	日本レスキュー協会	平成20年10月20日
40	民間	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	ローソン、ファミリーマート、ポプラ、壱番屋、モスフードサービス、吉野家	平成21年3月30日
41	民間	災害時における住宅の応急修理に関する協定	鳥取県板金工業組合	平成22年3月4日
42	自治体	災害時における相互協力に関する基本協定	国土交通省中国地方整備局	平成22年8月3日
43	民間	鳥取DMAT派遣に関する協定	鳥取大学医学部付属病院、鳥取赤十字病院、鳥取県立中央病院、鳥取県立厚生病院	平成22年8月5日
44	民間	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合	平成23年1月31日
45	民間	大規模災害発生時等における相互協力に関する協定	西日本高速道路(株)中国支社	平成23年2月4日
46	民間	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(社)鳥取県宅地建物取引業協会、(社)全日本不動産協会鳥取県本部、(社)全国賃貸住宅経営協会	平成23年10月11日
47	自治体	鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定	徳島県	平成23年11月18日
48	自治体	中国5県災害時相互応援協定	島根県、岡山県、広島県、山口県	平成24年3月1日
49	自治体	中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成24年3月1日
50	民間	災害時における一般用医薬品等の確保・供給等に関する協定	一般社団法人鳥取県薬剤師会	平成24年3月16日
51	自治体	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブロック知事会	平成24年5月18日
52	民間	災害時における生活関連物資の調達に関する協定	県内大規模小売店舗事業者、弁当調製事業者(県内)、農業協同組合、鳥取県生活協同組合、避難関係用品製造販売業者(県外)、県内パン・飲料水製造販売業者、ブルーシート・パンの県外製造販売業者、コンビニエンスストア、鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合、NPO法人コメリ災害対策センター	平成12年6月30日 平成13年3月21日 平成13年12月4日 平成18年3月28日 平成19年3月29日 平成24年8月6日 他
53	民間	災害時における医療ガス等の確保・供給等に関する協定	[illegible]	平成24年8月7日
54	民間	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人鳥取県医師会、一般社団法人鳥取県歯科医師会、一般社団法人鳥取県薬剤師会、社団法人鳥取県看護協会	平成24年8月31日
55	民間	鳥取県と日本防災士会鳥取県支部との防災に係る相互協力に関する協定	日本防災士会鳥取県支部	平成24年9月14日

第２章　東南海・南海地震等の想定地域における民間施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会資料

第１　民間物資拠点一覧表

【滋賀県】　25箇所

●倉庫事業者

	事業者名	施設名
1	浅野運輸倉庫㈱（浅野興産株）	浅野運輸倉庫㈱第７号倉庫
2	大沢運送㈱	滋賀第一、滋賀第二、滋賀支店第三倉庫、新滋賀物流センター
3	㈱草津倉庫	大津営業所A号、B号倉庫
4	㈱草津倉庫	名神 6.7 号
5	甲西陸運㈱	甲陸湖南物流センターA倉庫
6	甲西陸運㈱	甲陸配送倉庫B
7	鴻池運輸㈱	滋賀物流センター
8	湖東物流㈱	湖東物流D倉庫
9	滋賀近交運輸倉庫㈱	柏原倉庫
10	センコー㈱	守山PDセンター2号倉庫
11	㈱ダイコーロジサービス	第2倉庫
12	たち建設㈱	堂山営業所　栗東倉庫
13	㈱中央倉庫	湖東PDセンターA号、B号、C号、D号倉庫
14	中山倉庫㈱	瀬田14号倉庫、瀬田20号倉庫
15	日本通運㈱	大津支店　甲賀２号倉庫
16	日本通運㈱	大津支店　大津1号倉庫
17	㈱ワンビシアーカイブズ	関西センター
18	㈱ワンビシアーカイブズ	関西第2センター
19	㈱ワンビシアーカイブズ	関西第4センター

●トラック事業者

	事業者名	施設名
20	新潟運輸㈱	滋賀支店
21	西濃運輸㈱	長浜営業所
22	西濃運輸㈱	滋賀支店
23	西濃運輸㈱	大津支店
24	西濃運輸㈱	近江営業所
25	日本通運㈱	滋賀ターミナル

【京都府】　8箇所

●倉庫事業者

	事業者名	施設名
26	川崎陸送㈱	京都営業所　久御山倉庫

27	川崎陸送㈱	京都営業所　八幡倉庫
28	タカラ物流システム㈱	西日本ロジスティクスセンター
29	㈱中央倉庫	京都PDセンター　E号、F 号、G号倉庫
30	日本通運㈱	西京極倉庫
31	日本通運㈱	南京都物流センター
32	舞鶴倉庫㈱	西5号倉庫

●トラック事業者

	事業者名	施設名
33	佐川急便㈱	八幡店

【大阪府】　40箇所

●倉庫事業者

	事業者名	施設名
34	飯坂製粉㈱	高石埠頭倉庫1号、2号、3号
35	大阪運輸㈱	ロジスティクスセンター
36	グリーン物流㈱	本社物流センター
37	㈱杉村倉庫	SB50,71,91-A1,93A,94A,95A,93B,72,倉庫ほか
38	㈱住友倉庫	南港第 2 営業所 500 倉庫
39	㈱住友倉庫	南港 R 倉庫
40	㈱住友倉庫	南港東営業所 200 倉庫
41	摂津倉庫㈱	東大阪物流センター
42	センコー㈱	大阪主管支店泉北 PD センター
43	センコー㈱	大阪主管支店東大阪第 1PD センター
44	ダイシン物流㈱	香里8号倉庫
45	谷川運輸倉庫㈱	東大阪A倉庫、B倉庫
46	谷川運輸倉庫㈱	守口倉庫
47	㈱つばめ急便	港営業所　港倉庫
48	㈱つばめ急便	門真営業所　門真倉庫
49	㈱東洋埠頭青果センター	舞洲センター
50	㈱日新	助松埠頭倉庫
51	㈱日新	南港倉庫
52	日本通運㈱	茨木1号、7号、8号倉庫
53	日本通運㈱	三島2号倉庫
54	日本通運㈱	守口1号倉庫、守口2号倉庫
55	日本通運㈱	天王寺支店　メディカルセンター倉庫
56	日本通運㈱	豊中1号倉庫
57	日本通運㈱	北港ロジスティクス倉庫
58	阪南倉庫㈱	汐見第 3 号倉庫
59	丸山物流㈱	北大阪倉庫

69	三井倉庫㈱	大阪港事務所
61	三井倉庫㈱	北大阪事務所東館4階建倉庫、西館4階建倉庫
62	三井倉庫㈱	東大阪事務所東大阪A号倉庫、東大阪B号倉庫
63	三井倉庫㈱	茨木事務所　大阪茨木レコードセンター
64	三菱倉庫㈱	大阪支店桜島第二営業所桜島1号配送センター
65	㈱ミツヤコーポレーション	堺営業所　ミツヤ倉庫
66	安田倉庫㈱	大阪営業所　大阪倉庫

●トラック事業者

	事業者名	施設名
67	西濃運輸㈱	河内支店
68	西濃運輸㈱	大阪西支店
69	西濃運輸㈱	堺支店
70	日本通運㈱	大阪北ターミナル
71	ヤマト運輸㈱	大阪ベース店

●トラックターミナル事業者

	事業者名	施設名
72	大阪府都市開発㈱	北大阪トラックターミナル
73	大阪府都市開発㈱	東大阪トラックターミナル

【兵庫県】　26箇所

●倉庫事業者

	事業者名	施設名
74	柄谷倉庫物流㈱	K-6 倉庫
75	㈱上組	上組ロジスティクスセンター
76	㈱上組	K-DIC 上組倉庫
77	栗山運輸㈱	二見倉庫
78	是則運輸倉庫㈱	深江営業所西倉庫
79	山九㈱神戸支店	六甲アイランド輸出入センター定温倉庫
80	㈱住友倉庫	六甲200号倉庫
81	トレーディア㈱	神戸支店　六甲物流センター
82	㈱ハマダ	㈱ハマダ5号、6号倉庫
83	阪神ロジテム㈱	西宮第二営業所
84	兵機海運㈱	ポートアイランド倉庫
85	日本通運㈱	神戸支店　西脇物流センター
86	日本通運㈱	神戸支店　伊丹川西物流センター
87	日本通運㈱	神戸支店　姫路西倉庫A、B
88	三井倉庫㈱	K－DIC倉庫
89	三菱倉庫㈱	六甲D号倉庫

90	三菱倉庫㈱	六甲E号倉庫
91	森本倉庫㈱	阪神団地倉庫A2棟
92	森本倉庫㈱	六甲アイランド倉庫

●トラック事業者

	事業者名	施設名
93	佐川急便㈱	西日本ハブセンター
94	西濃運輸㈱	神戸支店
95	西濃運輸㈱	尼崎支店
96	西濃運輸㈱	神明支店
97	西濃運輸㈱	姫路支店
98	西濃運輸㈱	加西支店
99	日本通運㈱	神戸ターミナル

【奈良県】　4箇所

●倉庫事業者

	事業者名	施設名
109	センコー㈱	奈良営業所　奈良第 2PD センター
101	日本通運㈱	奈良支店　橿原 2 号倉庫

●トラック事業者

	事業者名	施設名
102	西濃運輸㈱	奈良支店
103	日本通運㈱	奈良支店　奈良ターミナル

【和歌山県】　5箇所

●倉庫事業者

	事業者名	施設名
104	大十㈱	和歌山 2 号倉庫
105	㈱農協物流わかやま	海南果汁倉庫
106	㈱農協物流わかやま	桃山倉庫
107	㈱農協物流わかやま	船戸倉庫

●トラック事業者

	事業者名	施設名
108	日本通運㈱	和歌山ターミナル

民間物資拠点候補リスト　一覧図〔近畿〕

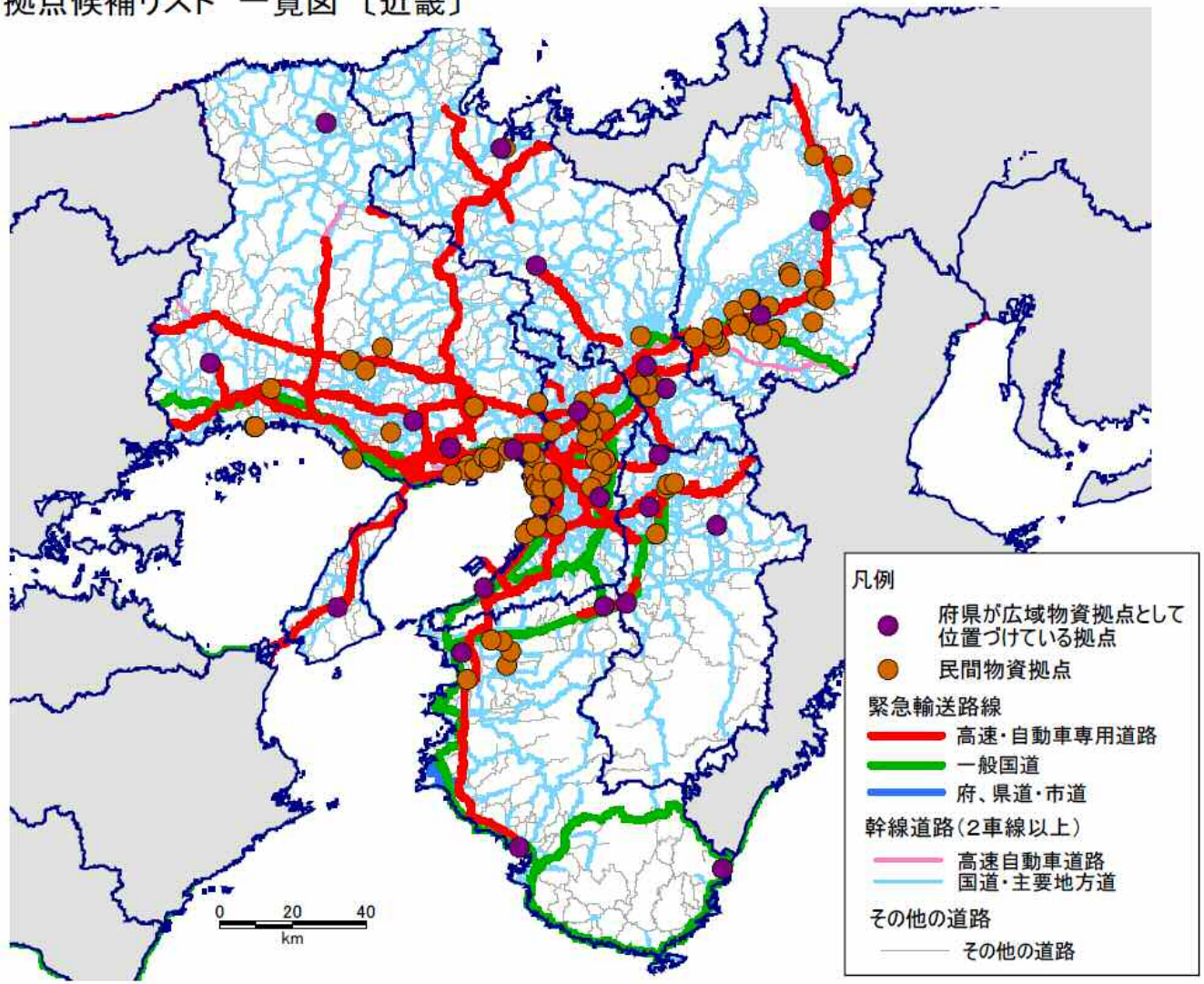

民間物資拠点候補リスト　一覧図〔滋賀県〕

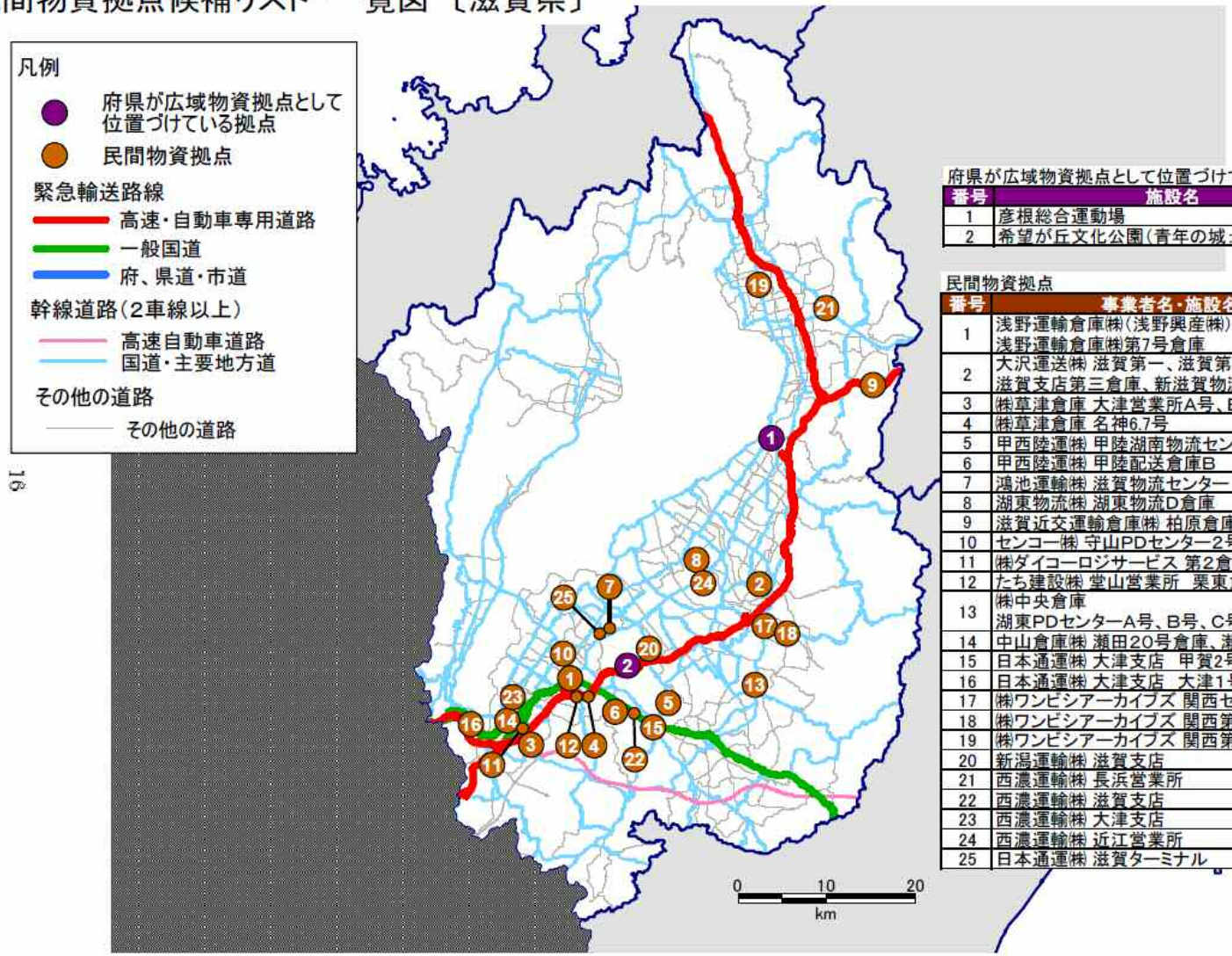

府県が広域物資拠点として位置づけている拠点

番号	施設名
1	彦根総合運動場
2	希望が丘文化公園（青年の城：文化ゾーン）

民間物資拠点

番号	事業者名・施設名
1	浅野運輸倉庫㈱（浅野興産㈱） 浅野運輸倉庫㈱第7号倉庫
2	大沢運送㈱ 滋賀第一、滋賀第二、 滋賀支店第三倉庫、新滋賀物流センター
3	㈱草津倉庫 大津営業所A号、B号倉庫
4	㈱草津倉庫 名神6,7号
5	甲西陸運㈱ 甲陸湖南物流センターA倉庫
6	甲西陸運㈱ 甲陸配送倉庫B
7	鴻池運輸㈱ 滋賀物流センター
8	湖東物流㈱ 湖東物流D倉庫
9	滋賀近交運輸倉庫㈱ 柏原倉庫
10	センコー㈱ 守山PDセンター2号倉庫
11	㈱ダイコーロジサービス 第2倉庫
12	たち建設㈱ 堂山営業所　栗東倉庫
13	㈱中央倉庫 湖東PDセンターA号、B号、C号、D号倉庫
14	中山倉庫㈱ 瀬田20号倉庫、瀬田14号倉庫
15	日本通運㈱ 大津支店　甲賀2号倉庫
16	日本通運㈱ 大津支店　大津1号倉庫
17	㈱ワンビシアーカイブズ 関西センター
18	㈱ワンビシアーカイブズ 関西第2センター
19	㈱ワンビシアーカイブズ 関西第4センター
20	新潟運輸㈱ 滋賀支店
21	西濃運輸㈱ 長浜営業所
22	西濃運輸㈱ 滋賀支店
23	西濃運輸㈱ 大津支店
24	西濃運輸㈱ 近江営業所
25	日本通運㈱ 滋賀ターミナル

民間物資拠点候補リスト　一覧図〔京都府〕

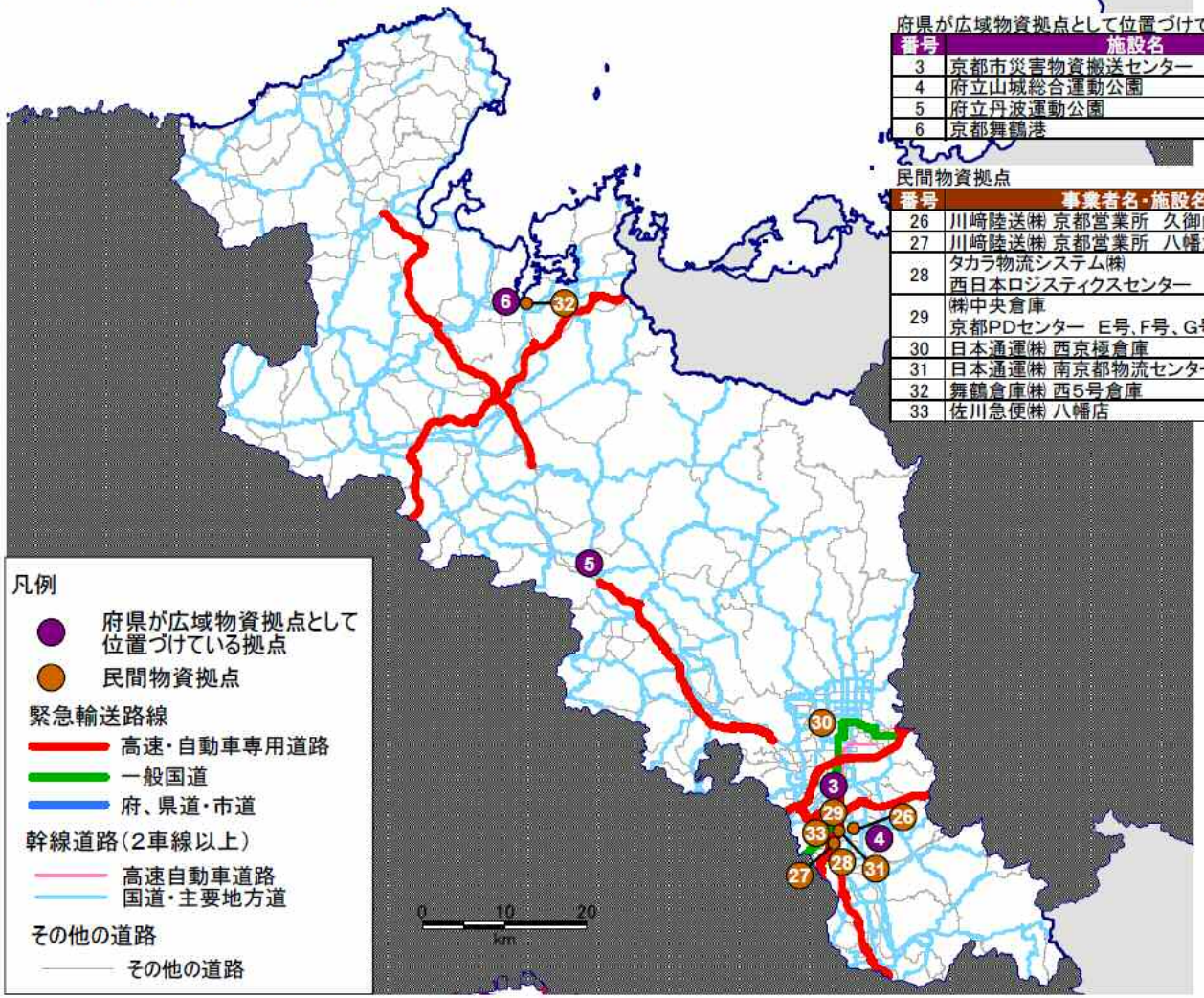

府県が広域物資拠点として位置づけている拠点

番号	施設名
3	京都市災害物資搬送センター
4	府立山城総合運動公園
5	府立丹波運動公園
6	京都舞鶴港

民間物資拠点

番号	事業者名・施設名
26	川崎陸送㈱ 京都営業所　久御山倉庫
27	川崎陸送㈱ 京都営業所　八幡倉庫
28	タカラ物流システム㈱ 西日本ロジスティクスセンター
29	㈱中央倉庫 京都PDセンター　E号、F号、G号倉庫
30	日本通運㈱ 西京極倉庫
31	日本通運㈱ 南京都物流センター
32	舞鶴倉庫㈱ 西5号倉庫
33	佐川急便㈱ 八幡店

17

民間物資拠点候補リスト　一覧図〔大阪府〕

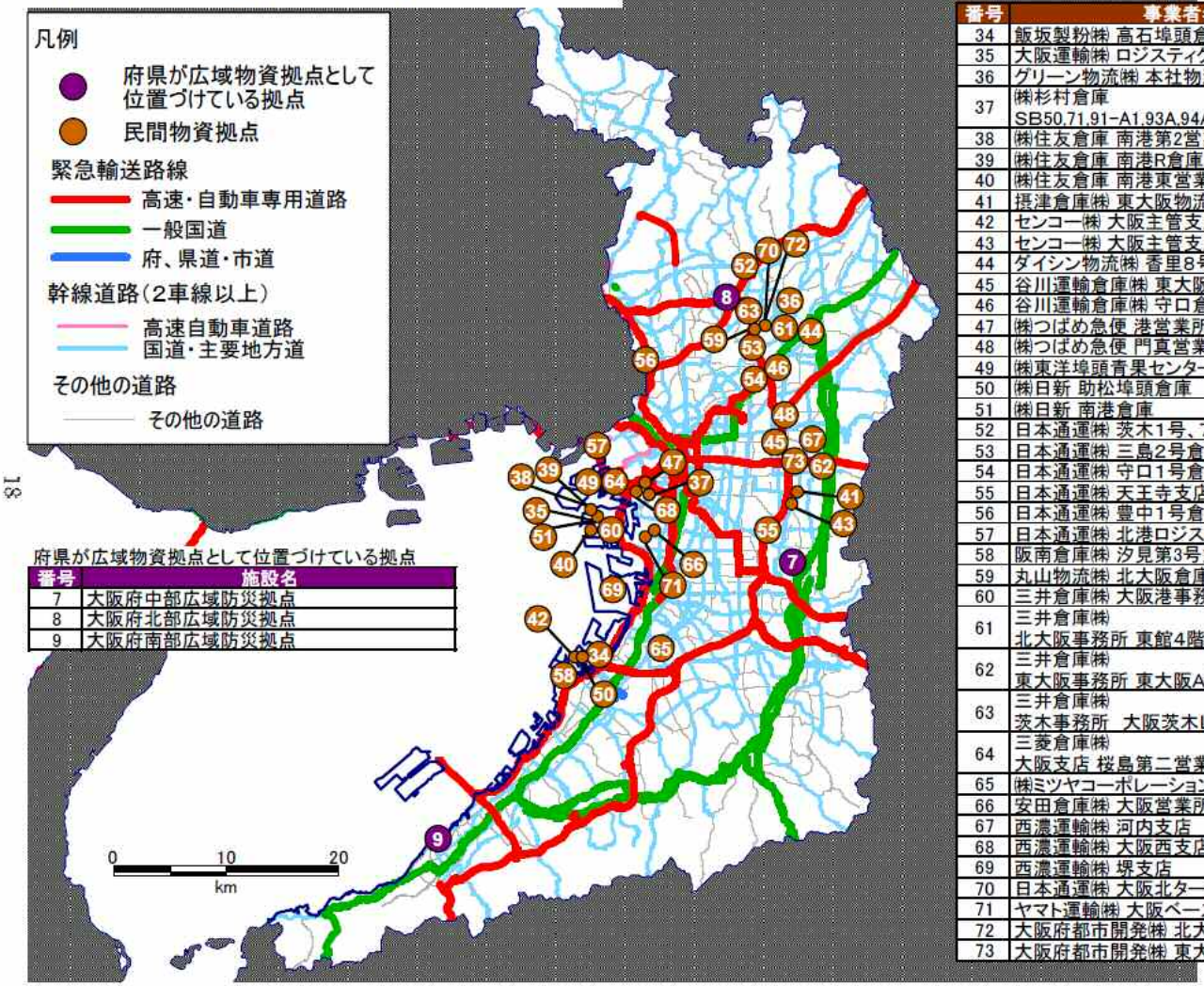

府県が広域物資拠点として位置づけている拠点

番号	施設名
7	大阪府中部広域防災拠点
8	大阪府北部広域防災拠点
9	大阪府南部広域防災拠点

番号	事業者名・施設名
34	飯坂製粉㈱ 高石埠頭倉庫1号、2号、3号
35	大阪運輸㈱ ロジスティクスセンター
36	グリーン物流㈱ 本社物流センター
37	㈱杉村倉庫 SB50,71,91-A1,93A,94A,95A,93B,72倉庫ほか
38	㈱住友倉庫 南港第2営業所500倉庫
39	㈱住友倉庫 南港R倉庫
40	㈱住友倉庫 南港東営業所200倉庫
41	摂津倉庫㈱ 東大阪物流センター
42	センコー㈱ 大阪主管支店泉北PDセンター
43	センコー㈱ 大阪主管支店東大阪第1PDセンター
44	ダイシン物流㈱ 香里8号倉庫
45	谷川運輸倉庫㈱ 東大阪A倉庫、B倉庫
46	谷川運輸倉庫㈱ 守口倉庫
47	㈱つばめ急便 港営業所　港倉庫
48	㈱つばめ急便 門真営業所　門真倉庫
49	㈱東洋埠頭青果センター 舞洲センター
50	㈱日新 助松埠頭倉庫
51	㈱日新 南港倉庫
52	日本通運㈱ 茨木1号、7号、8号倉庫
53	日本通運㈱ 三島2号倉庫
54	日本通運㈱ 守口1号倉庫、守口2号倉庫
55	日本通運㈱ 天王寺支店 メディカルセンター倉庫
56	日本通運㈱ 豊中1号倉庫
57	日本通運㈱ 北港ロジスティクス倉庫
58	阪南倉庫㈱ 汐見第3号倉庫
59	丸山物流㈱ 北大阪倉庫
60	三井倉庫㈱ 大阪港事務所
61	三井倉庫㈱ 北大阪事務所 東館4階建倉庫、西館4階建倉庫
62	三井倉庫㈱ 東大阪事務所 東大阪A号倉庫、東大阪B号倉庫
63	三井倉庫㈱ 茨木事務所　大阪茨木レコードセンター
64	三菱倉庫㈱ 大阪支店 桜島第二営業所桜島1号配送センター
65	㈱ミツヤコーポレーション 堺営業所　ミツヤ倉庫
66	安田倉庫㈱ 大阪営業所　大阪倉庫
67	西濃運輸㈱ 河内支店
68	西濃運輸㈱ 大阪西支店
69	西濃運輸㈱ 堺支店
70	日本通運㈱ 大阪北ターミナル
71	ヤマト運輸㈱ 大阪ベース店
72	大阪府都市開発㈱ 北大阪トラックターミナル
73	大阪府都市開発㈱ 東大阪トラックターミナル

民間物資拠点候補リスト　一覧図〔兵庫県〕

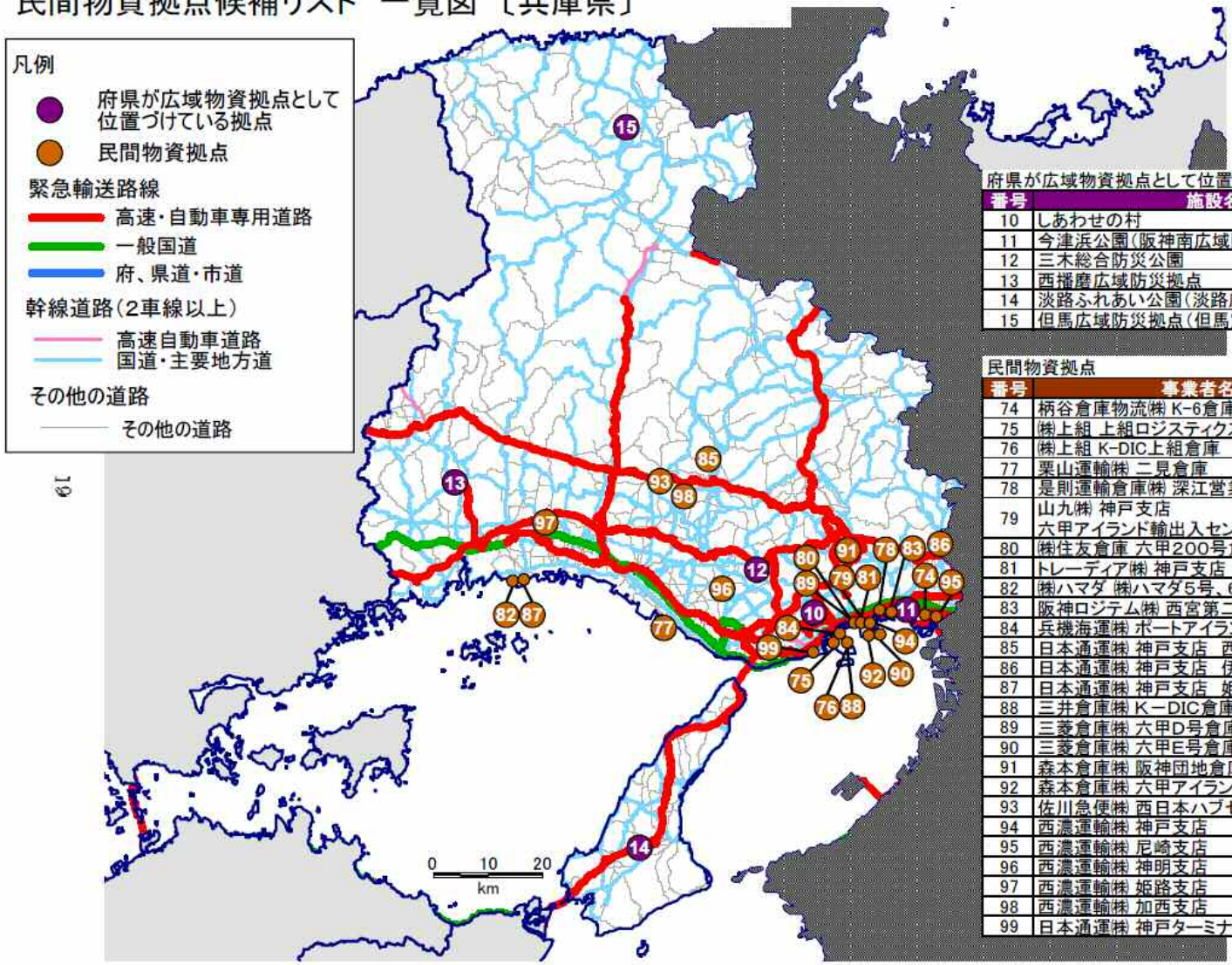

府県が広域物資拠点として位置づけている拠点

番号	施設名
10	しあわせの村
11	今津浜公園（阪神南広域防災拠点）
12	三木総合防災公園
13	西播磨広域防災拠点
14	淡路ふれあい公園（淡路広域防災拠点）
15	但馬広域防災拠点（但馬空港内）

民間物資拠点

番号	事業者名・施設名
74	柄谷倉庫物流㈱ K-6倉庫
75	㈱上組 上組ロジスティクスセンター
76	㈱上組 K-DIC上組倉庫
77	栗山運輸㈱ 二見倉庫
78	是則運輸倉庫㈱ 深江営業所西倉庫
79	山九㈱ 神戸支店 六甲アイランド輸出入センター定温倉庫
80	㈱住友倉庫 六甲200号倉庫
81	トレーディア㈱ 神戸支店　六甲物流センター
82	㈱ハマダ ㈱ハマダ5号、6号倉庫
83	阪神ロジテム㈱ 西宮第二営業所
84	兵機海運㈱ ポートアイランド倉庫
85	日本通運㈱ 神戸支店　西脇物流センター
86	日本通運㈱ 神戸支店　伊丹川西物流センター
87	日本通運㈱ 神戸支店　姫路西倉庫A、B
88	三井倉庫㈱ K－DIC倉庫
89	三菱倉庫㈱ 六甲D号倉庫
90	三菱倉庫㈱ 六甲E号倉庫
91	森本倉庫㈱ 阪神団地倉庫A2棟
92	森本倉庫㈱ 六甲アイランド倉庫
93	佐川急便㈱ 西日本ハブセンター
94	西濃運輸㈱ 神戸支店
95	西濃運輸㈱ 尼崎支店
96	西濃運輸㈱ 神明支店
97	西濃運輸㈱ 姫路支店
98	西濃運輸㈱ 加西支店
99	日本通運㈱ 神戸ターミナル

19

民間物資拠点候補リスト　一覧図〔奈良県〕

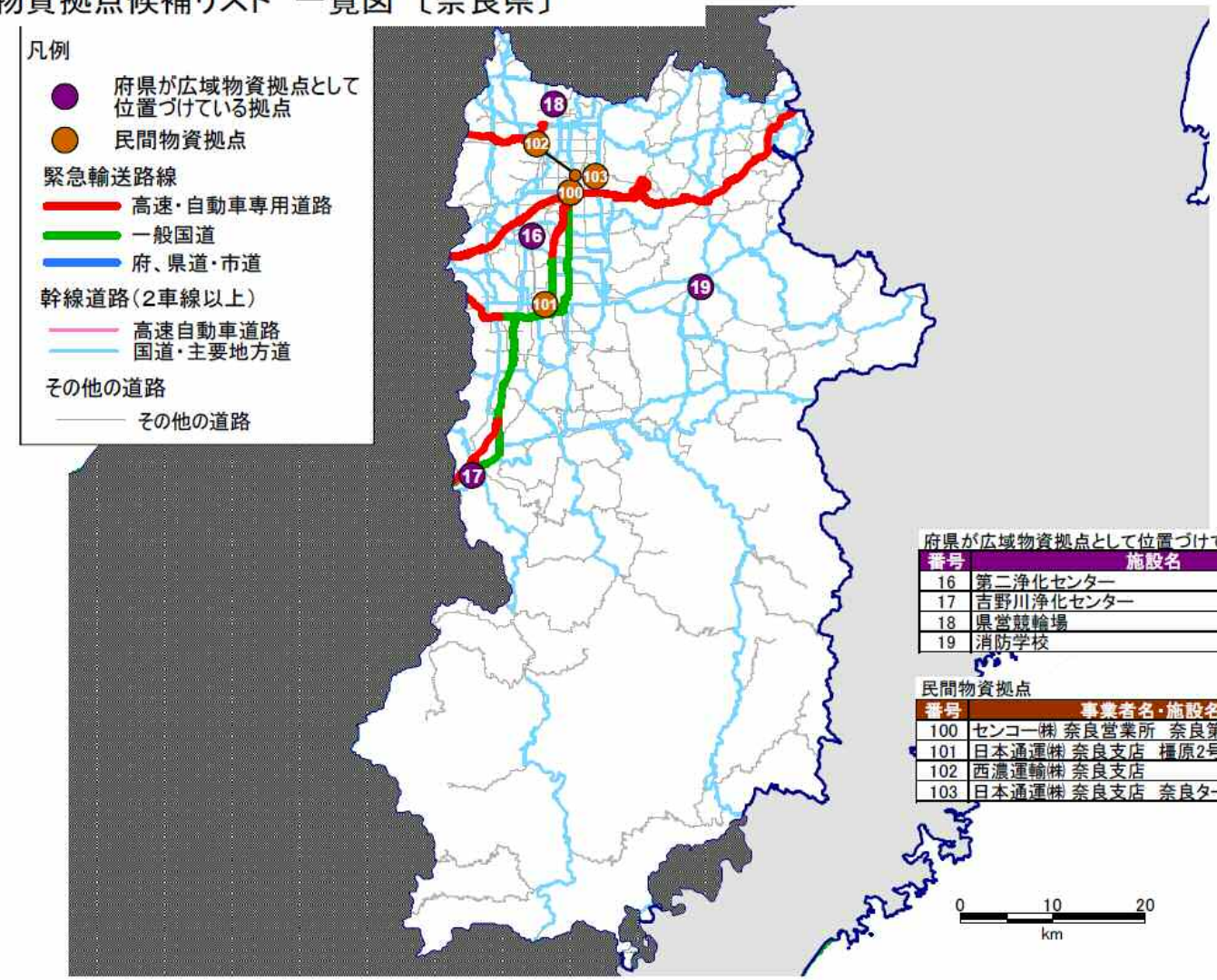

府県が広域物資拠点として位置づけている拠点

番号	施設名
16	第二浄化センター
17	吉野川浄化センター
18	県営競輪場
19	消防学校

民間物資拠点

番号	事業者名・施設名
100	センコー㈱ 奈良営業所　奈良第2PDセンター
101	日本通運㈱ 奈良支店　橿原2号倉庫
102	西濃運輸㈱ 奈良支店
103	日本通運㈱ 奈良支店　奈良ターミナル

民間物資拠点候補リスト　一覧図〔和歌山県〕

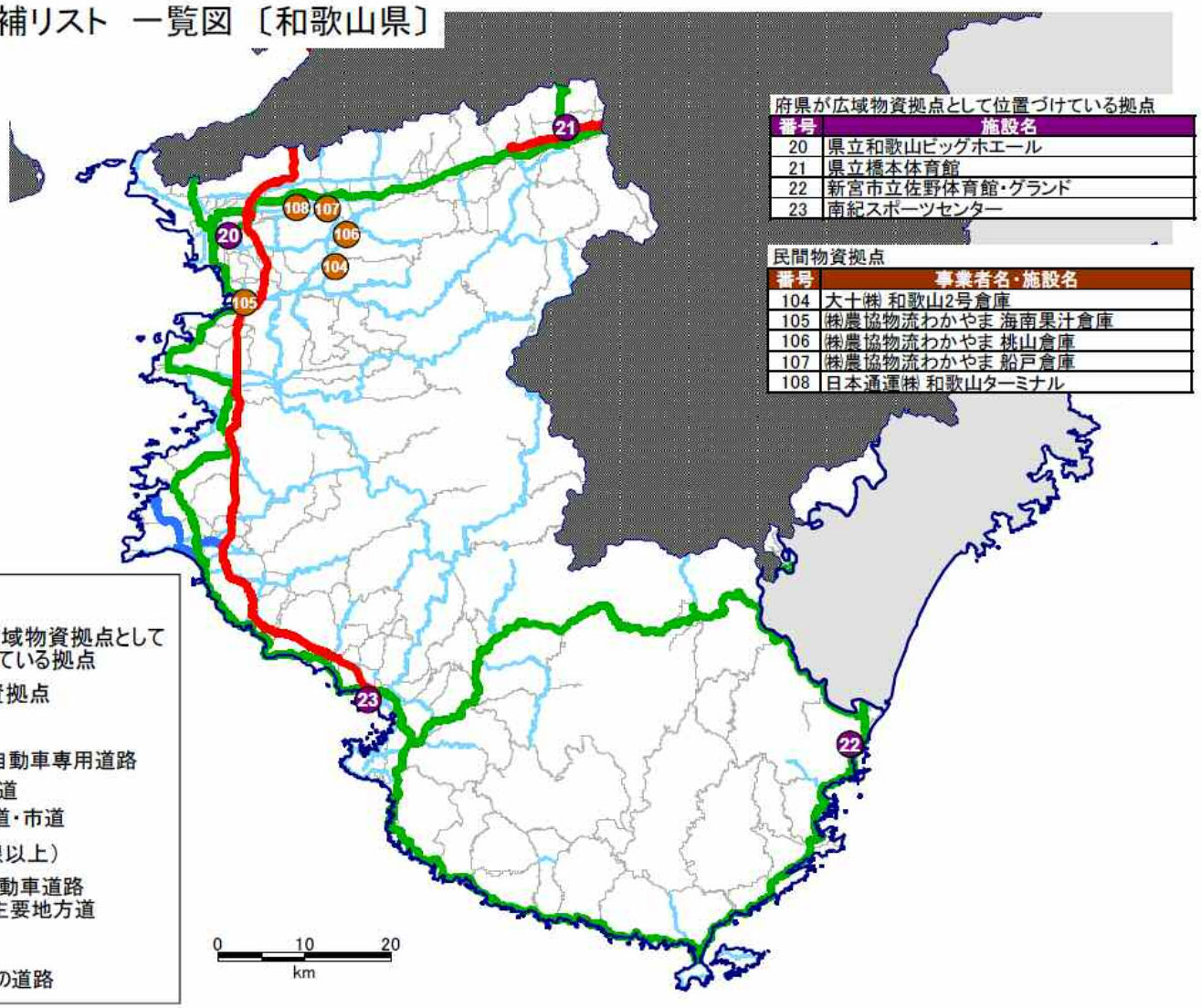

府県が広域物資拠点として位置づけている拠点

番号	施設名
20	県立和歌山ビッグホエール
21	県立橋本体育館
22	新宮市立佐野体育館・グランド
23	南紀スポーツセンター

民間物資拠点

番号	事業者名・施設名
104	大十㈱ 和歌山2号倉庫
105	㈱農協物流わかやま 海南果汁倉庫
106	㈱農協物流わかやま 桃山倉庫
107	㈱農協物流わかやま 船戸倉庫
108	日本通運㈱ 和歌山ターミナル

凡例

- 府県が広域物資拠点として位置づけている拠点
- 民間物資拠点

緊急輸送路線

- 高速・自動車専用道路
- 一般国道
- 府、県道・市道

幹線道路（2車線以上）

- 高速自動車道路
- 国道・主要地方道

その他の道路

- その他の道路

民間物資拠点候補リスト　一覧図〔阪神間〕

府県が広域物資拠点として位置づけている拠点

番号	施設名
10	しあわせの村
11	今津浜公園（阪神南広域防災拠点）

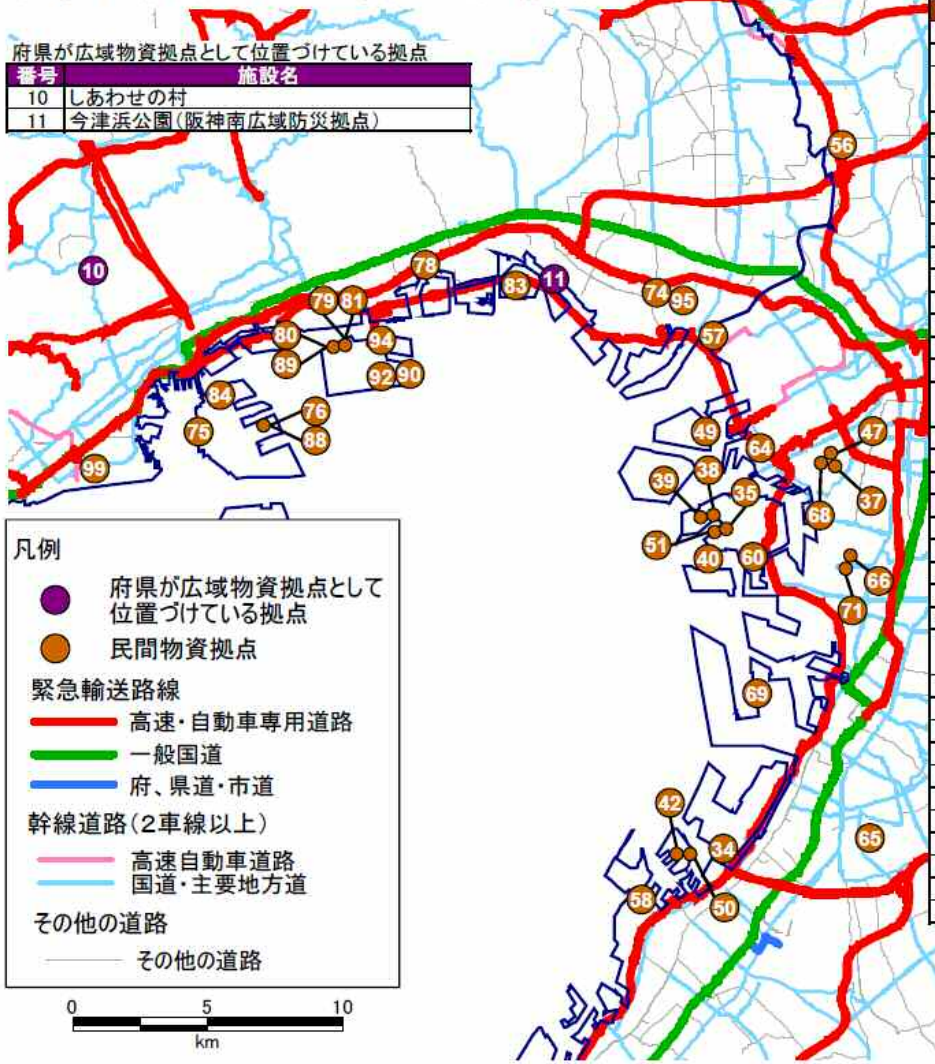

民間物資拠点

番号	事業者名・施設名
34	飯坂製粉㈱ 高石埠頭倉庫1号、2号、3号
35	大阪運輸㈱ ロジスティクスセンター
37	㈱杉村倉庫 SB50,71,91-A1,93A,94A,95A,93B,72,倉庫ほか
38	㈱住友倉庫 南港第2営業所500倉庫
39	㈱住友倉庫 南港R倉庫
40	㈱住友倉庫 南港東営業所200倉庫
42	センコー㈱ 大阪主管支店泉北PDセンター
47	㈱つばめ急便 港営業所　港倉庫
49	㈱東洋埠頭青果センター 舞洲センター
50	㈱日新 助松埠頭倉庫
51	㈱日新 南港倉庫
56	日本通運㈱ 豊中1号倉庫
57	日本通運㈱ 北港ロジスティクス倉庫
58	阪南倉庫㈱ 汐見第3号倉庫
60	三井倉庫㈱ 大阪港事務所
64	三菱倉庫㈱ 大阪支店 桜島第二営業所桜島1号配送センター
65	㈱ミツヤコーポレーション 堺営業所　ミツヤ倉庫
66	安田倉庫㈱ 大阪営業所　大阪倉庫
68	西濃運輸㈱ 大阪西支店
69	西濃運輸㈱ 堺支店
71	ヤマト運輸㈱ 大阪ベース店
74	柄谷倉庫物流㈱ K-6倉庫
75	㈱上組 上組ロジスティクスセンター
76	㈱上組 K-DIC上組倉庫
78	是則運輸倉庫㈱ 深江営業所西倉庫
79	山九㈱ 神戸支店 六甲アイランド輸出入センター定温倉庫
80	㈱住友倉庫 六甲200号倉庫
81	トレーディア㈱ 神戸支店　六甲物流センター
83	阪神ロジテム㈱ 西宮第二営業所
84	兵機海運㈱ ポートアイランド倉庫
88	三井倉庫㈱ K－DIC倉庫
89	三菱倉庫㈱ 六甲D号倉庫
90	三菱倉庫㈱ 六甲E号倉庫
92	森本倉庫㈱ 六甲アイランド倉庫
94	西濃運輸㈱ 神戸支店
95	西濃運輸㈱ 尼崎支店
99	日本通運㈱ 神戸ターミナル

広域物資拠点及び倉庫・トラックターミナル　一覧図〔徳島県〕

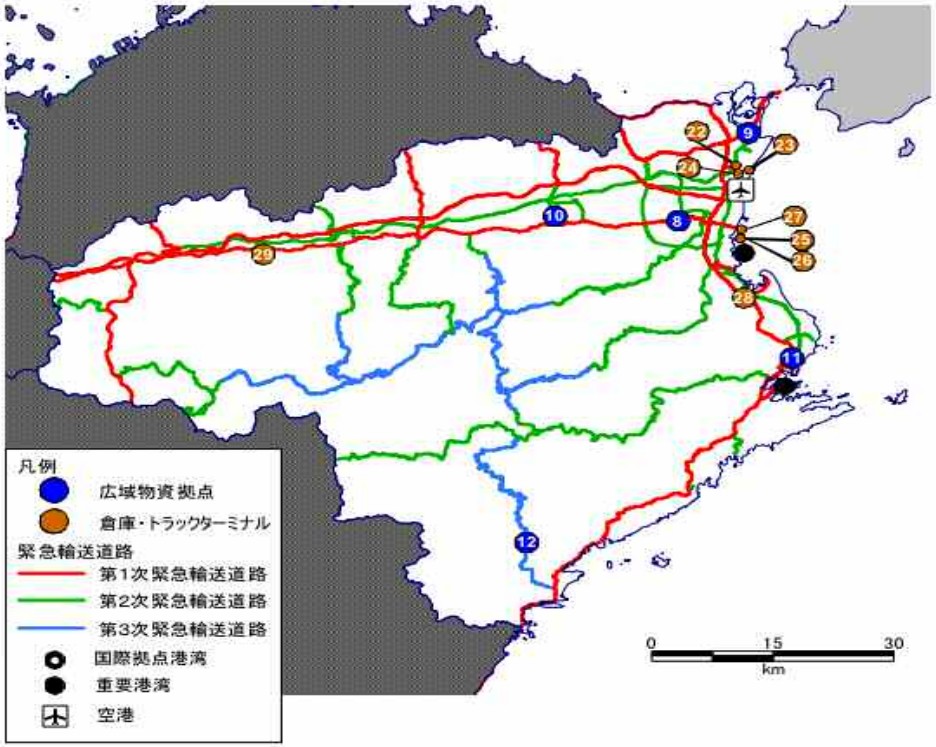

広域物資拠点

番号	拠点名
8	徳島県蔵本公園
9	鳴門競艇場
10	吉野川市鴨島運動場
11	阿南中学校グラウンド
12	川上農村広場

倉庫・トラックターミナル

番号	事業者名・施設名
22	日本通運（株）松茂流通センターA・B棟
23	ヤマト運輸（株）徳島主管支店
24	佐川急便（株）徳島支店
25	東海運（株）マリンピア物流倉庫
26	東海運（株）マリンピア配送センター倉庫
27	徳島通運（株）自動車支店
28	徳島通運（株）立江倉庫
29	四国福山通運（株）阿波池田営業所

民間物資拠点一覧　　徳島県

事業者	拠点名称
日本通運（株）	松茂流通ｾﾝﾀｰA棟
〃	松茂流通ｾﾝﾀｰB棟
ヤマト運輸（株）	徳島主管支店
佐川急便（株）	徳島店
東海運（株）	ﾏﾘﾝﾋﾟｱ配送ｾﾝﾀｰ倉庫
〃	マリンピア物流倉庫
徳島通運（株）	徳島支店
〃	立江倉庫
四国福山通運（株）	阿波池田営業所

第３章　物資関係参考データ

第１　和歌山県における移動県庁システム概要

和歌山県では、東日本大震災の教訓や平成 23 年９月の台風第 12 号（紀伊半島大水害）の経験を踏まえ、平成 24 年度より、被災地に県職員を派遣し、タブレット端末等を活用し、支援ニーズを把握する移動県庁を整備。

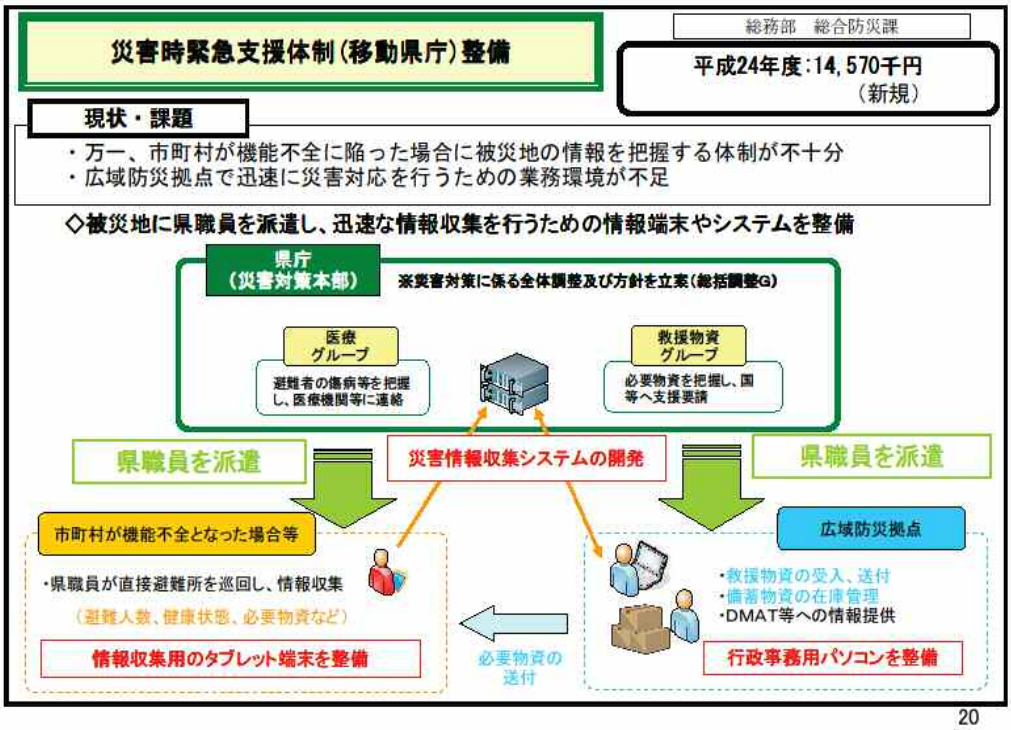

【概要】

タブレット端末

○移動県庁チーム　１チーム１０名

○タブレット端末（アンドロイド系 OS：１０インチ）　１チーム２台配備

行政事務用パソコン

○県庁内と同じ環境で使える行政事務用パソコンを整備

災害情報収集分析システム（３システムを整備し、オープンソースとする予定）

○災害情報収集システム

被害地に派遣された県職員等が避難者の状況やニーズなどの支援に必要な情報をタブレット端末により収集する。

○災害情報分析システム

災害情報収集システムにて収集した各種情報を利活用するため､項目毎に情報を仕分け・分類・集計して利活用できるよう編集・出力し、一覧形式で参照する。

○救援物資管理システム

市町村の物資需給量、協定企業・他府県からの救援物資量、広域防災拠点の在庫量などの把握を行う。

第２　佐賀県とヤマト運輸の災害時応援協定（平成２４年２月）

佐賀県とヤマト運輸株式会社佐賀主幹支店の
「災害時における物資の受入及び配送等に関する協定」について

佐賀県は災害時における応急対策活動を円滑に実施するため、大規模な災害時に被災者に対して救援物資を安定的に供給できる体制を構築するため、ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店と標記の協定を平成 24 年２月８日に締結している。

１．協定の概要

大規模な災害等が発生したときに市町が避難所等への救援物資の配送を円滑に行えない場合、県は、物資受入・配送センターを設置し、市町に代わって被災者に物資の配送等を行うこととしており、ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店は以下の業務について協力を行う。

２．協定に基づく要請項目

（１）物資受入・配送センターとして利用可能な物流拠点の空きスペースの提供
（２）荷役作業に必要な、人員及び機材（ロールボックス等）の提供
（３）物資受入・配送センターにおける荷役作業の実施
（４）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
（５）配送時における被災者の物資ニーズの収集
（６）物資受入・配送センター以外の県が指定する輸送拠点等への社員の派遣

佐賀県記者発表 HP→http://www.pref.saga.lg.jp/web/kisha/_59908/_60302.html

３．協定の相手方

佐賀市久保泉町大字川久保御手水２５９２－１
ヤマト運輸株式会社　佐賀主管支店
主管支店長　粟 飯 原　稔

災害時における物資の受入及び配送等に関する協定

佐賀県（以下「甲」という。）と、ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合に、乙が甲に対して支援し、被災者に対して食料・生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続き等必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）「支援物資」　調達物資と義援物資を合わせた物資をいう。

（２）「調達物資」　被災者のために、甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（３）「義援物資」　被災者のために、甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（４）「物資受入・配送センター」　支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配、積み込み（以下「荷役作業」という。）及び配送等の拠点として設置する施設をいう。

（５）「避難所等」　支援物資の配送先となる佐賀県内の避難所又は市町が指定する物資の供給場所等をいう。

（物資受入・配送センターの設置等）

第３条　物資受入・配送センターは、大規模な災害等により市町が避難所等への支援物資の配送を円滑に行えない場合において市町から甲に物資配送に係る要請があり甲が必要と認めたとき、又は甲が自ら必要と判断したときに設置するものとする。

２　物資受入・配送センターの設置場所は、佐賀県地域防災計画において甲があらかじめ指定する輸送拠点、乙の物流拠点の空きスペース又は災害時に物資受入・配送センターとして利用できる施設であって県が指定する施設を活用するものとする。

３　被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置し、その場合は、各センターが対象とする避難所等を明確にしておくものとする。

４　物資受入・配送センターでは、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）甲から受け入れ指示のあった支援物資の管理及び荷役作業

（２）物資受入・配送センターから避難所等への支援物資の配送及び配送時における被災者の物資ニーズの収集

５　甲は、市町における支援物資の供給体制が整うなど、当該業務の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資受入・配送センターを閉鎖するものとする。

（要　請）

第４条　甲は、第３条の規定による物資受入・配送センターを設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を要請することができる。

（１）物資受入・配送センターとして利用可能な物流拠点の空きスペースの提供
（２）荷役作業に必要な、人員及び機材（ロールボックス等）の提供
（３）物資受入・配送センターにおける荷役作業の実施
（４）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
（５）配送時における被災者の物資ニーズの収集
（６）物資受入・配送センター以外の甲が指定する輸送拠点等への社員の派遣

（要請の手続き）
第５条　前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式１）によるものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、電話等により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。
（１）要請理由
（２）受入・配送センターとして開設を希望する乙の物流拠点及び開設予定の甲の輸送拠点
（３）希望する人員数及び車両数等
（４）その他必要な事項
２　乙は、甲からの要請に対し、次に掲げる事項を文書（別記様式２）により回答する。ただし、文書により回答するいとまがない場合には、電話等により回答し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
（１）物資受入・配送センターとして開設可能な物流拠点
（２）荷役作業等に従事可能な人員数及び車両数
（３）その他必要な事項
３　甲及び乙は、前２項の規定により、要請又は回答した内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を相互に文書にて通知するものとする。

（業務の実施）
第６条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。但し、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。
２　甲は、乙が実施する業務が円滑に実施できるよう、情報の提供等必要な協力を行うものとする。

（報　告）
第７条　乙は、業務を実施したときは、速やかに電話等により甲に対し報告を行い、後日、次の事項を明示した文書（別記様式３）を提出するものとする。
（１）活動場所
（２）従事者数及び車両数
（３）活動期間及び内容
（４）その他必要な事項

（経費の負担及び請求等）
第８条　業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除くほかは、次の価格

を参考として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（１）物流拠点における保管料　時価相場相当

（２）人件費　日当費相当

（３）輸送料　実勢相場相当又は届出運賃・料金

３　乙は、物流拠点における保管料、人員の荷役実績及び輸送実績などを集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

４　甲は前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第９条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（補　償）

第１０条　この協定に基づいて業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事し、又は協力した者に対する損害補償に関する条例（昭和３８年佐賀県条例７号）」を準用し、甲がその損害を補償する。ただし、当該従事者が、同一事故において、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、その補償の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

（通　知）

第１１条　甲は、災害時に乙が円滑な協力を行えるよう、佐賀県地域防災計画等において本協定に関する修正・変更等があったときは、その旨を乙に通知するものとする。

２　甲及び乙は、この協定に関する事項に変更があったときは、その旨を相互に通知するものとする。

（秘密の保持）

第１２条　甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

（連絡窓口）

第１３条　この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、甲及び乙に連絡窓口を置く。

２　前項の連絡窓口は、甲については佐賀県農林水産商工本部企画・経営グループとし、乙についてはヤマト運輸株式会社佐賀主管支店社会貢献課とする。

（協　議）

第１４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適　用）
第１５条　この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　佐賀市城内一丁目１番５９号
佐賀県知事　　古川　康

乙　佐賀市久保泉町大字川久保御手水２５９２－１
ヤマト運輸株式会社　佐賀主管支店
主管支店長　　粟飯原　稔

別記様式１

平成　　年　　月　　日

支 援 要 請 書

ヤマト運輸株式会社　佐賀主管支店
主管支店長　　様

佐賀県知事　　印

災害時における物資の受入及び配送等に関する協定第５条第１項の規定に基づき、次のとおり支援を要請します。

（要請理由）

（要請内容）

活動場所	人員数	車両数	活動内容	備　考
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	

※活動場所欄には、物資受入・配送センターとして開設を希望する場所（原則として、甲があらかじめ指定する輸送拠点及び乙の物流拠点の中から選定）を記載する。

別記様式２

平成　　年　　月　　日

支 援 内 容 回 答 書

佐賀県知事　　様

ヤマト運輸株式会社　佐賀主管支店
主管支店長　　印

災害時における物資の受入及び配送等に関する協定第５条第２項の規定に基づき、次のとおり回答します。

活動場所	人員数	車両数	活動内容	備　考
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	

※甲からの要請内容に対して、対応可能な内容を記載する。

別記様式３

平成　　年　　月　　日

業務実績報告書

佐賀県知事　　様

ヤマト運輸株式会社　佐賀主管支店
主管支店長　　印

災害時における物資の受入及び配送等に関する協定第７条の規定に基づき、次とおり報告します。

活動場所	人員数	車両数	活動内容	備　考
	名	台	・活動期間 平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで（　　日間） ・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・活動期間 平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで（　　日間） ・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・活動期間 平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで（　　日間） ・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・活動期間 平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで（　　日間） ・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（　　）	

第３　ＩＴＳ　Ｊａｐａｎについて

概要（ITS　Japan　ホームページより）

ITS に関する第 1 回世界会議が 1994 年にパリで開催されましたが、翌年の第 2 回世界会議が横浜で開催することが決まったのを契機に、ITS（最先端の情報通信技術などを用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する事により、安全・環境・利便の面から交通社会を改善するシステム）分野の研究開発及び実用化の推進のために、ITS 関連の 5 省庁(当時の警察庁、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省）のご支援を頂き、1994 年 1 月に VERTIS （Vehicle, Road and traffic intelligence Society：道路・交通・車両インテリジェント化推進協議会）が任意団体として設立されました。VERTIS は 2001 年 6 月に ITS Japan と名称を変更しました。

ITS とは（ITS　Japan　ホームページより）

ITS（Intelligent Transport Systems：高度道路交通システム）とは、人と道路と自動車の間で情報の受発信を行い、道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策など、様々な課題を解決するためのシステムとして考えられました。

2011 年の台風第 12 号災害で ITS　Japan が公開した和歌山県、奈良県、三重県の乗用車・トラック通行実績・道路規制情報（ITS　Japan　ホームページより）

特定非営利活動法人 ITS Japan　***乗用車･トラック通行実績･道路規制情報***

提供当時のサンプル(2011.9.30 時点)

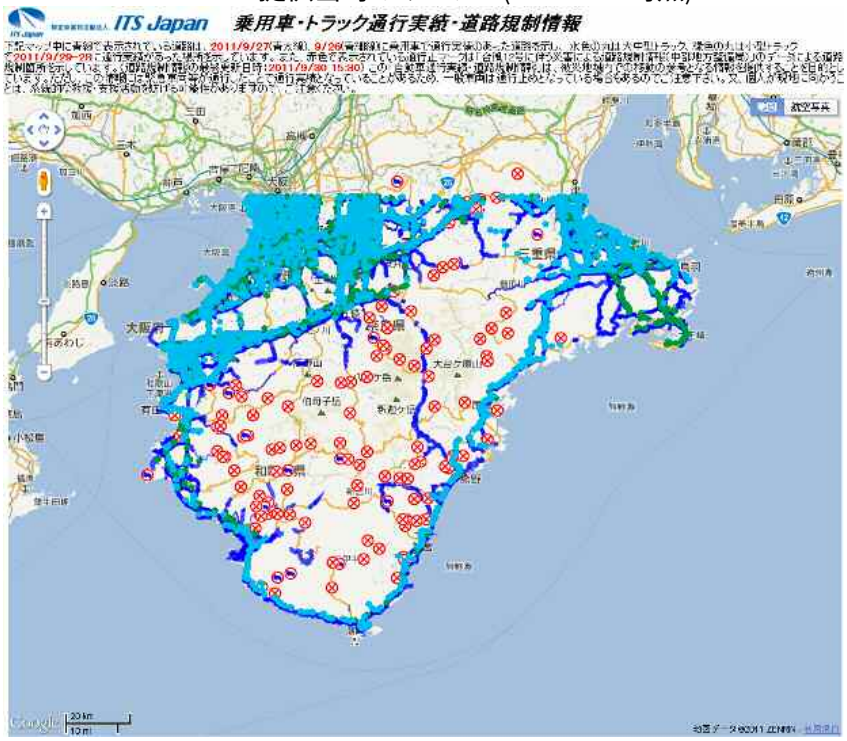

凡例

⊗	通行止め	▬	乗用車通行実績

	一部車両通行止め（大型など）		大中型トラック通行実績
	時間通行止め		小型トラック通行実績

ご活用いただきましたみなさまに御礼申し上げます。
ありがとうございました。

2011.9.15 より提供させていただいておりました「通行実績・道路規制情報」は、 特定非営利活動法人 ITS Japan がプローブ事業者より入手した通行実績情報、及び中部地方整備局が各県ＨＰ情報より集約した「台風 12 号に伴う災害による道路規制情報」を利用して作成・表示しました。

乗用車通行実績データ提供：本田技研工業(株)・パイオニア(株)
トラック通行実績データ提供：いすゞ自動車(株)
道路規制データ提供：三重県、奈良県、和歌山県
データ統合：特定非営利活動法人 ITS Japan

通行実績情報は、ITS Japan が以下の各社から提供を受けた、匿名かつ統計的に作成された情報を使用しました。
・本田技研工業株式会社（ホンダ）が運営する インターナビ・プレミアムクラブ と
　パイオニア株式会社が運営するスマートループ渋滞情報 から作成され、 ホンダの通行実績情報 から提供を受けた情報
・いすゞ自動車株式会社（いすゞ）が運営する みまもりくんオンラインサービス から作成・提供を受けた情報

中部地方整備局が作成した「台風 12 号に伴う災害による道路規制情報」の道路規制情報は、以下の各道路管理者の公表資料に基づいて作成しました。

三重県	三重県道路規制情報
奈良県	奈良県道路規制情報
和歌山県	和歌山県道路情報

第４　主 な 備 蓄 物 資 の 紹 介

※写真は参考例示品（共通）

食料関係

（１）アルファ化米

お湯又は水を注いでご飯となる。
保存期間　５年
１ケース　50食／箱（422㎜×307㎜×198㎜　約５kg）

（２）備蓄パン

開封してそのまま食べることができる。
保存期間　５年
１ケース　50食／箱（510㎜×360㎜×200㎜　約６kg）

（３）缶入りパン

缶を開けてそのまま食べることができる。
保存期間　３～５年
１ケース　24缶／箱（320㎜×470㎜×125㎜　約4.4kg）

（４）長期保存食（サバイバルフーズ）

お湯または水で簡単に戻せる。
保存期間　２５年
１ケース６缶／箱（318㎜×212㎜×135㎜約2.1kg）

（５）レスキューフーズ

火・水が無くても温かく食すことができる。
保存期間　３年
１ケース　12食／箱（460㎜×435㎜×185㎜　約10.4kg）

（６）粉ミルク

保存期間　1.5年
１ケース８缶／箱（283㎜×555㎜×187㎜　約9.2kg）

（７）お菓子類

保存用羊羹
保存期間　５年
１ケース　１箱５本×20／箱
（365㎜×200㎜×103㎜　約0.6kg）

ビスコ保存缶
保存期間　５年
１ケース10缶／箱（219㎜×531㎜×147㎜約2.9kg）

生活必需品関係

（１）災害救助用毛布

本体サイズ　W1400×D1900㎜
再生ポリエステル繊維
10枚／箱（560㎜×760㎜×300㎜　約17kg）

（２）紙おむつ

保存期間　約３年（未開封）
※吸収体中の高分子吸水材の吸収性能が損なわれたり、変色、ズレ防止テープの粘着力の低下等、若干性能が低下する恐れがある。
１パック（20枚～42枚）×３パック／箱
（545㎜×385㎜×245㎜　4～10kg）

（３）生理用品

保存期間　約３年（未開封）
※吸収体中の高分子吸水材の吸収性能が損なわれたり、変色、ズレ防止テープの粘着力の低下等、若干性能が低下する恐れがある。
１パック（30枚）×24パック／箱
（362㎜×532㎜×334㎜）

（４）哺乳瓶

120ml　高さ14.1cm、直径5.7cm
乳首：合成ゴム（ｼﾘｺｰﾝｺﾞﾑ）保存に際して劣化の恐れもあるため定期的な更新の必要有り。

（５）哺乳瓶洗浄剤、消毒容器、おしりナップ

消毒剤　1050ml　¢90mm×245

消毒容器　哺乳瓶６本分

サイズ　150mm×190mm

（６）ドライシャンプー、マスク

シャンプー　200ml　¢50mm×220mm

マスク50枚／箱　175mm×90mm

（７）飲料用ポリ袋

容量　5L

サイズ　410mm×400mm×45mm

（８）食器類

おわん　130¢×67mm　600ml　ポリプロピレン製

670mm×270mm×290mm　200入／箱

皿　200¢×21mm　ポリプロピレン製

420mm×420mm×280mm　200入／箱

避難所用資機材関係

（１）避難所用簡易間仕切り

簡易ダンボール間仕切り＋ダンボール畳（４㎡）
小間寸法　2m×2m（４㎡＝2.5畳）H=90cm（２～2.5人用）／本体18kg
１ケースサイズ　１m×0.23m×１m／22kg
※小学校の体育館　700㎡～950㎡程度で130～180部屋の設置が可能

（２）ブルーシート

ポリエチレン製　＃2000　3.6×5.4m
５枚を１梱包

（３）簡易組立式仮設トイレ

組み立てサイズ　D1550mm × W1300mm × H2000mm
梱包サイズ　　D650mm × W1350mm × H510mm／箱　重量　約50kg

（４）仮設風呂

循環式お風呂システム

①風呂装置（ボイラー部）　②分岐管　③シャワースタンド
④お風呂スタンド　⑤給水ホース　⑥シャワースタンド用耐水ホース
⑦風呂用テント　⑧その他備品（スノコ、浴槽、洗い桶、イス等）

（５）ノーリツシャワールーム

シャワールーム（シャワー室＋脱衣室）の仕様

- プライバシーに配慮し、個室型のシャワー室に脱衣室を併設。
- 高齢者に配慮し、シャワールームには手すり、介護用シャワー椅子を設置。
- 断熱性を考慮し、シャワールームの壁はシステムバスの壁を使用。
- ノーリツ製ガス給湯器とミストシャワーを設置。

項目	内容
外形寸法	幅 188cm×奥行き 188cm×高さ 235cm
重量	約 1t
外装	サイディング
設備（シャワー室）	折り戸、手すり、収納棚、鏡、ノーリツ製ミストシャワー「AMU-2」、シャワー水栓、照明、換気扇
設備（脱衣室）	鍵付き入口ドア、カーテン、脱衣カゴ、ベビー浴槽、手すり、コンセント、照明
給湯器	ノーリツ製ガス給湯器（16 号、LPガス用）

※今回のシャワールームは、当社の製品ではなく、協力会社と設計・製造したものです。製作期間、約 20 日。

（６）組立式テント

簡易宿泊対応型テント
サイズ　２×３間（w3600×L5300×H3100㎜　軒高2000㎜）
エステル帆布
梱包　天幕　650×550×120㎜　約15kg
　　側幕　650×550×150㎜　約15kg
　　パイプ　　約10kg

（７）エアーマット

睡眠や仮眠時に接地面の熱を遮断し、体温をマット内に保つ簡易エアーマット。
平常時（折りたたみ時）は縦16㎝×横13㎝×厚み2.5㎝で携帯が可能。
緊急時（使用時）は、長さ2m×幅60㎝×厚み５㎝　端を折りたたみ枕状にできる。
使用時は付属品であるストローで空気を吹き入れて膨らませる。
重量は240g～260g。
ポリエスチレンとナイロンの３層構造になっており、耐荷重は約300kg。
ダンボール１箱（50個梱包）高さ25㎝×長さ51㎝×幅32㎝。

（８）土嚢袋

サイズ　490×620㎜
400枚の梱包サイズ:560×220×410㎜　重量:16kg

（９）炊き出し用資材

本体サイズ　¢550×H713㎜
保管サイズ　W576×D576×H745㎜
重量　28.3kg
40人から100人分の調理が可能

LPガスバーナーセット
保管サイズ　w690×D350×H145㎜
重量　13.4kg

本体サイズ　約348×286×98㎜
保管サイズ　約360×280×105㎜
重量　約1.8kg

保管サイズ　約205×60×200㎜
重量　750g　３本／組

（10）体ふきボディータオル

本体サイズ　300×600㎜
１パック　約220×約170×約30ｍｍ　12枚入り
１箱36セット　221×446×329㎜　重量　約8.7kg

その他特殊な資機材

（１）人命救助システム

システム化された人命救助システム（防衛庁整備）の小隊用資機材（25名用）

アルミケース収納状態

個人用装具

分隊用機材

小隊用機材

（２）災害用船外機付ボート

災害用ボート　ＦＲＰ製３分割組立式　定員５名　全長3.2m　全幅1.54m
４ストローク単気筒エンジン
付属品　救命胴衣６着　救助用浮き輪３個

（３）エアーテント

サイズ　横６×縦６×高３ｍ
重量　　100kg
素材　　ＰＶＣ（ポリビニルクロライド）、気柱ハイパイロン
気柱　　41㎝×３、32㎝×６
その他　付属品
電動ポンプ　約14kg

（４）大型発電機

サイズ　3000（全長）×1500（全幅）×1600（高さ）㎜
重量　７３０～８００kg
可搬型ディーゼルエンジン式
　三相交流出力
　　25kVA、220V、65.6A
　単相交流出力
　　3kVA、110V、27.3A
運転時間　約10時間

第５　救 援 物 資 関 係 法 令（抜粋）

○ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

第三章　防災計画

第三十五条　防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　防災に関する総合的かつ長期的な計画

二　防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

三　前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

２　防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

一　国土の現況及び気象の概況

二　防災上必要な施設及び設備の整備の概況

三　防災業務に従事する人員の状況

四　防災上必要な物資の需給の状況

五　防災上必要な運輸又は通信の状況

六　前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

（都道府県地域防災計画）

第四十条　都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

２　都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二　当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三　当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

３　都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

４　都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

５　内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

（市町村地域防災計画）

第四十二条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計

画に抵触するものであつてはならない。
2　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
3　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
4　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
5　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
6　第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。
（災害予防及びその実施責任）
第四十六条　災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。
一　防災に関する組織の整備に関する事項
二　防災に関する教育及び訓練に関する事項
三　防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
四　防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
五　災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
六　前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
2　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。
（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）
第四十九条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。
第五章　災害応急対策
第一節　通則
（災害応急対策及びその実施責任）
第五十条　災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

一　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
二　消防、水防その他の応急措置に関する事項
三　被災者の救難、救助その他保護に関する事項
四　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
五　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
六　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
七　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
八　緊急輸送の確保に関する事項
九　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

（災害時における交通の規制等）

第七十六条　都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法 （昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項 の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。次条及び第七十六条の三において同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2　前項の規定による通行の禁止又は制限（以下この項、次条第一項及び第二項並びに第七十六条の四において「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行った都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条及び第七十六条の三において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

○災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）

（災害時における交通の規制の手続等）

第三十二条　公安委員会は、法第七十六条第一項 の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

２　公安委員会は、法第七十六条第一項 の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

３　公安委員会は、法第七十六条第一項 の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第三十二条の二　法第七十六条第一項 の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項 の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

一　道路交通法 （昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項 の緊急自動車

二　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第三十三条　都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

２　前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

３　前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

４　大規模地震対策特別措置法 （昭和五十三年法律第七十三号）第九条 の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令 （昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項 の規定による確認は第一項 の規定による確認と、同条第二項 の規定により交付された標章及び証明書は第二項 の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

第三十三条の二　法第七十六条の四 の規定による国家公安委員会の指示は、関係公安委員会による通行禁止等（法第七十六条第二項 の通行禁止等をいう。以下この条において同じ。）が斉一に行われていないことその他関係公安委員会による通行禁止等が適切に行われていないか、又は適切でない通行禁止等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われないおそれがあるときに行うものとする。

○道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

第七節　緊急自動車等

（緊急自動車の通行区分等）

第三十九条　緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第五項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第四項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

２　緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

（緊急自動車の優先）

第四十条　交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けて、車両（緊急自動車を除く。以下この条において同じ。）は交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となつている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあつては、道路の右側。次項において同じ。）に寄つて一時停止しなければならない。

２　前項以外の場所において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号）

（緊急自動車等の特例）

第四十一条　緊急自動車については、第八条第一項、第十七条第六項、第十八条、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第二十九条、第三十条、第三十四条第一項、第二項及び第四項、第三十五条第一項並びに第三十八条第一項前段及び第三項の規定は、適用しない。

２　前項に規定するもののほか、第二十二条の規定に違反する車両等を取り締まる場合における緊急自動車については、同条の規定は、適用しない。

３　もつぱら交通の取締りに従事する自動車で内閣府令で定めるものについては、第十八条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二並びに第二十五条の二第二項の規定は、適用しない。

４　政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車（専ら道路の維持、修繕等のために使用する自動車で政令で定めるものをいう。以下第七十五条の九において同じ。）については、第十七条第四項及び第六項、第十八条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十三条並びに第二十五条の二第二項の規定は、適用しない。

（消防用車両の優先等）

第四十一条の二　交差点又はその付近において、消防用車両（消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ。）が接近してきたときは、車両等（車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

２　前項以外の場所において、消防用車両が接近してきたときは、車両（緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、当該消防用車両の通行を妨げてはならない。

３　第三十九条の規定は、消防用車両について準用する。

４　消防用車両については、第八条第一項、第十七条第六項、第十八条、第二十条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第二十九条、第三十条、第三十四条第一項から第五項まで、第三十五条第一項、第三十八条第一項前段及び第三項、第四十条第一項、第六十三条の六並びに第六十三条の七の規定は、適用しない。

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第一項第二号）

○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

（通行の禁止又は制限）

第四十六条　道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一　道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2　道路監理員（第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

3　道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

（都道府県公安委員会との調整）

第九十五条の二　道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項 の規定により同条第一項第十六号 の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2　道路管理者は、道路の区域を立体的区域として決定し、若しくは変更し、第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第四十六条第一項若しくは第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に協議しなければならない。前項ただし書の規定は、道路管理者が第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合について準用する。

○水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

第六章　雑則

（水道用水の緊急応援）

第四十条　都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

3　第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと厚生労働大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は厚生労働大臣が行う。

4　第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。

5　第一項及び前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、需要者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る第四十八条の規定による管轄都道府県知事と、供給者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る同条の規定による管轄都道府県知事とが異なるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

6　第四項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつて供給の対価の増減を請求することができる。

7　前項の訴においては、供給の他の当事者をもつて被告とする。

8　都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

9　前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による都道府県知事の行う事務について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあるのは「次条第八項」と、同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは「次条第八項」と読み替えるものとする。

○ 港湾法（昭和 32 年法律第 177 号）

（非常災害の場合における土地の一時使用等）

第五十五条の三　港湾管理者は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場に居る者若しくはその附近に居住する者に対し防ぎよに従事すべきことを命じ、又はその現場において、他人の土地を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

２　前項の規定による命令については、行政手続法第三章 の規定は、適用しない。

（国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等）

第五十五条の三の二　国土交通大臣は、広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策（災害対策基本法 （昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項 に規定する災害応急対策をいう。）であつて、港湾施設を使用して行うものとして国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の実施のため必要があると認めるときは、第五十四条第一項の規定にかかわらず、港湾広域防災区域（港湾区域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域のうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、広域災害応急対策を実施するために特に必要があると認めて国土交通大臣があらかじめ告示した区域をいう。以下この条において同じ。）内における第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のため必要なものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条において「港湾広域防災施設」という。）について、期間を定めて、自ら管理することができる。

２　国土交通大臣は、港湾広域防災区域を定めようとするときは、あらかじめ、港湾広域防災施設が設置されている港湾の港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

３　国土交通大臣は、港湾広域防災区域を定めたときは、遅滞なく、当該港湾広域防災区域の範囲を告示しなければならない。

４　前二項の規定は、港湾広域防災区域の変更又は廃止について準用する。

５　国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設の管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾広域防災施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。

６　国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理するときは、当該港湾広域防災施設が設置されている港湾の港湾管理者に対し、広域災害応急対策を実施するために必要な措置（次項に規定するものを除く。）をとるべきことを要請することができる。

７　国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理する場合において、広域災害応急対策を実施するためやむを得ない必要があるときは、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

○災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

第一章　総則

第一条　この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかつた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第二条　この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

第三条から第二十一条まで　削除

第二章　救助

第二十二条　都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第二十三条　救助の種類は、次のとおりとする。

一　収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
二　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四　医療及び助産
五　災害にかかつた者の救出
六　災害にかかつた住宅の応急修理
七　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
八　学用品の給与
九　埋葬
十　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

２　救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

３　救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十三条の二　指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号 に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項 若しくは第二項 若しくは国家行政組織法 （昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項 の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号 ロに掲げる機関又は同号 ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号 に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法同条第九号 に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

２　前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

３　第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第二十三条の三　前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち

入り検査をさせることができる。
３　前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
４　当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
第二十四条　都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。
２　地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第三十一条の規定に基づく厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。
３　第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。
４　第二十三条の二第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。
５　第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。
第二十五条　都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。
第二十六条　都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。
２　第二十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。
第二十七条　前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
２　都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
３　前二項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。
４　当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
第二十八条　厚生労働大臣、都道府県知事、第三十条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。
第二十九条　第二十四条又は第二十五条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。
第三十条　都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこ

ととすることができる。
２　前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。
第三十一条　厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。
第三十一条の二　日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。
２　政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第二十五条の規定による協力を除く。）の連絡調整を行なわせることができる。
第三十二条　都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。
第三十二条の二　第二条、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第二十三条の二第二項、第二十四条第五項、第二十五条、第二十六条第一項、同条第二項において準用する第二十三条の二第二項及び第三項、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。
２　第三十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。
第三章　費用
第三十三条　第二十三条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。
２　第二十四条第五項の規定による実費弁償及び第二十九条の規定による扶助金の支給で、第二十四条第一項の規定による従事命令又は第二十五条の規定による協力命令によつて救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県が、第二十四条第二項の規定による従事命令によつて救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。
３　第二十六条第二項の規定により準用する第二十三条の二第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。
第三十四条　都道府県は、当該都道府県知事が第三十二条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。
第三十五条　都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。
第三十六条　国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法 （昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号 にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法 に定める税率とする。）をもつて算定した当該年度の収入見込額（以下この条において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法 （昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条 の定めるところによるものとする。
一　収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二　収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十
三　収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十
第三十七条　都道府県は、前条に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。
第三十八条　災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法 に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。
２　前項の規定により算定した各年度における災害救助基金の最少額が五百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は、五百万円とする。
第三十九条　災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない。
第四十条　第三十六条の規定による国庫の負担額が、同条に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。
第四十一条　災害救助基金の運用は、左の方法によらなければならない。
一　財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
二　国債証券、地方債証券、勧業債券その他確実な債券の応募又は買入
三　第二十三条第一項に規定する給与品の事前購入
第四十二条　災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から、これを支出することができる。
第四十三条　災害救助基金が第三十八条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。
第四十四条　都道府県知事は、第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。
第四章　罰則
第四十五条　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
一　第二十四条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わない者
二　第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項の規定による保管命令に従わない者
第四十六条　詐偽その他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。その刑法 に正条があるものは、刑法 による。
第四十七条　第二十三条の三第一項、第二項若しくは第二十七条第一項、第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十三条の三第二項若しくは第二十七条第二項の規定による報告をなさず、若しくは虚偽の報告をなした者は、これを三万円以下の罰金に処する。
第四十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第四十五条又は前条の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第６　救援物資集積・配送の関連サイトＵＲＬ一覧

【国関係】

○内閣府　東南海・南海地震防災対策推進地域の指定
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/nankai_top.html

○内閣府　東南海・南海地震対策大綱
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/nankai_top.html

○内閣府　東南海・南海地震防災対策推進基本計画
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/nankai_top.html

○内閣府　東南海・南海地震応急対策活動要領
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/nankai_top.html

○内閣府　「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/nankai_top.html

○内閣府　東日本大震災における災害応急対策に関する検討会
http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/higashinihon_kentoukai/index.html

○内閣府　南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定の公表について
http://www.bousai.go.jp/nankaitrough_info.html

○総務省消防庁　緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方及びヒント集
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180629-2/180629-2houdou.pdf
ヒント集（静岡県・埼玉県事例）
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180629-2/180629-2hint_06.pdf#search='緊急物資管理システムの検討に係る参考事例'

○総務省消防庁　緊急物資調達の調査体制・方法に関する調査検討報告書
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/190626-2/190629-2houdou_h.pdf

○総務省消防庁
　広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書
http://www.fdma.go.jp/html/new/030815_hokoku.pdf#search='広域防災拠点'

○厚生労働省　災害救助・救援対策
http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/saigaikyujo6.html

○経済産業省　東日本大震災 関連情報　ガソリン・LP 等の石油製品及び都市ガス
http://www.enecho.meti.go.jp/sekiyu/sekiyu.htm

○国土交通省　支援物資物流システムの基本的な考え方
http://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000075.html
○国土交通省
　民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会
http://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu03_hh_000016.html

○国土交通省　近畿運輸局

「東南 ・南 地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」の開催について

http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/

○国土交通省　近畿地方整備局
http://www.kkr.mlit.go.jp/

○国土交通省　大阪航空局
http://ocab.mlit.go.jp/top/

【関西広域連合　構成府県、連携県】

○関西広域連合
http://kouiki-kansai.jp/

○滋賀県
http://www.pref.shiga.jp/

○京都府
http://www.pref.kyoto.jp/

○大阪府
http://www.pref.osaka.jp/

○兵庫県
http://web.pref.hyogo.lg.jp/
CG ハザードマップ　http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd03/wd03_000000144.html

○和歌山県
http://www.pref.wakayama.lg.jp/

○徳島県
http://www.pref.tokushima.jp/

○福井県
http://www.pref.fukui.jp/

○三重県
http://www.pref.mie.lg.jp/

○奈良県
http://www.pref.nara.jp/

○鳥取県
http://www.pref.tottori.lg.jp/

【他地方公共団体】
○福島県　災害時における物資確保に係る運用マニュアル
http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet;jsessionid=F45F854D2F39335C30EBD56584E15192?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=12100

○埼玉県　消防庁緊急物資等管理システムに係る参考事例
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180629-2/180629-2hint_06.pdf#search='　緊急物資等管理システム'

○静岡県　東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画
http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/seisaku/kouiki.html

○静岡県　消防庁緊急物資管理システムに係る参考事例
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180629-2/180629-2hint_06.pdf#search='　緊急物資等管理システム'

○岡山県　大規模災害時における救援物資要請マニュアル
http://kikikanri.pref.okayama.jp/gcon/pdf/bousai13_2_15.pdf#search='岡山県救援物資要請マニュアル'

○佐賀県　ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店との「災害時における物資に受入及び配送等に関する協定」
http://www.pref.saga.lg.jp/web/kisha/_59908/_60302.html

○遠野市
三陸地域地震災害後方支援拠点施設整備推進協議会
（三陸地域地震災害後方支援拠点施設の構想）
http://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/36,13775,178,1,html

○多治見市 多治見市社会福祉協議会　災害ボランティア受入マニュアル
http://www.city.tajimi.gifu.jp/kenko-fukusi/saigai_manyual.pdf#search='救援物資の受入マニュアル'
○長岡市　物資調達・救援物資対応マニュアル
http://www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/modules/bwiki/index.php?%A5%DE%A5%CB%A5%E5%A5%A2%A5%EB

○神戸市　食糧・物資供給マニュアル
http://www.city.kobe.lg.jp/safety/prevention/plan/manual/img/m20.pdf

○神戸市　海外支援受入れマニュアル（物的支援）
http://www.city.kobe.lg.jp/safety/prevention/plan/manual/img/m15.pdf

○北九州市　緊急物資集配センター運営訓練報告書
http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/file_0233.html

【関係機関】
○全国知事会
http://www.nga.gr.jp/

○全国市長会
http://www.mayors.or.jp/

○全国町村会
http://www.zck.or.jp/

○阪神・淡路大震災記念　人と防災未来センター
http://www.dri.ne.jp/
　東南海・南海地震等に関する連携プロジェクト研究成果発表会
　救援物資の輸配送業務を事例とした組織間連携のあり方
　阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター
　主任研究員　宇田川　真之
　http://www.dri.ne.jp/tohokusp/ppt/07bussi.pdf

○日本赤十字社
http://www.jrc.or.jp/

○社会福祉法人　全国社会福祉協議会
http://www.shakyo.or.jp/

【民間事業者等】
○社団法人　全日本トラック協会
http://www.jta.or.jp/

○社団法人　日本倉庫協会
http://www.nissokyo.or.jp/

○社団法人　日本物流団体連合会
http://www.butsuryu.or.jp/

○社団法人　日本港運協会
http://www.jhta.or.jp/

○日本長距離フェリー協会
http://www.jlc-ferry.jp/

○日本内航海運組合総連合会
http://www.naiko-kaiun.or.jp/

○ヤマト運輸株式会社
http://www.kuronekoyamato.co.jp/top.html

○日本通運株式会社
http://www.nittsu.co.jp/

○株式会社佐川急便
http://www.sagawa-exp.co.jp/

○特定非営利活動法人　ＩＴＳ　Ｊａｐａｎ
http://www.its-jp.org/

第７　救援物資に係る用語一覧

救援物資関係

用語	定義
1　緊急物資	災害発生時に、日常生活に支障を来した被災者に地方公共団体が供給する備蓄物資または調達物資をいう。
2　備蓄物資	災害に備え、住民、事業所、地方公共団体等が自ら主体となり備蓄する食料や飲料水、毛布等の生活必需品のことをいう。
3　調達物資	災害に備え、住民、事業所、地方公共団体等が民間事業者等とあらかじめ協定等を結び調達する食料や飲料水、毛布等の生活必需品のことをいう。また、地方公共団体が他の地方公共団体とあらかじめ協定等を結び調達する物資等も含まれる。 協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるものをいう。
4　義援物資	災害発生時、被災地方公共団体等に対して被災地外の住民や民間事業所、団体等から善意で寄せられる物資をいい、調達費用等の対価が生じないものをいう。
5　公的備蓄	地方公共団体が、災害時に備えて自ら主体となり行う物資等の備蓄（流通在庫備蓄も含む）をいう。
6　流通在庫備蓄	地方公共団体が、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資を必要量調達することをいう。
7　分散備蓄 （分散配置方式）	物資の備蓄場所として、拠点を設け、すべての物資等をそこに集中して備蓄する集中配置方式に対し、各避難所等に分散させて備蓄する方式をいう。
8　ロジスティクス	元来、軍事用語であり、軍隊の装備品、糧食などの軍事品の調達、供給に関する軍事科学である兵站（へいたん）術、およびその具体的運営を意味している。この技術を企業経営における物資流動に適用したものが、ビジネス・ロジスティクスである。最近では、災害時の救援物資輸送についても物資が被災者の手に渡るまでの過程を「ものの流れ」という視点から総合的にマネジメントすることと考えられている。
9　広域防災拠点	地方公共団体が、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用するもので、その管轄区域内に１箇所ないし数箇所設置されるもの。
10　地域防災拠点	災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置されるもの。
11　コミュニティ防災拠点	町内会や自治会の単位で設置されるもので、築の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成されるもの。
12　後方支援活動拠点	大規模災害発生時、被災者の救出・救助、救援等にあたる自衛隊・消防・警察・自治体等の支援部隊が、活動の拠点として集結・駐屯、被災地への救援物資の集積・配送などを行う被災地外に設置される活動拠点。

13　自主防災組　　織	地域における自主防災組織と、事業所における自主防災組織がある。地域における自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連携意識のもとに、組織的に、出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水等の防災活動を行うことを目的に組織されたものをいう。事業所における自主防災組織は、法令等により義務付けられていない事業所において任意に設置されるものをいう。
14　在宅避難者	災害発生後、自宅等が無事であれば避難所に避難する必要はないが、インフラのストップや店舗の閉鎖等、生活必需品が不足するなどにより、避難所で生活をしていなくても、避難所の避難者と同様に支援の必要な人々のことをいう。
15　帰宅困難者	災害発生直後、鉄道や道路等の交通機関の運行停止や不通区間の発生により、オフィス街やターミナル駅等にいた大勢の人々が足止めされることが考えられる。これらの人々のうち徒歩で帰宅することが困難な人々のことをいう。
16　災害時要援護者	災害発生時に、何らかの障害をも持つことによって、迅速かつ的確な対応をとることができず、援護を必要とする人々のことをいう。
17　緊急輸送ルート	災害発生後、被災地外から被災地内への人的・物的資源を運搬する際の進出予定経路（道路、航路、空路）をいう。
18　緊急交通路	大規模な災害が発生した際に、被災地へ向かう消防・救急・警察・自衛隊などの緊急車両の通行を円滑にするため、一般の車両が通行を禁止・制限される道路。災害対策基本法第 76 条に基づいて都道府県公安委員会が指定するもの。
19 緊急通行車両	上記の緊急交通路が指定された場合、道路交通法で定められている緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両は、都道府県知事又は都道府県公安委員会の緊急通行車両としての確認と「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けた車両。 この「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」ないと規制区間・区域を通行することができない。
20 緊急交通車両事前届出制度	災害等発生時における緊急通行車両確認事務の省力化・効率化を図るために、災害対策活動に使用される車両について事前に届出をする制度。事前届出を行うと、緊急通行車両確認申請書に添付する書類の省略や審査の必要がなくなるため「緊急通行車両確認申請書」及び「標章」の交付時間が短縮されるなどのメリットがある。 届出先は、都道府県公安委員会。
21 災害派遣等従事車両証明	被災地域への緊急輸送物資搬送，技術者派遣等のため，県，市町村及び関係機関が高速道路を利活用する必要がある場合に，高速道路事業者に対して提示することにより，有料高速道路を無償使用できるもの(道路整備特別措置法の規定により，災害救助のための車両については，各高速道路会社，各地方道路公社等が管理する有料道路の料金が免除されていることに基づく措置)。

22 高速道路会社	平成 17 年（2005）の道路関係 4 公団民営化に伴い発足した株式会社。東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）、首都高速道路株式会社（旧首都高速道路公団）、阪神高速道路株式会社（旧阪神高速道路公団）、本州四国連絡高速道路株式会社（旧本州四国連絡橋公団）の 6 社。
23 特定非営利活動法人 ITS Japan	ITS（最先端の情報通信技術などを用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する事により、安全・環境・利便の面から交通社会を改善するシステム）分野の研究開発及び実用化の推進のために、ITS 関連の 5 省庁(当時の警察庁、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省）の支援を受け、 1994 年 1 月に VERTIS（Vehicle, Road and traffic intelligence Society：道路・交通・車両インテリジェント化推進協議会）が任意団体として設立。VERTIS は 2001 年 6 月に ITS Japan と名称を変更。 VERTIS 設立以後、10 年間はＩＴＳ世界会議の日本及びアジア太平洋地域の事務局、日本の ITS の普及啓発活動、会員への情報提供活動などを実施してきたが、ITS に関係する業界から更なる事業の発展を望む声が高まり、2002 年 12 月に「ITS 基本戦略委員会」を設置し、 ITS Japan の新たな役割を検討した。その結果、政策への提言機能、官民の連携及び調整機能、国際戦略機能などの機能を持つ事が重要との提言をまとめ、更に 2003 年 10 月にそれら提言を実現するために「ITS Japan あり方検討特別委員会」を設置し、ITS Japan としての目指す姿（ビジョン）、ミッション、基本スタンスなどをまとめた。 これらの提言を踏まえ、任意団体としての柔軟性・中立性を維持したままで、市民に開かれた組織形態をとり、情報公開を推進するために、ITS Japan は 2005 年 6 月に特定非営利活動法人として法人格を取得し、 ITS Japan は、広く一般市民を対象に我が国の移動・交通分野の幅広い関係機関などと連携し、ITS の発展・普及・実用化の促進と国際交流に関する事業を行い、産業の発展を通じて、一般市民が住みやすく活き活きした社会の実現を目指すことを目的とし、我が国のＩＴＳの発展と地域への普及・実用化の促進を支援する事業、ITS の国際会議の推進など、国際交流を支援する事業、ホームページ、刊行物などによる一般市民への情報提供・啓発事業、ITS 標準化の推進を支援する事業などを行っている。
24 日本赤十字社	紛争や自然災害時における被災者に、人種や国境を越えて人道的立場から保護と援助を行う赤十字精神にのっとった日本での組織。日本赤十字社法（昭和 27 年法律 305 号）による特殊法人である。
25（社）全日本トラック協会	都道府県ごとに各事業者が参加して都道府県トラック協会が組織されており、その中央団体が全日本トラック協会。 昭和 29 年７月に社団法人として発足した。
26（社）日本倉庫協会	倉庫業の健全な発達を促進し、事業の適正な運営を図ることにより、公共の福祉に寄与することを目的に、倉庫業者が組織する団体。 昭和 42 年８月に社団法人として発足した。
27 公共用ヘリポート	常設で、不特定多数のヘリコプターの離発着及び、運用のために設けられたヘリポート。
28 非公共用ヘリポート	常設で、特定のヘリコプターの離発着及び、運用のために設けられたヘリポート。消防、警察等が設置する例が多く、一般のヘリコプターもその設置者の了解を得ることで利用することができる。

29　ヘリコプター臨時離着陸場適地	臨時のヘリコプター離着陸場。通常、ヘリコプターが飛行場（空港・ヘリポート）以外の場所に離着陸する場合、使用する航空機ごとに飛行場外離着陸場の許可（航空法第 79 条但書）を得る必要がある。ただし、航空機の事故、海難、ビル火災、地震・風水害等の災害、山火事等の場合に、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察、又は地方公共団体の消防機関の捜索又は救助を任務とする救難機、並びに国土交通省の依頼により捜索又は救助を行う航空機は、許可がなくても離着陸することができる。（航空法第 81 条の 2）

東南海・南海地震関係

用語	定義
1　東南海･南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成 14 年７月に制定され、平成 15 年７月に施行。
2　東南海・南海地震防災対策推進地域の指定	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条の規定に基づき、平成 15 年 12 月 17 日に、１都２府 18 県６５２市町村が指定。
3　東南海・南海地震対策大綱	東南海・南海地震の発生に備えて、被害の予防対策から発生時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた基本計画。平成 15 年 12 月 16 日に中央防災会議で策定。
4　東南海・南海地震防災対策推進基本計画	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条の規定に基づき、東南海・南海地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針や、指定行政機関、地方公共団体などが定める東南海・南海地震防災対策推進計画及び特定の民間事業者等が定める東南海・南海地震防災対策計画の基本となるべき事項を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とし、東南海・南海地震対策大綱に定められた方針に沿って取りまとめた計画。平成 16 年３月 31 日に中央防災会議で決定。
5　東南海・南海地震応急対策活動要領	国の中央防災会議において、平成 18 年４月に遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界面を震源域とし、今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震を対象とし、国民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関が連携して迅速かつ的確な応急活動をとることを目的に、緊急災害対策本部等が行う活動、防災関係機関が行う具体的な応援活動等に関する要領を示したもの。
6　「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画	東南海・南海地震応急対策活動要領において別に定めるとされた具体的な活動内容に係る計画を示したもの。

7　支援物資物流システムの基本的な考え方	「東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年７月 29 日東日本大震災復興本部決定）」において、「類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築」が謳われたことを踏まえ、物流事業者を所管する国土交通省が、「支援物資物流システムの基本的な考え方」を策定するため、有識者からなるアドバイザリー会議を開催し、支援物資について幅広く議論を行い、平成 23 年 12 月に「『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザリー会議」報告書を取りまとめた。
8　東南海・南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを利用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会	国土交通省が物流事業者を所管する立場から、東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物流物資の問題点及びアドバイザリー会議で取りまとめられた「支援物資物流システムの基本的な考え方」を踏まえ、今後大規模災害の発生が想定される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスを構築するために設置されたもの。 関東、東海、近畿、中四国・九州ブロックにおいて開催されている。
9　南海トラフ巨大地震等に対応した支援物資物流システムの構築に関する協議会	平成 24 年に南海トラフ地震等に関する新たな被害想定が公表され、「東南海・南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」の検討成果について、新たな知見に基づき、緊急に点検し、見直すことが必要となった。また、支援物資物流全体の円滑化・最適化を実現するために広範な関係者の意見を集約することが不可欠であることから国土交通省、内閣府、農林水産省、経済産業省も加えた新しい枠組みのもとで平成 24 年 12 月に設置された協議会。

災害救助法関係（物資関係）

用語	定義
1　災害救助法	災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に昭和 22 年 10 月 18 日に制定され、同年 10 月 20 日に施行。
2　実施体制	災害救助法による救助は、法定受託事務として都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
2　適用基準	災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行う。 （※災害救助法施行令第１条第１号から４号）
3　救助の種類	①避難所、応急仮設住宅の設置　②食品、飲料水の供与 ③被服、寝具等の供与　④医療、助産 ⑤被災者の救出　⑥住宅の応急修理 ⑦学用品の供与　⑧埋葬 ⑨死体の捜索及び処理　⑩障害物の除去
4　経費の支弁及び国庫負担	（１）都道府県の支弁 救助に要する費用は、都道府県が支弁する。 （救助の実施に関する事務の一部が市町村長に委任された場合、市町村は、委任された救助の実施に要する費用について一時繰替支

	弁する。） （２）国庫負担 救助に要する費用が 100 万円以上になる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により国が負担する。 ①普通税収入見込額の 2/100 以下の部分 →５０／１００ ②普通税収入見込額の 2/100 を超え 4/100 以下の部分 →８０／１００ ③普通税収入見込額の 4/100 を超える部分 →９０／１００
５　災害救助基　　金	（１）積立義務（災害救助法第 37 条） 都道府県は、救助に要した費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。 （２）積立額（災害救助法第 38 条） 災害救助基金の各年度における最少額は、都道府県の当該年度の前年度３年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の 5/1000 に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、政令で定める金額（最少額の 5/1 に相当する額）を、当該年度において積み立てなければならない。 （３）運用（災害救助法第 41 条） 預金や債権の購入等に加え、災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。
災害救助法の応急救助の詳細（救援物資関係）	
６　炊出しその他による食品給与	（１）実施者 ○通常、知事の委任を受けて市町村長が実施 （２）救助の対象 ○ 金銭の有無に関わらず、現に食物を得られない者 ・避難所に収容された者 ・住家の被害が、全壊、全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ・旅館やホテルの宿泊者、一般家庭の来客者等 ・被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者 ・床下浸水等ではあるが、自宅において自炊不可能な者 （３）救助の方法 ○ 原則：現物給与（弁当、にぎり飯、パン、調理済み食品など） ○ 乳幼児に対しては、ミルク等によっても差し支えない （４）費用の範囲 ○ 主食費：購入費用 ○ 副食費：購入費用。調味料を含み、内容、品目、数量等について制限はない。 ○ 燃料費：品目、数量について制限はない。 ○ 雑　費：器物の使用謝金又は借上料 包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等購入費 （５）費用の限度 ○ 基準額：１，０１０円以内／日・人 ・主食、副食、燃料、雑費等の一切の経費を含む。 ・大人も小人も全て１人で計算する。 ・１食は１／３日として計算する。

	（６）救助期間 ○ 災害発生の日から７日以内 ○ 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に３日分以内を現物により支給できる。 （７）特別基準 ○ 給与期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である７日以内。 （再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。） ○ 限度額の引き上げ
７　飲料水の供給	（１）実施者 ○通常、知事の委任を受けて市町村長が実施 （２）救助の対象 ○ 災害のため、現に飲料水を得ることができない者 ※ 住宅等に重大な被害を受けていないが、水源地の汚染、水道の破壊等の被害による場合も可。 ○ 被災地近くの水源地から飲料水を運搬して供給する。 ○ ろ水器等による浄水の供給及び飲料水中に直接投入する浄水剤の配布等。 （３）費用の範囲 ○ 水の購入費（やむを得ない場合のみ） （当該市町を含む一部事務組合からの購入費は認められない。） ○ ろ水器その他給水又は浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・機械：運搬車、給水車、ポンプ車等 ・器具：バケツ、ポリタンク、ビン等 ・燃料：ろ水器や自動車等のガソリン代等 ○ 浄水用薬品及び資材費 ※ 薬品とは、被災者が直接飲用する水を浄化するカルキ等に要する費用に限られ、一般に防疫上の見地から散布する薬品は含まれない。 （感染予防法の対象となる。） （４）費用の限度 ○ 水の購入費の通常（平常時）の実費 ○ 供給必要量（ １ 人１ 日３ ﾘｯﾄﾙを目安） を浄水又は運搬する直接・間接の経費 ○ 機械器具の借上料、修繕費及び燃料費の通常（ 平常時） の実費 ○ 浄水用の薬品及び資材費の通常（平常時）の実費 （５）救助期間 ○ 災害発生の日から７日以内 （６）特別基準 ○ 供給期間の延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である７日以内。 （再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。）
８　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	（１）実施者 ○通常、知事の委任を受けて市町村長が実施 （２）救助の対象 ○ 災害により、住家に被害（床上浸水以上）を受けた者 ○ 被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ○ 被服寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むこ

とが困難な者（船舶の遭難、旅行中の被災等による場合を含む）
（３）救助の方法
○ 被災者の被害区分等に応じて配分計画を作成し、受領書を徴して現物支給する。
（４）費用の範囲
○ 被　　服：男性用、女性用、子供用の上着、肌着など
○ 寝　　具：就寝に必要な最小限度の毛布及び布団など
○ 身の回り品：タオル、靴下、靴、サンダル、傘など
○ 日　用　品：石鹸、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨きなど
○ 炊 事 用 品：炊飯器、鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具など
○ 食　　器：箸、茶碗、皿、汁わんなど
○ 光 熱 材 料：マッチ、ローソク、木炭、プロパンガスなど
（５）費用の限度

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増す毎に加算
全壊・全焼	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
・流出	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
半壊・半焼	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
・床上浸水	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

（６）救助期間
○ 災害発生の日から１０日以内
（７）特別基準
○ 季別の変更※ 給与前を前提とするが、給与期間中まで可。
○ 給(貸)与の期間延長。延長期間は、通常の場合の基準期間である７日以内。（再延長が必要な場合は、その都度上記と同様に取り扱う。）
○ 限度額の引上げ

９　応急救助のための輸送	（１）実施者 ○知事又は市町村長（市町村の実施とした救助）が実施 （２）救助の対象 ○ 飲料水供給のための輸送 ・飲料水そのものの輸送 ・飲料水を確保するために必要な人員、器具、資材等の輸送 ○ 救援用物資の輸送（「その他」の欄に記載したものを除く） ・被服寝具その他生活必需品の給与のための輸送 ・炊出し用食料等の輸送 ・学用品支給のための輸送 ・救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送 ・その他被災者救援の目的のために直接使用される一切の物資の輸送 （３）救助の方法 ○ 県、市町村等所有の自動車、船舶等を使用して実施する。 ○ 輸送業者等から借上げて実施する。 ・契約する際条件を明確にし、最も有効かつ適切な方法をとるよう配慮する。 ・輸送業者以外から借上げて実施する。 （４）費用の範囲 ○ 運送料（運賃）

	○ 借上料、燃料費、消耗器財費、修繕費 （５）費用の限度 ○ 当該地域の通常の実費とする。 ○ 原則的には、国土交通省の許可を得ている料金の額以内とする。 （５）救助期間 ○ 各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。 （特別基準の承認を得た場合はその期間とする。） ※ 被災者の避難については、災害発生又は災害が発生しようとする一両日中に限定されると考えられ、避難所の開設期間(７日間)と同一のものではない。 （６）特別基準 ○ 期間の延長は、各救助種目の期間延長に伴い自動的に延長となる。ただし、輸送期間だけの延長も可能である。 ○ 埋葬のための輸送 （自市村町の火葬場が使用できず、遠距離のものを使用する場合） ○ その他の輸送（避難所開設及び応急仮設住宅設置のための人員等の輸送等）

第８　関西広域連合として物資手配に関する災害時応援協定締結を検討する団体・企業一覧

（今後、構成市、連携県を加える予定）

２以上の府県が現に、協定を締結している団体

協定内容	相手方	協定府県
食料品、生活必需品等の調達、提供（コンビニ）	㈱サークルＫサンクス　※	京都、大阪、兵庫
	㈱セブンイレブン・ジャパン　※	滋賀、大阪、兵庫
	㈱デイリーヤマザキ　※	大阪、兵庫
	㈱ファミリーマート　※	滋賀、京都、大阪、兵庫
	㈱ローソン　※	滋賀、京都、大阪、兵庫、徳島
飲料水の調達、提供	三笠コカ・コーラボトリング㈱	滋賀
	コカ・コーラウエスト㈱　※	京都、大阪、兵庫、和歌山、
	四国コカ・コーラボトリング㈱	徳島
	ﾀﾞｲﾄﾞｰﾄﾞﾘﾝｺ㈱西日本営業部　※	京都、兵庫
	ﾀﾞｲﾄﾞｰﾄﾞﾘﾝｺ㈱近畿支社　※	大阪
	アサヒ飲料㈱	大阪、兵庫
	サントリーフーズ㈱近畿支社	京都、和歌山
食料品、生活必需品等の調達、提供（即席麺）	日清食品ホールディングス㈱	大阪、兵庫
	エースコック㈱	大阪、兵庫
食料品、生活必需品等の調達、提供（調整粉乳）	明治乳業㈱関西支社	大阪、兵庫
	ﾋﾞｰﾝｽﾀｰｸ・ｽﾉｰ㈱関西総括支社	大阪、兵庫
	森永乳業㈱関西支店	大阪、兵庫
食料品の調達、提供（ビスケット類）	明治製菓㈱	大阪、兵庫
食料品、生活必需品等の調達、提供（物資）	㈱平和堂	滋賀、大阪
	㈱オークワ	大阪、和歌山
食料品、生活必需品等の調達、提供（物資）	滋賀県生活協同組合連合会　※	滋賀
	京都府生活協同組合連合会　※	京都
	大阪府生活協同組合連合会　※	大阪
	和歌山県生活協同組合連合会　※	和歌山
	徳島県生活協同組合連合会　※	徳島
生活必需品等の調達、提供（毛布）	日本毛布工業組合連合会	大阪、兵庫

協定内容	相手方	協定府県
応急対策用物資の調達、提供（応急対策物資）	NPO 法人コメリ災害対策ｾﾝﾀｰ　※	滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山
	コーナン商事㈱	大阪、兵庫、和歌山
物資等の緊急輸送（陸上輸送）	（社）滋賀県トラック協会　※	滋賀
	（社）京都府トラック協会　※	京都
	（社）大阪府トラック協会　※	大阪
	（社）兵庫県トラック協会　※	兵庫
	（社）和歌山県トラック協会　※	和歌山
	（社）徳島県トラック協会　※	徳島
物資等の緊急輸送（輸送船の提供）	㈱南海フェリー	和歌山、徳島
物資等の緊急輸送（給油等）	京都府石油商業組合　※	京都
	兵庫県石油商業組合　※	兵庫

※・・・２以上の府県に協定締結団体があり、連合として協定締結することにより、広域災害時の府県域を超えた応援が得られやすい団体、企業を示す。

（１）食料品、生活必需品等の調達、提供（コンビニ関係）
㈱サークルＫサンクス　（全国規模の事業展開がある。）
㈱セブンイレブン・ジャパン（　同上　）
㈱デイリーヤマザキ　（　同上　）
㈱ファミリーマート　（　同上　）
㈱ローソン　（　同上　）

（２）食料品、生活必需品の調達、提供（生協関係）
生活協同組合連合会（全国団体があり、各府県単位に連合会がある。）

（３）飲料水の調達、提供
コカ・コーラウエスト㈱（全国規模の事業展開がある。）
ダイドードリンコ㈱（全国規模の事業展開がある。）

（４）応急対策用物資の調達、提供
NPO 法人コメリ災害対策センター
（全国規模の事業展開がある。自治体との協定実績は 346 件）

（５）物資等の緊急輸送（陸上輸送）
府県トラック協会（全国団体があり、各府県単位に協会がある。）

（６）物資等の緊急輸送（給油）
府県石油商業組合

第９　トラックのサイズと積載量（参考目安）

トラックのサイズと積載量（参考目安）

⑴ 国土交通省が所管する道路運送車両に関する法律（通称：車両法）

自動車本体における安全性の確保の観点から、主に単体での規制を行っています。

自動車の種別	自動車の大きさ等
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型・小型特殊自動車以外の自動車、3ナンバーの乗用車、トラックなど
小型自動車	総排気量が2,000cc以下で、大きさが長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下の自動車 （軽油を燃料とするものは除く）
軽自動車	総排気量が660cc以下で、大きさが長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2.0m以下の自動車
大型特殊自動車	ショベルローダ、フォークリフト、農耕用作業自動車、ポールトレーラなどの特殊自動車
小型特殊自動車	大きさが長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下のショベルローダ、フォークリフトなどで、 最高速度が15km/h以下の自動車 農耕用作業自動車で最高速度が35km/h未満の自動車

⑵ 警察庁が所管する道路交通に関する法律（通称：道路交通法）

交通安全上の観点から規定を定めています。

自動車の種類	車体の大きさ等
大型自動車	車両総重量11トン、または最大積載量6.5トン以上の自動車、乗車定員30人以上の自動車
中型自動車	車両総重量5トン以上11トン未満、または最大積載量3トン以上6.5トン未満の自動車、 乗車定員11人以上30人未満の自動車
普通自動車	車体の大きさなどが、大型自動車および中型自動車などのいずれにも該当しない自動車
大型特殊自動車	ショベルローダ、フォークリフト、農耕用作業自動車など
大型自動二輪車	総排気量が400ccを超える二輪車
普通自動二輪車	総排気量が400cc以下の二輪車
小型特殊自動車	大きさが長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m（安全装置などが架装されている場合は2.8m） 以下で最高速度が15km/h以下の自動車

※出典　㈳ 全日本トラック協会

トラックの積載量

車の種類	積載量の減トン要因	現行の積載量の実態
平ﾎﾞﾃﾞｨｰ・ユニック車） 	◯燃料タンクの増設 ◯荷台･シャーシの強化架装 ※(1)ユニック装備、装着	10,000kg ---8,000kg～9,000kg ---7,000kg～7,750kg*(1)
		4,000kg ---3,500kg～3,750kg ---2,250kg～2,750kg*(1)
バン型車 	◯燃料タンクの増設 ◯荷台･シャーシの強化架装 ※(1)自動式ウイング ※(2)手動式ウイング ※(3)常設幌車	10,000kg ---7,250kg～7,500kg*(1) ---8,250kg～8,750kg*(2) ---8,750kg～9,000kg*(3)
		4,000kg ---2,500kg～2,750kg*(1) ---3,000kg～3,250kg*(2) ---3,250kg～3,500kg*(3)
冷蔵冷凍車 	◯燃料タンクの増設 ◯荷台･シャーシの強化架装 ◯冷蔵冷凍機の設置	10,000kg ---6,000kg～7,000kg
		4,000kg ---2,250kg～2,500kg

※上記の数字は、おおよその目安となる数値で記載。

(注) 貨物自動車には積載量が定められてる。
貨物の輸送は、必要に応じてスペアタイヤ、工具、用具等を装備しますので、更に積載量は少なくなる。
適正な配車にご注意が必要。

※出典　㈳ 全日本トラック協会

第 10　内閣府　物資調達シート資料

（H24.12 時点、内閣府において作成途上である。）

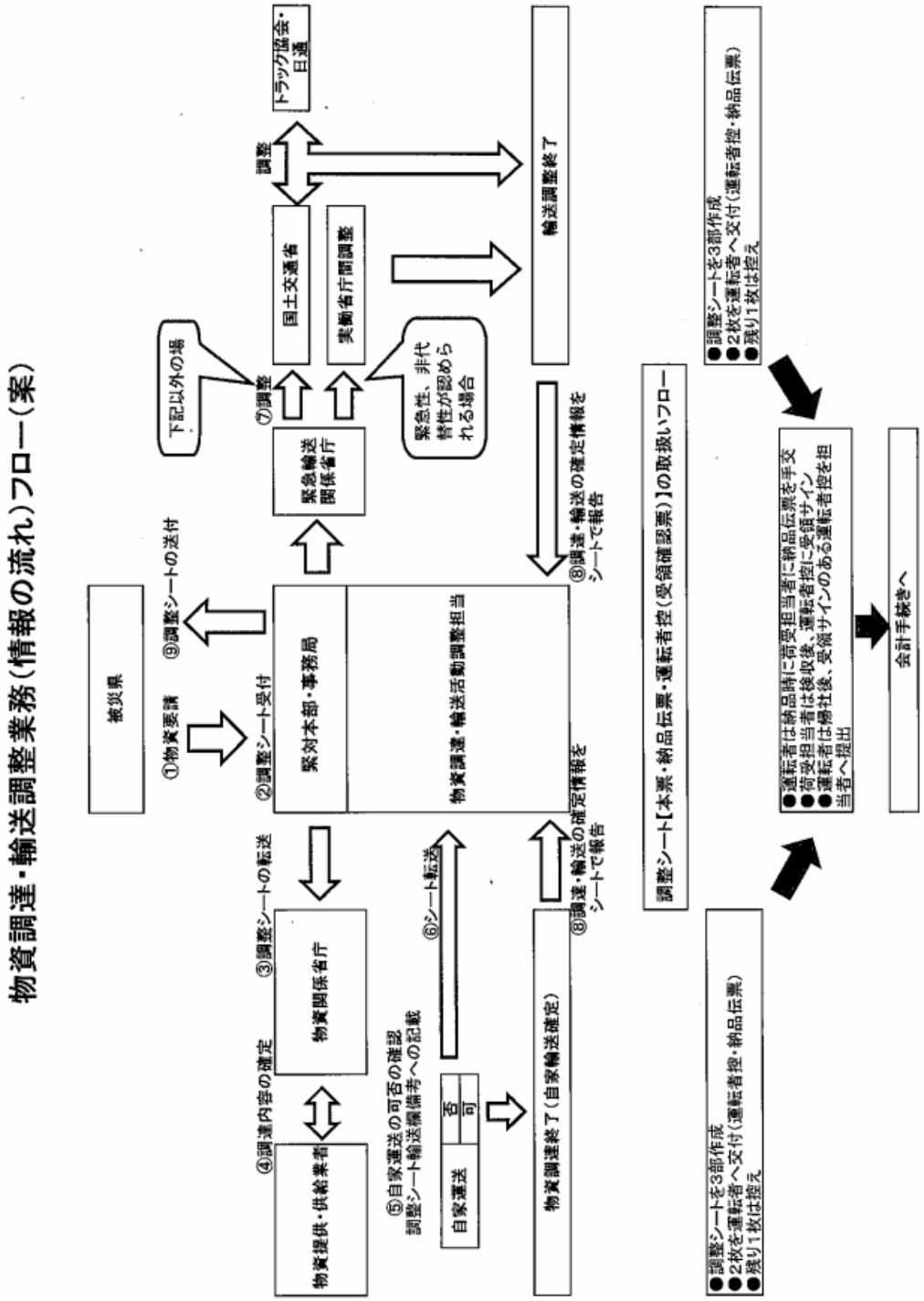

資料2

種別	控	A	B	
		納品伝票	運転者控	納品確認伝票

物資調達シート

番号	0000	厚	0000	国交	0000
		農	0000		
		経	0000		
		そ	0000	防衛	0000

本部受付

確認欄							
担当者	緊対本部受付	調達省庁	調達業者	輸送調整省庁	輸送業者	輸送者	荷受者
連絡先・備考							

要請受理	発注・要請元	所属			納入・搬入先	所在地		発注・要請日時	年	月	日	時	分
		担当者				施設名		備考					
		連絡先				連絡先							

調達情報	提供・調達先・出荷元	会社・所在地		荷積・出庫場所	所在地		出荷可能日時	年	月	日	時	分
					施設名		備考					
		連絡先			連絡先							

輸送情報	出庫(集荷)	発 駅・港・空港 → 着 駅・港・空港	搬入先	到着予定日時	年	月	日	時	分
業者名				備考					
①車両番号									
②車両番号									
連絡先									

物資内訳		要請品目		数量		修正・確定			重量	全体の荷姿等	備考
		品名	備考	個数	単位	梱包数	ロット数	総個数			
	1										
	2										
	3										
	4										

その他特記欄	

【機密性2情報】

種別	控	A	B	C
		納品伝票	運転者控	納品確認伝票

物資調達シート

番号	0000	厚	0000	国交	0000
		農	0000		
		経	0000		
		そ	0000	防衛	0000

本部受付

確認欄							
担当者	緊対本部受付	調達省庁	調達業者	輸送調整省庁	輸送業者	輸送者	荷受者
連絡先・備考							

委請受理	発注・要請元	所属			納入・搬入先	所在地		発注・要請日時	年	月	日	時	分
		担当者				施設名		備考					
		連絡先				連絡先							

調達情報	提供・調達先・出荷元	会社・所在地		荷積・出庫場所	所在地		出荷可能日時	年	月	日	時	分
					施設名		備考					
		連絡先			連絡先							

輸送情報	出庫(集荷)	発 駅・港・空港 → 着 駅・港・空港	搬入先	到着予定日時	年	月	日	時	分
業者名				備考					
①車両番号									
②車両番号									
連絡先									

物資内訳		委請品目		数量	
		品名	備考	個数	単位
	1				
	2				
	3				
	4				

修正・確定			重量	全体の荷姿等	備考
梱包数	ロット数	総個数			

その他特記欄	

【機密性2情報】

①本部受理時（現地から本部への要請の受付時）

種別	控	A	B	C
		納品伝票	運転者控	納品確認伝票

物資調達シート

本部の受付時に番号（順番）記載

番号	1	厚	0000	国交	0000
		農	0000		
		経	0000		
		そ	0000	防衛	0000

確認欄						
担当者	監督本部受付	調達省庁	調達業者	輸送調整省庁	輸送業者	輸送者	荷受者
	C4 龍 太郎						
連絡先・備考	00-0000-0000						

本部の担当者、所属、連絡先を記載

本部の受理日時を記載

要請受理	発注・要請元	所属	宮城県	危機対策課	納入・搬入先	所在地	仙台市青葉区錦町1-1-1	発注・要請日時	24 年 5 月 10 日 11 時 0 分
		担当者	宮城一郎			施設名	宮城〇〇センター	備考	リフト有、大型車通行可、24時間対応可
		連絡先	012-345-6789			連絡先	000-000-0000		

要請担当者、連絡先を聴取し、記載

要請担当者から納入先とその連絡先を聴取し、記載

要請担当者から納入時のリフト使用の可否、大型車通行の可否等搬入に伴い勘案すべき事項を聴取し、記載

調達情報	提供・調達先・出荷元	会社名		出庫場所		出庫日	
		連絡先			連絡先	備考	

輸送情報	出庫（集荷）	発 駅・港・空港 → 着 駅・港・空港	搬入先	到着予定日時	年 月 日 時 分
業者名				備考	
①車両番号					
②車両番号					
連絡先					

要請担当者から要請品目とその数を聴取し、記載

物資内訳		要請品目		数量		修正・確定			重量	全体の荷姿等	備考
		品名	備考	個数	単位	梱包数	ロット数	総個数			
	1	パン	菓子パン、惣菜パン	3000	個						
	2	飲料水	ペットボトル500mL	2900	本						
	3	毛布		6000	枚						
	4	簡易トイレ	仮設トイレ	100	基						

その他特記欄	

【機密性2情報】

②-1調達調整（物資調達担当→物資関係省庁（調達業者）にシート送付）【自家輸送で直行の場合】

種別	控	A	B	C
		納品伝票	運転者控	品確認伝

物資調達シート

担当者、所属、連絡先を記載

本部の受付時に番号（順番）記載

番号	1	厚	0000	国交	0000
		農	1		
		経	0000		
		そ	0000	防衛	0000

本部受付

担当者	緊対本部受付	調達省庁	調達業者	輸送調整省庁	輸送業者	輸送者	荷受者
	C4 義 太郎	農水○○課	東京パン（株）				
連絡先・備考	00-0000-0000	00-0000-0000	00-0000-0000				

要請受理	発注・要請元	所属	宮城県	危機対策課		所在地	仙台市青葉区錦町1-1-1	発注・要請日時	24 年 5 月 10 日 11 時 0 分
		担当者					○○センター	備考	リフト有、大型車通行可、24時間対応可
		連絡先	012				0-000-0000		

取扱省庁・調達業者で、調達会社名、所在地、連絡先、荷積・出庫場所の所在地、名称、連絡先を記載

出荷可能日時を記載

調達情報	提供・調達先・出荷元	会社・所在地	東京パン（株）	荷積・出庫場所	所在地	立川市富士見台○○	出荷可能日時	24 年 5 月 11 日 10 時 0 分
			立川市富士見台○○		施設名	東京パン立川工場	備考	常温可、簡易パレット（寸法）要送却
		連絡先	0000-00-0000		連絡先	0000-00-0000		

食品保全情報、業者希望事項等を記載

輸送情報	出庫（集荷）	発 駅・港・空港 → 着 駅・港・空港	搬入先	到着予定日時	24 年 5 月 11 日 18 時 0 分
業者名	東京パン ○○運輸	納入地まで直行			
①車両番号	多摩100 あ 10			備考	
②車両番号					
連絡先	0000-00-0000				

出荷可能日時を記載

自家輸送（調達業者による委託運送を含む）の場合には、輸送業者名、車両番号、連絡先、納入先野での直行可否について記載

取扱省庁・調達業者間で、パンの種類と数、消費期限等 特記事項について調整し、記載
食料については保全情報（常温・冷蔵・冷凍の区分等）を記載

物資内訳		要請品目				修正・確定			重量	全体の荷姿	備考
		品名	備考	個数	単位	梱包数	ロット数	総個数			
	1	パン	菓子パン、惣菜パン	3000	個	100	30	3000	○○○○Kg	簡易ケース入り○×○×○	菓子2000 惣菜1000 常温 消費期限 24/5/12
	2	飲料水	ペットボトル500mL	2900	本						
	3	毛布		6000	枚						
	4	簡易トイレ	仮設トイレ	100	基						

取扱省庁・調達業者間で、品目、1ケース当たりの収納数、総量、重量を確認、記載

その他特記欄	

【機密性2情報】

②-2調達調整（物資調達担当→物資関係省庁（調達業者）にシート送付）【輸送調整が必要な場合】

種別	控	A	B	C
		納品伝票	運転者控	納品確認伝票

物資調達シート

担当者、所属、連絡先を記載

本部の受付時に番号（順番）記載

担当者	緊対本部受付	調達省庁	調達業者	輸送調整省庁	輸送業者	輸送者	荷受者
	C4 霞 太郎	農水○○課	東京パン（株）				
連絡先・備考	00-0000-0000	00-0000-0000	00-0000-0000				

番号	1	厚	0000	国交	0000
		農	1		
		経	0000		
		そ	0000	防衛	0000

本部受付

要請受理	発注・要請元	所属	宮城県	危機対策課		所在地	仙台市青葉区錦町1-1-1	発注・要請日時	24 年 5 月 10 日 11 時 0 分
		担当者	[illegible]				[illegible]○○センター	備考	リフト有、大型車通行可、24時間対応可
		連絡先	012[illegible]				[illegible]0-000-0000		

取扱省庁・調達業者で、調達会社名、所在地、連絡先、荷積・出庫場所の所在地、名称、連絡先を記載

出荷可能日時を記載

調達情報	提供・調達先・出荷先	会社・所在地	東京パン（株） 立川市富士見台○○	荷積・出庫場所	所在地	立川市富士見台○○	出荷可能日時	24 年 5 月 11 日 10 時 0 分
					施設名	東京パン立川工場	備考	常温可、簡易パレット（寸法）要返却
		連絡先	0000-00-0000		連絡先	0000-00-0000		

食品保全情報、業者希望事項等を記載

輸送情報	出庫（集荷）	発 駅・港・空港 → 着 駅・港・空港	搬入先	到着予定日時	年 月 日 時 分
業者名					
①車両番号					
②車両番号					
連絡先					

出荷可能日時を記載

自家輸送（調達業者による委託運送を含む）の場合には、輸送業者名、車両番号、連絡先、納入先野での直行可否について記載

取扱省庁・調達業者間で、パンの種類と数、消費期限等 特記事項について調整し、記載
食料については保全情報（常温・冷蔵・冷凍の区分等）を記載

物資内訳		要請品目				数量			修正・確定			重量	全体の荷姿	備考
		品名	備考	個数	単位	梱包数	ロット数	総個数						
	1	パン	菓子パン、惣菜パン	3000	個	100	30	3000	○○○○K				簡易ケース入り○×○×○	菓子2000 惣菜1000 常温 消費期限 24/5/12
	2	飲料水	ペットボトル500mL	2900	本									
	3	毛布		6000	枚									
	4	簡易トイレ	仮設トイレ	100	基									

取扱省庁・調達業者間で、品目、1ケース当たりの収納数、総量、重量を確認、記載

その他特記欄	

資料3

物資調達・輸送調整後の「物資調整シート」の流れ①

～ 物資調整シートの「伝票化」による業務整理 ～

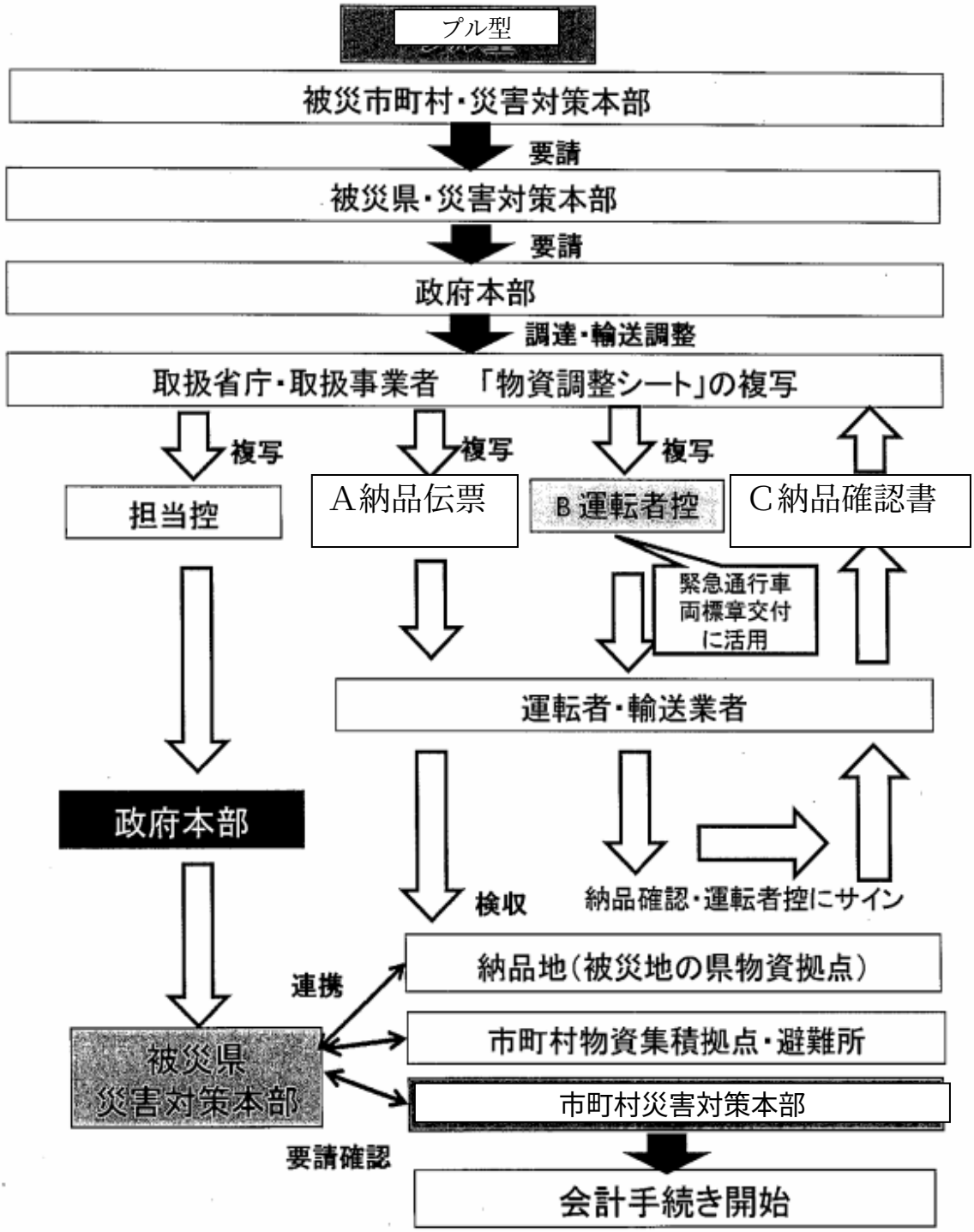

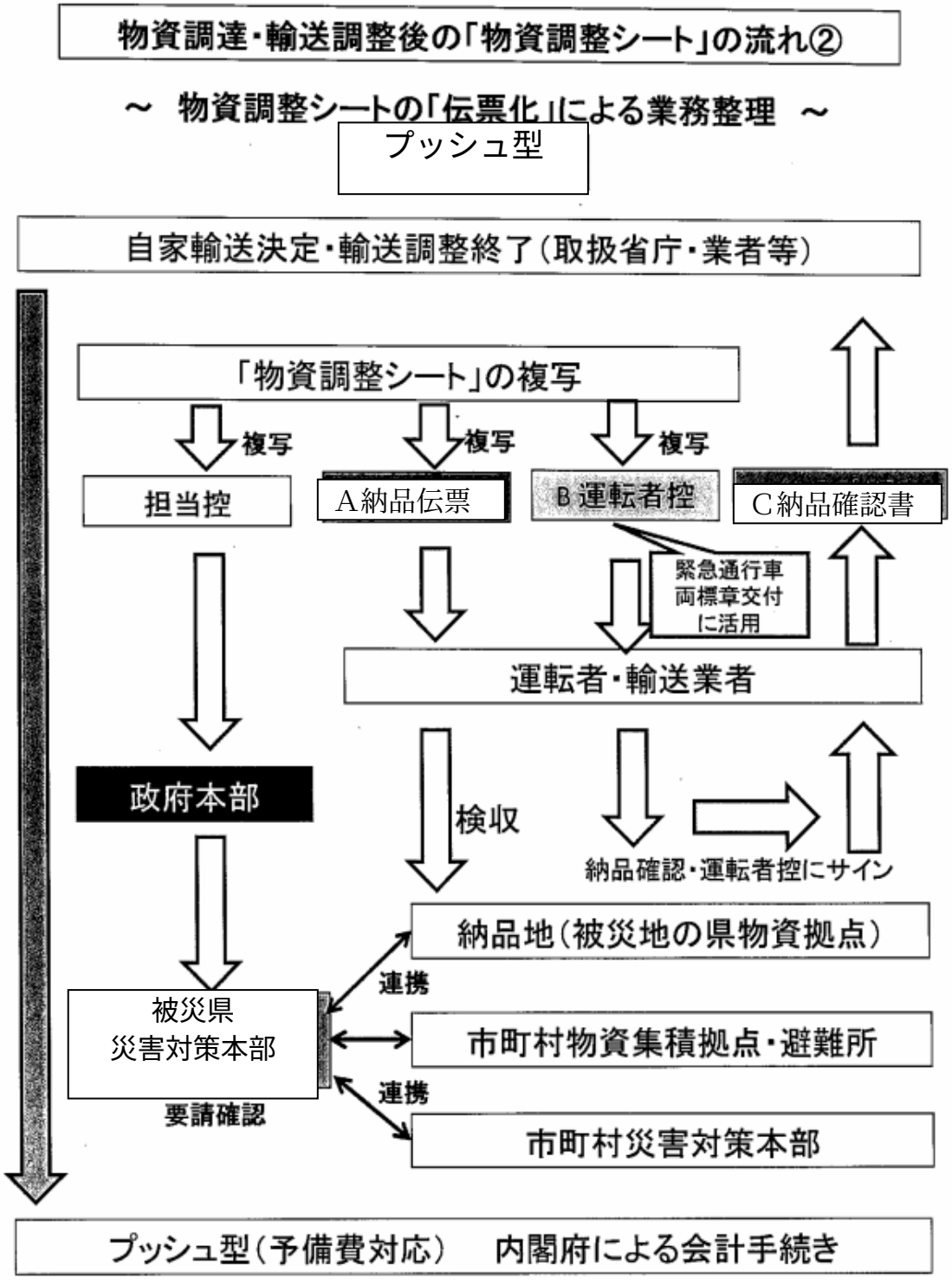
物資調達・輸送調整後の「物資調整シート」の流れ②
～ 物資調整シートの「伝票化」による業務整理 ～
プッシュ型
自家輸送決定・輸送調整終了（取扱省庁・業者等）
「物資調整シート」の複写
複写
複写
複写
担当控
Ａ納品伝票
Ｂ運転者控
Ｃ納品確認書
緊急通行車両標章交付に活用
運転者・輸送業者
政府本部
検収
納品確認・運転者控にサイン
納品地（被災地の県物資拠点）
連携
被災県
災害対策本部
市町村物資集積拠点・避難所
連携
要請確認
市町村災害対策本部
プッシュ型（予備費対応）　内閣府による会計手続き

第 11　全国物流ネットワーク協議会資料

「物流 Net システム」の仕様・運用に関する説明書

一般社団法人 全国物流ネットワーク協会

私たちは、路線便や宅配便の業者として認知されている日本通運、西濃運輸、佐川急便、ヤマト運輸などの特積み事業者（又は路線事業者）を会員とする業界団体です。

昨年の 3.11 東日本大地震では、被災地の物資集積所に救援物資が滞留して被災者の手に届かなかったり、燃料が枯渇してトラックが動かせないなどの事態を知り、物流に携わる業者として大きなショックを受けました。震災 2 カ月後には、新しい緊急物資輸配送の仕組みづくりプロジェクトを立ち上げて「物流 Net システム」を開発、先ごろ、そのシステム構築に着手しました。完成後のテスト運用は、平成 25 年 3 月末を予定しております。

「物流 Net システム」の機能と特長の中心テーマは、近い将来に発生が予測されている首都直下型大地震及び南海・東南海大地震を想定した被災者救援の災害ロジスティクスであり、「必要な物資を、必要な日時に、必要な数量、ワンストップで定期配送」する仕組みです。

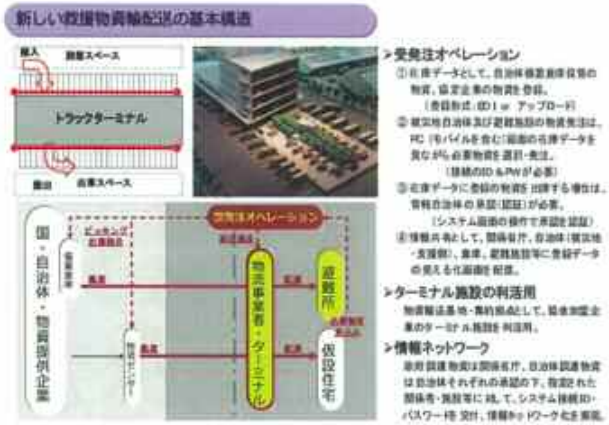

仕組み開発の動機は、3.11 東日本大震災時に目にした物資輸配送の問題現象でした。その論点を整理し、ネットショップや 3 PL 事業等で使用している最新の IT 技術の採用と、特積み事業の特長及び会員企業が長年かけて積み上げてきた経営資源や経験を活用して、いつ発生するか判らない大災害の備えとして、即時対応力やバックアップ機能を持つ危機管理の仕組みとして仕上げました。

「物流 Net システム」は、今までに存在しなかったプル型物資輸配送のシステムです。全国各地の備蓄倉庫（又は協定企業の物流センター）で保管する政府調達物資や自治体備蓄物資などを「在庫データ」として入力していただくことで、本来の機能を発揮する仕様になっています。また、政府・自治体の方に入力していただいた物資は、管理する政府・自治体の出庫承認（指示）が出ている品目について、被災地（自治体・避難所）側のパソコン画面に「物資一覧」として表示する仕様にしております。

注 1）在庫データの入力は、倉庫・物流センター担当者によるアップロード（又は EDI）となります。

注 2）倉庫所在データ、避難施設所在データの入力は、エクセル表形式で提供を受けアップロードします。

被災地（自治体・避難施設）は、表示したパソコン画面の物資一覧の中から、必要とする物資を、必要とする数量、配達日時を指定して発注していただきます。

定期配送の指定は、例えば、毎週月曜日の午前中、又は正午～午後３時の間…　などのように、数時間刻みで時間帯指定していただくことで、指定の曜日・時間帯に毎週、定期配送します。

定期配送の物資を変更する場合は、再度、パソコン画面の物資一覧から品目・数量を選び直して再入力することで、次回配送から変更の物資をお届します。また、同時に、定期配送の日時変更も指定できます。

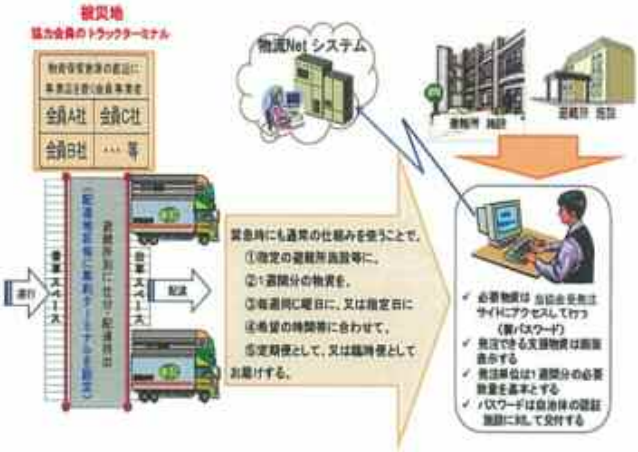

被災地（自治体・避難施設）の発注データを受信して、配車システムが作動します。配車システムは、発注の避難施設に近い物資保管倉庫（又は物流センター）を自動検索して出庫指示と出庫リストを配信し、同時に、当該倉庫（又は物流センター）に近い距離に位置する運送事業店を自動検索して集荷指示を配信し、一次（二次）物資集積所の機能を代行する会員ターミナル施設を経由して避難施設等にワンストップで配達します。

そうしたシステム運用に備えて事前に、倉庫所在データ、その在庫データ、及びそれぞれの倉庫担当者のメールアドレス等（PC 及び社用携帯電話）を登録していただけば、平常時のマクロデーターベースとしてご利用いただけます。

運送事業店の入力（登録）は、当協会で行います。倉庫・運送店事業店を自動検索した場合は、被災の有無を確認する「安否情報」を発信し、当該倉庫及び運送店の稼働を確認してから、出庫リスト・集荷指示を配信する仕様にしています。

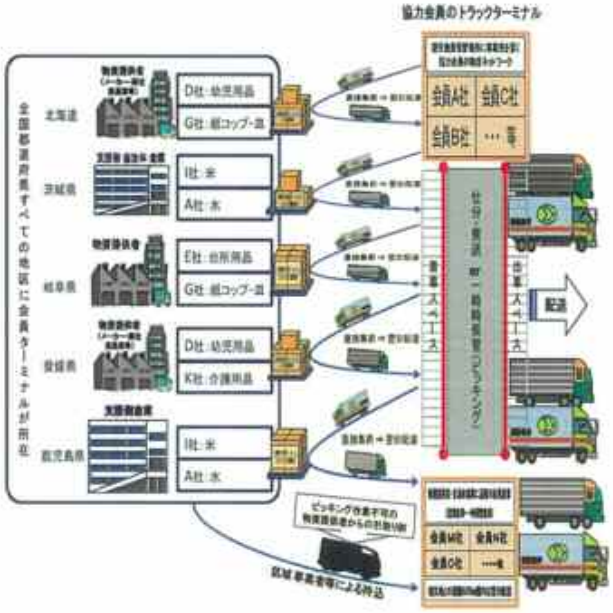

物流 Net システムの中心機能は、運送実務に関するシステムですが、災害時の緊急物資輸配送という特殊性から、発送荷主に位置付けられる政府・自治体の防災担当者の事務負担軽減と利便性のご提供、及び配達先となる被災地の自治体・避難施設に高い品質の配送サービスを提供することとは、密接不可分の関係にあります。そのため、協定いただいた政府（関係部局）、自治体（都道府県市区町）、倉庫には、データ入力、入力データの表示、データ取得等で使用する「ポータルサイト」をご提供します。

右図は、政府・自治体の関係部局等に配信するデータ表示の項目を例示しました。詳細は、今後、関係ご当局との調整により確定します。

平常時におけるポータルサイトの活用は、在庫情報の管理、物資所在情報の管理、避難施設所在情報の管理等にご活用いただけます。

有事には、被災地・避難施設に関する情報、被災者が求める物資品目・数量・配送日時に関する詳細情報、物資調達先・品目・数量等に関する詳細情報などを日々更新の最新データとして、関係者間で共有しながら把握することが出来ます。

「ポータルサイト」の立上げには、ID・PW を必要とします。ID・PW は、避難施設を除き、協定の自治体に交付させていただきます。また、「ポータルサイト」は、都道府県単位に縛りを掛け、他県データが見えない仕様を基本としております。ただし、都道府県を超えたブロック単位の閲覧をご希望の場合は、関係自治体のご要望にお応えできます。

物流 Net システム運用の役割区分は、緊急物資調達や避難施設等に関するデータ管理・運用を政府・自治体にお願いし、緊急物資輸配送の実務に係わる備蓄倉庫（又は物流センター）に対するピッキング指示、運送事業者に対する配車、及び集荷・配達に関する指示は当会で担当させていただく仕様にしております。　（役割区分は上図参照）

当協会は、昨年７月から東京都の委託を受け、都内２ヶ所の倉庫及び宮城県内 10 ヶ所の倉庫に滞留した救援物資を、宮城県の福祉施設を中心とする避難施設向けにプル型輸配送の仕組みを使って、平成 24 年末までの１年８ヶ月間、配送しました。そうした実績を評価していただき、東京都の地域防災計画（広域輸送基地の業務委託先）に参画の声掛けをいただきました。

首都直下型大地震の被害想定では、過日のテレビ報道によれば、環状七号線に沿って三日間、ドーナツ状の大火災が発生し、190 万人以上の被災者が指定避難所等に避難する旨のシュミレーション結果を取り上げていました。その際、一次物資集積所に送り込まれる緊急物資予測は、発災後７日間で、10 ﾄﾝトラック約 26,000 台、政府調達物資を含めて約 50,000 台の稼働が予測されます。　　（東京都資料を全流協で分析）

民間事業者による本格的な緊急物資輸配送は、火災等による危険が治まった後、当初は、プッシュ型物資輸送でスタートします。１週間～２週間を経過した時点からは、被災者の要望を受けたプル型緊急物資輸配送の運用が必要となることは、東日本大震災の教訓とするところです。

また、一次（二次）物資集積所の作業面からもプッシュ型輸送の問題点を指摘できます。東京都は、物流倉庫に加えて都内に４カ所ある公共トラックターミナルを、広域輸送拠点（一次物資集積所）に位置づけています。公共トラックターミナルに入居する運送事業者全社から有事の際には、荷捌きスペース、そこに所属するトラックと社員、資材等を協会の運営下に置き、広域輸送拠点（一次物資集積所）として東京都に協力する旨の取りまとめは完了しました。

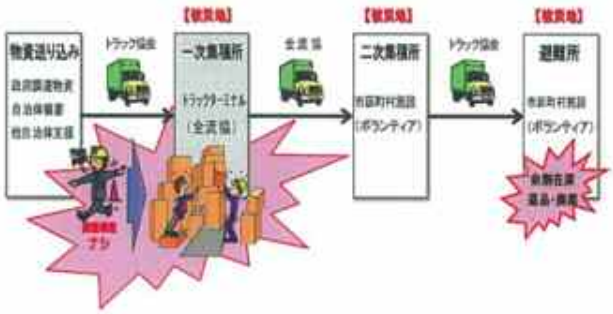

但し、仕分け施設や作業体制を整えても、日々、何千台ものトラックが大量の物資をプッシュ型輸送で持ち込むことになれば、仕分け作業の混乱と物資の滞留は避けられず、数日以内に機能不全に陥ってしまいます。（右図参照）

そうした事態は、東京都に限らず、千葉、神奈川、愛知、大阪府などの大都市部が被災地となった場合も同様と考えております。

そうした混乱や物資の滞留を回避して、被災者の手元に救援物資をスムースにお届けする仕組みとして、「物流 Net システム」の運用をご提案させていただいております。

国の緊急災害対策本部、自治体の現地災害対策本部の役割として、プッシュ型輸送を行っている１週間から２週間の間に、「物流 Net システム」の運用に切り替える準備を早めに行い、混乱する物資集積所から順次、物流 Net システムに切り替える、又は避難施設入居の被災者の状況に応じて、順次、物流 Net システムの運用に切り替えることで、物資集積所の混乱や物資の滞留を回避できます。

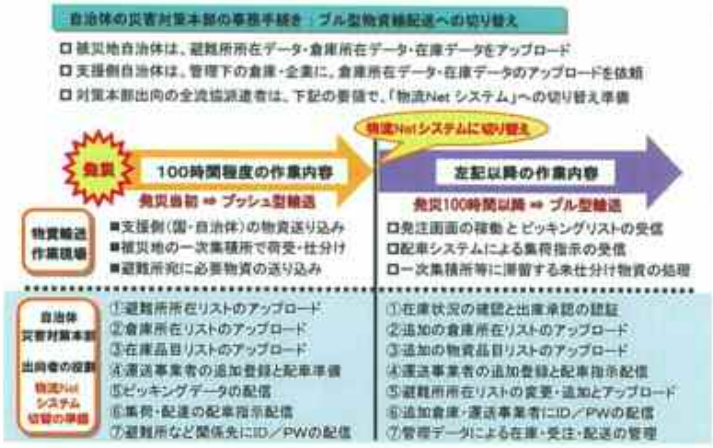

現在検討されている地域防災計画（物資輸送）では、都道府県トラック協会加盟のトラックを総動員する輸送体制を見込まれていると思います。今回ご説明するプル型物資輸送の仕組み「物流 Net システム」もまた、倉庫協会加盟企業とのシステム連携、及びトラック協会加盟企業との配車システム連携を大前提に、それぞれの得意分野を発揮できる仕様に設計しております。

東日本大震災、阪神淡路大震災など歴史に残る大災害に学び、そこに現代の技術革新された IT 技術や官民の英知を重ね合わせた防災対策が、今、話題となっています。そうした思いを緊急物資輸配送の新しい仕組み「物流 Net システム」に注ぎ込みました。

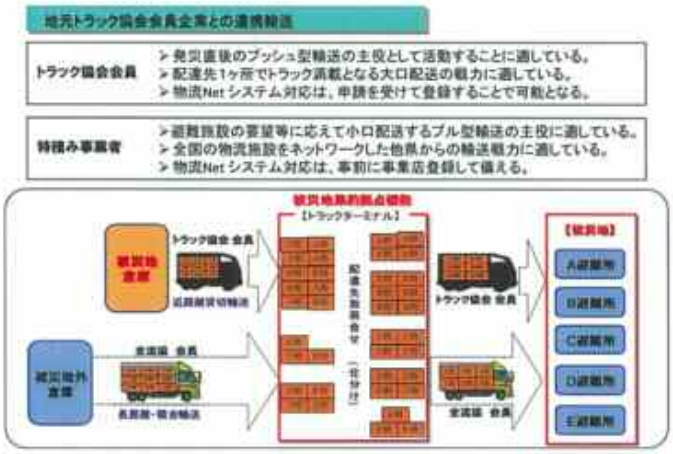

特に、当協会加盟企業の基幹システムにはめ込んだ配車システムは、現在、協会加盟企業において運用中のシステムであり、特積み事業者間で協働の枠組みとして実績を上げています。被災者（被災地・避難施設等）の安心・安全と被災地の早期の復旧・復興に役立つ実務に基づいた仕組みとして、政府、自治体、協定の物資提供企業などに広く利用いただけることを願っております。

以上